

令和元年度（2019 年度）厚生労働省子ども家庭局
子ども・子育て支援推進調査研究事業

養子縁組あっせんにおける民間あっせん機関と
児童相談所との連携や情報共有のあり方に関する
調査研究 報告書

令和2（2020）年3月

HITOTOWA INC.

目次

第Ⅰ章 調査研究の概要.....	1
1. 調査研究の実施概要.....	1
(1) 背景・目的.....	1
(2) 調査内容	2
2. 検討委員会の概要	3
(1) 体制	3
(2) 開催状況	3
第Ⅱ章 インタビュー調査	5
1. インタビュー調査概要.....	5
(1) 目的	5
(2) 調査対象	5
(3) 調査方法	5
(4) 主な調査内容	5
2. インタビュー調査結果.....	6
(1) さめじまボンディングクリニック	6
(2) ベアホープ.....	9
(3) 家庭養護促進協会 大阪事務所	12
(4) 日本国際社会事業団.....	18
(5) 東京都児童相談センター.....	24
(6) 大阪市こども相談センター.....	27
(7) 横須賀市児童相談所.....	31
(8) 東京都.....	41
3. 小括.....	43
(1) 民間あっせん機関・児童相談所との連携の状況	43
(2) 連携が円滑に進む要因.....	43
(3) 連携が困難となる要因.....	43
(4) 情報共有について	44
(5) 民間あっせん機関・児童相談所と連携する上での課題や改善策	44
(6) 情報保管、ルーツ探しの支援について	45
第Ⅲ章 アンケート調査.....	46

1. アンケート調査概要.....	46
(1) 目的	46
(2) 調査対象	46
(3) 調査方法	46
(4) 主な調査内容	46
(5) 回収結果	46
2. 民間あっせん機関アンケート調査結果.....	47
3. 児童相談所アンケート調査結果	75
4. 小括.....	106
(1) 民間あっせん機関	106
(2) 児童相談所.....	108
第Ⅳ章 調査研究の総括	110
1. 調査研究のまとめ	110
(1) 連携の状況.....	110
(2) 連携の必要性	111
(3) 連携における課題	113
2. 連携における課題への主な対応方針.....	116
(1) 民間あっせん機関と児童相談所の信頼関係の構築のための取組み.....	116
(2) 養子縁組の各プロセスでの連携.....	116
3. 出自を知る権利の保障.....	117
(1) 児童の出自を知る権利の重要性.....	118
(2) プライバシーへの配慮.....	118
(3) 記録の保管期間及び保管方法	119
(4) 記録すべき基礎的な情報の明確化	119
(5) 養子への相談支援の方法	119
4. 連携において今後検討が望まれる事項.....	123
第Ⅴ章 情報項目に関する様式集	125
第Ⅵ章 民間あっせん機関と児童相談所の連携時に参考となる手引き（案）	131
I. 本手引きの目的	i
II. 養子縁組の各プロセスにおける連携.....	ii
1. 養子縁組の検討段階における連携.....	ii

2. マッチング段階における連携.....	iv
3. 縁組成立前養育の段階における連携.....	viii
4. 養子縁組成立後の支援の段階における連携.....	xi
Ⅲ. 連携様式集.....	xii
第Ⅶ章 資料編	132
1. アンケート調査票.....	132
2. 参考文献.....	151

第 I 章 調査研究の概要

1. 調査研究の実施概要

(1) 背景・目的

平成 28 年 6 月 3 日に児童福祉法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 63 号）が公布され、「児童を家庭において養育することが困難であり又は適当でない場合にあっては児童が家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育される」よう、特別養子縁組による永続的解決（パーマネンシー保障）や里親による養育を推進することが明確化された。

平成 30 年 4 月 1 日に施行された、民間あっせん機関による養子縁組あっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成 28 年法律第 110 号）（以下「養子縁組あっせん法」という。）第 4 条においては、民間あっせん機関と児童相談所は「児童の最善の利益に資する観点から、養子縁組のあっせんに必要な情報を共有すること等により相互に連携を図りながら協力するように努めなければならない」と規定されている。

また、令和元年 6 月 14 日には、民法等の一部を改正する法律（令和元年法律第 34 号）が公布され、特別養子縁組による養子候補者の上限年齢の引き上げ等により、制度の利用が促進されることを踏まえれば、養子縁組のあっせんに必要な情報を民間あっせん機関と児童相談所との間で共有すること等さまざまな連携方策を取り得ることや、協力する上での新たな課題が生じることが考えられる。

厚生労働省（2016）「特別養子縁組に関する調査結果」によれば、回答した機関における平成 26・27 年の 2 年間における特別養子縁組の成立件数は 920 件あり、内訳は児童相談所が 610 件、民間あっせん団体が 310 件だった。そのうち、「児童相談所が連携して取り組んだ事案」は合計 120 件（19.7%）であり、連携先は「他の児童相談所」が 63 件（10.3%）、「他の民間あっせん団体」が 57 件（9.3%）、「民間あっせん団体が連携して取り組んだ事案」は 112 件（36.1%）であり、連携先は「他の児童相談所」が 57 件（18.4%）、「他の民間あっせん団体」が 55 件（17.7%）だった。

また、「特別養子縁組を検討したものの、特別養子縁組の成立には至らなかった件数」は 217 件あり、内訳は児童相談所が 94 件、民間あっせん団体が 123 件だった。そのうち、「児童相談所が連携して取り組んだ事案」は合計 12 件（12.8%、内訳）であり、連携先は「他の児童相談所」が 3 件（3.2%）、「他の民間あっせん団体」が 9 件（9.6%）、「民間あっせん団体が連携して取り組んだ事案」は 42 件（34.1%）であり、連携先は「他の児童相談所」が 41 件（33.3%）、「他の民間あっせん団体」が 1 件（0.8%）だった。

加えて、「特別養子縁組を検討したものの、養親候補者が不存在だったため、特別養子縁組を断念した事案」は、児童相談所の事案が 21 件（22.3%）、民間あっせん団体の事案

が 30 件 (24.4%) で合計 51 件 (23.5%) であり、成立しなかった件数の 2 割程度が養親候補者の不存在が理由であることが報告されている。

近年の特別養子縁組の成立件数は、年間 600 件程度 (平成 29 年は年間 616 件) であり、今後、適切な養子縁組を推進していく上で、養親候補者の情報の共有等を視野に入れたさらなる連携・協力体制が必要となる。

本研究課題では、このような背景を踏まえ、養子縁組のあっせんに係る民間あっせん機関と児童相談所との連携や情報共有について、取組事例の収集・整理と、その結果を踏まえ、あり方について検討を行うことを通じて、今後の養子縁組あっせんに役立てることを目的とするものである。なお、本調査結果は、養子縁組あっせん法の施行前の期間を含むことから、回答の中には法の適用対象とならない事例があることに留意が必要である。

(2) 調査内容

① インタビュー調査 (調査の内容の検討及び取組み事例の収集)

民間あっせん機関及び児童相談所への悉皆のアンケート調査の実施にあたり、厚生労働省 (2016) 「特別養子縁組に関する調査結果」を踏まえれば、これまで児童相談所と民間あっせん機関での連携実績は少ないと考えられる。そのため、連携実績があると考えられる自治体・児童相談所及び民間あっせん機関に、アンケート調査実施前にインタビューを行い、調査項目や内容に関する意見を収集した (事前インタビュー調査)。

加えて、検討委員会等での意見を踏まえ、児童相談所と民間あっせん機関へ実際の連携方法や情報共有する際に使用している様式、事例等に関してもインタビューを実施し、民間あっせん機関の事業の統合・廃止・許可取り消しに伴う帳簿の引継ぎや情報保管のあり方に関しても情報収集を行った (追加インタビュー調査)。

② アンケート調査 (現状把握とニーズ・課題等の抽出)

民間あっせん機関及び児童相談所の連携・情報共有に関する現状と連携のニーズ・課題点を把握するために、調査実施 (2019 年 10 月) 時点で養子縁組あっせん法に定める許可を受けた民間あっせん機関及び児童相談所に対する悉皆のアンケート調査を実施した。

主に、児童相談所または民間あっせん機関との連携状況、連携が円滑に進む要因・進まない要因、連携における課題と期待、児童の出自に関する情報提供等の状況を明らかにした。

2. 検討委員会の概要

(1) 体制

本調査研究を実施するにあたり、7名の有識者からなる検討委員会を設置した。

【構成員】

- ・岩崎 美枝子氏 家庭養護促進協会大阪事務所理事
- ◎川松 亮氏 明星大学人文学部福祉実践学科教授
- ・岸本 弘子氏 大阪市こども相談センター所長
- ・鮫島 浩二氏 さめじまボンディングクリニック院長
- ・高橋 温氏 新横浜法律事務所弁護士
- ・玉岡 雄太氏 東京都福祉保健局少子社会対策部育成支援課課長
- ・宮島 清氏 日本社会事業大学専門職大学院教授

(50音順、◎は委員長)

【厚生労働省】

- ・島 玲志氏 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課児童福祉専門官
- ・丸山 祐里枝氏 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課企画係長

【調査実施者（事務局：株式会社 HITOTOWA）】

- ・西郷 民紗
- ・佐藤 祥子
- ・佐藤 まどか
- ・田中 宏明

【調査実施支援者】

- ・家子 直幸氏 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社 主任研究員
- ・徳永 祥子氏 立命館大学衣笠総合研究機構客員准教授

(2) 開催状況

調査研究の検討・実施にあたり、専門的助言を得るために、2019年8月～2020年3月の間に、検討委員会を6回開催した。

図表 1 検討委員会の開催状況

回数	開催時期	検討事項
第 1 回	8 月	・ 研究目的、内容、事業のゴール共有 ・ ヒアリング結果の共有 ・ アンケート調査対象、内容、手法、項目案の検討
第 2 回	9 月	・ 調査票の検討 ・ 調査実施方法の検討 ・ インタビュー先の検討
第 3 回	12 月	・ 単純集計結果の共有 ・ 追加インタビュー先の検討 ・ 報告書の構成について検討
第 4 回	1 月	・ 追加分析結果の共有 ・ インタビュー結果の報告 ・ 報告書の記載内容について検討
第 5 回	2 月	・ 報告書の素案を基に記載内容の検討
第 6 回	3 月	・ 報告書案の検討

第Ⅱ章 インタビュー調査

1. インタビュー調査概要

(1) 目的

民間あっせん機関及び児童相談所の連携・情報共有に関する現状と連携のニーズ・課題点を把握する。

(2) 調査対象

民間あっせん機関及び児童相談所、自治体の担当者を調査対象とした。具体的な調査対象は以下の通りである。

【民間あっせん機関】

- ・さめじまボンディングクリニック
- ・ベアホープ
- ・家庭養護促進協会 大阪事務所
- ・日本国際社会事業団

【児童相談所】

- ・東京都児童相談センター
- ・大阪市こども相談センター
- ・横須賀市児童相談所

【自治体】

- ・東京都

(3) 調査方法

団体ごとの個別面接（半構造化インタビュー）を行った。調査実施時期は、2019年8月～2019年11月。

(4) 主な調査内容

- ①児童相談所・民間あっせん機関との連携の状況
- ②連携が円滑に進む要因
- ③連携が困難となる要因
- ④情報共有について
- ⑤児童相談所・民間あっせん機関と連携する上での課題や改善策
- ⑥情報保管、ルーツ探しの支援について

2. インタビュー調査結果

(1) さめじまボンディングクリニック

①児童相談所との連携の状況

- ・ 要保護児童対策地域協議会の枠組みを使って関係機関と情報共有する機会が多く、県内のすべての児童相談所とやりとりしたことがある。

②連携が円滑に進む要因

- ・ 当院が営利目的でないことへの理解とともに、妊婦への医療的および精神的側面での支援など、特定妊婦への支援を評価されていることが背景にあるのではないか。近隣の児童相談所は、当団体（及び当院）の取り組みをよく理解しており、連携が図りやすい。
- ・ 児童相談所の担当者が特別養子縁組の意義や乳児院への入所措置の難しさ（実親が面会訪問しなくなる場合があること等）を理解していることや民間あっせん機関側への信用があることが重要である。
- ・ ケースの方針決定に関する情報共有を行ったケースでは、一時保護委託や精神科医へのつながりも円滑に行うことができたが、担当者次第という側面は大きい。
- ・ 基本的には当団体に対して友好的な担当者が多い。これは、当団体の活動が近隣の児童相談所や、特に県内の児童相談所に伝わっている、あるいは説明すれば理解してもらえることが多いということだと思われる。

③連携が困難となる要因

- ・ 連携が難しいと感じるケースは多くなく、事例としてはまれである。
- ・ 情報共有ができる前提として、相手先機関への信頼が挙げられる。信頼は個々の担当者と育むもので、近隣の児童相談所とは築きやすいが、遠方だと構築しづらい面はある。
- ・ 出産後の母子の支援方針を連携して検討する際、児童相談所からの協力が円滑に得られる場合とそうでない場合があるが、これには児童相談所内の様々な要素が影響している。

④情報共有について

i) 情報共有に対する考え方

- ・ 要保護児童対策地域協議会は守秘義務があるので、協議会が開催できれば連携は自然とうまくいっている。
- ・ 支援側の関係者（可能であれば本人も）が顔を合わせて、どうしたら最良の道に導けるかを考えるのがあるべき姿だと感じている。妊婦は日々状況が変化し、連携が必要な機関も変化していくところが難しく、だからこそ要保護児童対策地域協議会のような体制が必要となる。

- ・過去の経験等から行政を信頼していない実母の場合は、児童相談所につなげることで自体が難しいケースもある。その場合には民間あっせん機関の役割が発揮しやすいが、それともただ担当者からお願いされ任せきりになるのではなく、最低限の情報共有はあるべきではないか。本人が情報共有を拒否するのであれば仕方ないが、状況が変わったら行政保健師がすぐに関わってくれるなど、支援側の協働は不可欠である。
- ・養子縁組を検討する場合には、支援側の機関が子どもの最善の利益を第一に動くことが大前提である。そのためには、妊婦によりよい支援を提供する必要がある、それを目的として情報共有が行われるべきである。

ii) 情報共有の方法、範囲、頻度等

- ・診察結果などは様式を作成して都度共有するようにしているが、そのための様式は用いておらず、ケースバイケースで対応している。

⑤ 児童相談所と連携する上での課題や改善策

i) 情報共有

- ・児童相談所は、個人情報の壁で情報を出しづらいのかもしれないが、養親に関する情報共有（研修でのできごと等）はもう少し積極的に行ってほしい。犯罪歴や児童福祉法違反等は照会されるが、この範囲に含まれない幼児性愛の懸念など、児童相談所がリスクを察知した場合には可能な範囲で共有してもらえるとよい。

ii) 民間あっせん機関に対する信頼感の醸成

- ・個人情報の管理方法について、児童相談所が民間あっせんの仕組みに不信感を持っていると感じることがある。不信感を抱かせる民間あっせん機関が1箇所でもあると、民間あっせん機関全体が信頼されなくなってしまう。
- ・民間あっせん機関では、児童相談所の担当者と直接対面する機会が必ずしもあるわけではない。当団体では特別養子縁組の啓発等をテーマにしたシンポジウムを毎年開催し、理解を得る努力をしているが、こういった広報活動は、行政側からも働きかけがあってよいのではないか。そうでなければ、個々の担当者次第という状況はいつまでも改善されない。

iii) ハイリスクケースのマッチング

- ・ケースへの対応にあたっては、医療的および精神的側面・社会的側面・福祉的側面から困難さを「トリアージ」する必要があるのではないか。つまり、民間あっせん機関があらゆるケースの全側面を背負う前提で制度設計するのではなく、個別の状況に応じて民間あっせん機関や児童相談所をはじめとした関係機関間の連携を前提に支援方針を検討すべきだと考える。

- ・例えば近親間や障害児出産のケース等では、民間あっせん機関が単独で支援方針を決定・実施していることが適切でないと考えられる事案も生じている。無理のあるマッチングが行われないように複数の視点で検討されることも重要である。
- ・現状では、複数の機関による検討が必要なケースであっても、それを話し合うための場が制度的に担保されていない。そのため、例えば新生児に重篤な疾病があっても医療の視点が十分に入らないままに、民間あっせん機関による養子縁組の手続きが進んでしまうことも考えうる。
- ・民間あっせん機関の独自の委託の手続きに対して、どの機関にも指摘できる権限がないことが課題だと認識している。児童相談所でなくてもよいが、必要な場合には然るべき機関が検討してストップをかけられることも必要。制度的な慎重さがなく進みかねないところが怖いと感じる。
- ・特に、疾病や障害等がある児童の場合には、児童相談所が職権（所長権限）で強制力を行使すべきケースもあると感じる。児童相談所の担当者が、支援方針の決定の際に見立てを養親希望者に伝えるとともに、どのようなサポートが得られるかも伝えておけるといい。

iv)委託後の事後検証について

- ・養子縁組あっせん法では、あっせん件数の自治体への報告は義務付けられているが、委託後も見据えた十分な支援方針が立てられ、実行されたかは検証されず、すべて事後報告である。
- ・委託後に支援計画やマッチングの適切性が検証されることになれば、民間あっせん機関側の活動もより慎重になるのではないかな。
- ・事後検証の結果、児童相談所等の公的機関がサポートしたほうがよい支援になったケースがあれば、今後改善が図られるべきではないかな。

v)その他機関との協力・連携について

- ・母子の支援方針が定まらず保健師に連絡する場合や、妊娠中に今後困難が予想されるケースについては市区町村や関係機関と要保護児童対策地域協議会で情報を出し合う場合も多い。
- ・平成 30 年度から「埼玉県産前・産後母子支援特別養子縁組推進モデル事業」を受託している。

(2) ベアホープ

①児童相談所との連携の状況

- ・ 当団体では児童相談所と支援計画を一緒に立て、それに基づいて行動することを連携と認識している（当団体から児童相談所に紹介を行うのみのケースは除く）。困難なケースであっても、柔軟性・専門性をもってアプローチできるのが強みだと考えている。
- ・ 児童相談所のケースの連携は、児童相談所から当団体にケースの相談が来るところから始まり、具体的には、子どもや実父母、養親が児童相談所の管轄外の自治体にいるケースや、複数の自治体を跨いだ対応が必要なケース、地域の移動が多いケース、子どもが多国籍で現地の法律を確認する必要があるケース、障害児や実親に精神障害があるケース、養親が見つからないケース等がある。丁寧に関われば対応できるが、時間はかかるものが多い印象である。

②連携が円滑に進む要因

- ・ 児童相談所と1回連携ができると、やり方が分かり、連携しやすくなる。
- ・ これまで連携がうまくいったケースは、児童相談所の担当者によるところもあり、自治体の制度に基づいて連携をしているという印象ではなかった。
- ・ 児童相談所から研修講師に呼ばれることもある。民間あっせん機関ができないこともたくさんあるが、一方で学ぶこともある、という感覚が広がってきているかもしれない。
- ・ また、児童相談所長の方針によっても異なる印象も受けている。
- ・ あるケースに対して、同じ認識のもとで取り組みたいという意味が民間あっせん機関側から示せれば、動いてくれる児童相談所も多いのではないかと感じている。

③連携が困難となる要因

- ・ 児童相談所にとって、連携することで手続きが煩雑になることや、自己判断での連携が難しいことが考えられる。忙しすぎて取り組めない場合もあると考える。初めから民間あっせん機関とは連携しない、情報交換しないなど消極的な姿勢が見られることもある。
- ・ 民間あっせん機関は怪しい、胡散臭いというイメージを持っている児童相談所もあるのではないかと感じている。都道府県によって、許可の判断の程度が異なることにより、民間あっせん機関の法令遵守の徹底や質の評価がきちんとされていないことも、信用を得られない原因として考えられる。
- ・ 現状は児童相談所と連携するほど困難なケースの数は多くなるという側面もある。子どもの年齢が高くなれば、それだけ支援すべき課題は多く、長期的支援のための費用負担が高まる場合もある。本来、困難なケースこそ公的資金で長期的支援をすべきだと感じている。

- ・家庭復帰できるかどうかの判断の時に、何を根拠にすべきかの研究は不十分だと感じる。民間あっせん機関と行政側との判断にズレがあると、その後が連携しづらくなることは懸念点である。
- ・民間あっせん機関で、養子縁組あっせん法 25 条による規定があるにもかかわらず、ケースのふり分けが行われていることは課題だと感じている。障害児、病児、高年齢の子ども、実母の精神的な問題等是对応が困難ではあるが、健常児の新生児だけを扱う民間あっせん機関に養親候補者の申し込みが集中し、困難なケースを扱う民間あっせん機関には養親候補者が集まらなかったり、費用負担が増えることで経営を圧迫する結果ともなる。すべての機関が法に従って、ケースに対応できる質を担保できるよう尽力する必要がある。

④情報共有について

- ・あっせん後の養親と子どものフォローアップの報告は、当団体では行っているが、一般的には行っている機関は少ない印象がある。
- ・養子縁組あっせん法では、子どもが委託された先の自治体に養育開始の報告をする義務が生じたが、当団体では児童相談所にも連絡している。

⑤児童相談所と連携する上での課題や改善策

i)情報共有

- ・何が必要な情報で、何が不必要な情報かというのを誰が判断するのが課題だと感じている。
- ・子どもと実親の情報に関しては、内容の統一が難しいと感じる。
- ・児童相談所から民間あっせん機関が相談を受ける形での連携のケースは増えているが、養親は枯渇している状態である。民間あっせん機関の養親研修は費用がかかることもあり、養親が民間あっせん機関に来なくなっていると感じている。児童相談所と養親候補者に関する情報の連携ができると良いと考えている。
- ・民間あっせん機関なら口頭の約束で済むことでも、行政は管轄の異なる自治体とのやりとりが発生する場合に書式も必要になる。そうした時に、統一様式がなく困ることがあったため、国が統一のものを作ってくればやりやすくなると考えている。

ii)連携のあり方

- ・連携のやり方をすべて同じ水準にしようとすると、民間あっせん機関の柔軟性がなくなってしまう。どの民間あっせん機関でも同じことができるというのが行政や医療機関には分かりやすいかもしれないが、行政も地域性やニーズに対応した形になっているのと同様で、どの部分で連携するかはそれぞれ判断していくことが求められるのではないかと思う。

- ・施設にいる子どもをどうやって家庭養育につなげるか、そのために民間あっせん機関として自分たちの支援の質がどうあるべきかを考えていく必要があると考えている。

iii) その他機関との協力・連携について

- ・連携は、民間あっせん機関と児童相談所だけでなく医療機関も関わる問題であり、医療機関との連携がハードルになることもある。医療機関が民間あっせん機関との連携を拒否することで、実親の自責の念を助長させたり、養親が医療機関への立ち入りを禁止されることによって、真実告知で重要な子どものお迎えの日などの語りがネガティブなスタートとなってしまうことがある。
- ・ドイツの妊娠葛藤相談所では、産むか産まないか迷っている人に対してはすべての選択肢を説明しており、情報提供方法や熟慮期間も法律で決まっている。今後、そのような取り組みを参考にしていく必要があると感じている。

(3) 家庭養護促進協会 大阪事務所

①児童相談所との連携の状況

i)連携の経緯

- ・ 1962 年から始まった家庭養護促進協会神戸事務所と神戸新聞、神戸市児童相談所で実施していた「『あなたの愛の手を』運動」で最初の 50 ケースがすべて委託等につながったことから、大阪でも実施したいとの行政の意向があり、毎日新聞大阪本社社会部、大阪府、大阪市と連携するようになった。
- ・ 連携をはじめた 1964 年に、大阪市からは「委託金」、大阪府からは「補助金」の形で資金を受け、その後も大阪市・大阪府・当協会の 3 者協働の形式を取っている。児童相談所の業務と、委託事業として民間に委ねる業務の分化が進んでいる。

ii)契約方式と事業内容

- ・ 当団体では、大阪市・大阪府と事業委託、堺市では補助事業として連携している。

<大阪市>

- ・ 一時期、公募形式になったことがあるが、2015 年からは特命随意契約となっている。

<大阪府>

- ・ 補助事業だったものが、2008 年度から委託事業に切り替えになった。2016 年度から、養子縁組里親に特化した養子縁組支援機関事業となった。里親制度の普及啓発や相互交流は里親会や他の里親支援機関なども担っている。

<堺市>

- ・ 2006 年 4 月から政令指定都市になり、補助金の交付を受けて里親子のマッチングや広報活動、アフターケア、相互交流などを協働している。

iii)連携の件数

- ・ 当団体ではマッチングの推薦を行った数を「件数」としてカウントしている。2018 年度に児童相談所に推薦したケースでは、総数 26 件中、大阪市内の養親が 3 組、大阪府内が 8 組、府外が 15 組。直近 5 年間を見ると、府内（大阪市含む）と府外がそれぞれ半数程度となっている。
- ・ 児童相談所との事前の合意事項として、「愛の手」に掲載可能な件数が年間で述べ 50 件（大阪市 25 件、大阪府 20 件、堺市 5 件程度）と決まっており、これが目安となっている。子どもの実人数は 40 人強程度であり、再掲となる子どもも数人いる。

iv)連携のフロー

＜大阪市・大阪府・堺市の場合＞

- ・「愛の手」への掲載以降は、児童相談所としてのマッチングの決定以外は、ほぼすべてのプロセスで連携する。
- ・里親希望者の申し込みまでのフロー
里親希望者は、児童相談所で里親登録手続き（ただし、大阪府在住者については、当団体がガイダンス面接を受けた後、児童相談所での手続きに進む）を行う。⇒登録後「愛の手」の記事を見て、特定の子どもに申し込みをする。
- ・「愛の手」掲載から委託までのフロー
児童相談所で養子縁組の対象の児童が選定された後、児童相談所から依頼を受け、児童相談所職員と新聞記者とともに取材し、新聞社へ「愛の手」への掲載依頼を行う。⇒「愛の手」を見た申込者に対応（面接、調査）する。⇒児童相談所に里親希望者を推薦する。⇒児童相談所としてマッチングの決定をする。⇒面会・実習・委託を行う。⇒委託後のフォローを行う。
- ・取材同行から「愛の手」の掲載依頼、養親の推薦までは当団体がメインで進めている。随時、児童相談所と連絡は取るようにし、必要に応じて里親側の児童相談所にも連絡を取っている。
- ・当団体が里親希望者の推薦書を上げてから、児童相談所内での検討が始まる。推薦が承諾された後、子どもの面会は児童相談所と当団体が立会うこととしており、近畿圏の児童相談所は一緒に立ち会ってくれることもある。
- ・委託後のフォローは子ども担当ワーカー、里親担当ワーカー、出身施設の担当職員、地域の施設の里親支援専門相談員に、当団体が加わる形で連携する。

②連携が円滑に進む要因

- ・委託契約を締結していることで、情報を共有しやすくなる。実際に、大阪府と支援機関として委託契約を締結した2016年度以降はケースの情報量が増えたと感じる。
- ・大阪市や大阪府では、当団体が養親候補者が見つからないケースについて、府外の中央児童相談所に新聞記事の切り抜きを提供する形で打診していることもある（年に1回程度）。これは、児童相談所間のつながりがあるからできることではないかと感じている。府外から連絡があれば児童相談所で受けた後、当団体へつないでもらっている。
- ・堺市は、委託事業ではなく補助事業として実施しており、当協会が立てた事業計画に対して補助を受けることから、事業として柔軟に対応できる感覚がある。

③連携が困難となる要因

- ・基本的に、連携のやりにくさはあまり感じない。

- ・管轄外の地域では、里親を推薦する前に里親側の児童相談所の担当ワーカーによるフォローが必要だと事前に伝えるようにしている。ただし、どこまで具体的に連携するかは決まっていないため、双方の認識にズレが生じてしまうことがある。
- ・補助事業は突如ストップした時期もあるなど、事業として非常に不安定である。
- ・「連携」という言葉を用いているものの、必要な子どもの情報が共有されないこともある。委託を受ける側としても、必要な情報共有があって初めてきちんと連携を取ることができると感じている。
- ・本庁が示す方針と児童相談所の担当ワーカーの活動が必ずしも合致するわけではない。児童相談所のワーカーだけでなく、事業委託については契約など事務担当でもある本庁の職員の現状の理解や情報共有が必要で信頼関係も大事だが、信頼関係を構築できたとしても、異動サイクルが早いため、イチからやり直しとなることがある。

④情報共有について

i)情報共有の方法、範囲、頻度等

- ・大阪府では「連絡会」を月2回実施することが仕様書で定められており、大阪市と堺市はそのうちの1回の後半部分に加わり、児童相談所の担当者も含めた情報共有の場を設けている。
- ・連絡会の議題は、研修や広報のスケジュール等の連絡事項が中心だが、当団体からは「愛の手」のケースの報告を行い、児童相談所からは里親登録の申込みがあった際のアセスメント結果も共有される。
- ・本当に対応が急がれるケースに関しては、情報共有の頻度は月2回だと少ないため、個々でやり取りをしている。
- ・契約書の条項に個人情報の取り扱いの管理方法は示されているが、管理方法以外の取り決めはしづらいていると感じている。

ii)連携様式

<大阪市>

- ・大阪府では「連絡会」を月2回実施することが仕様書で定められており、大阪市と堺市はそのうちの1回の後半部分に加わり、児童相談所の担当者も含めた情報共有の場を設けている。
- ・連絡会の議題は、研修や広報のスケジュール等の連絡事項が中心だが、当団体からは「愛の手」のケースの報告を行い、児童相談所からは里親登録の申込みがあった際のアセスメント結果も共有される。
- ・本当に対応が急がれるケースに関しては、情報共有の頻度は月2回だと少ないため、個々でやり取りをしている。

- ・ 契約書の条項に個人情報の取り扱いの管理方法は示されているが、管理方法以外の取り決めはしづらいつ感じている。

<大阪府>

- ・ 子どもの情報は、以前の補助事業の時期には「ケース概要」として A4 の 1 枚紙が情報共有されるだけだったが、委託事業に切り替わってからはケースの経過も含めて 8 枚ぐらいに情報量が増えた。

[内容：相談の要旨、問題の進展状況（時系列のケース概要）、児童の成育歴（チェックリスト形式）、子ども自身の既往症、子どもの状況、家庭の状況、父母の生活歴・生活状況、親族との関係、家族・地域社会との関係、心理所見、児童相談所の処遇方針等]

- ・ 里親認定・登録が完了した夫婦については、ワーカーとのやりとりの中で情報を共有している。さらに、審査部会に諮るために児童相談所が作成した「里親申請者調査意見書」の写しをもらっている。

[内容：基本属性、里親申し込みの動機、経済状況、住居の状況、地域の状況（社会資源）、生活歴、職歴、性格、趣味・嗜好、健康状態、家族の雰囲気、親族・友人との交流、養育方針、養育に対する理解・熱意、調査者や行政の意見、施設での養育研修におけるアセスメント結果等]

<堺市>

- ・ 補助事業であることもあり、個人情報をどこまで提供／受領可能であるかの取り決めはしていない。ケースのおおまかな流れを整理した 1～2 ページ程度の資料が共有され、その他は担当のワーカーに口頭で質問している。

⑤児童相談所と連携する上での課題や改善策

i) 児童相談所から見た民間あっせん機関との連携の課題とメリット

- ・ 当団体がおこなっている児童相談所里親担当者連絡会の事前アンケートとして「里親支援機関事業と連携する際に感じている問題や今後の課題」についてたずねたところ、以下の意見があった。
- ・ ケースに対する意見が分かれることは当然あるが、そういうものだと考えている。全国の児童相談所に呼び掛けて実施している勉強会で、里親支援機関と児童相談所の課題一覧を作ったことがあり、その中で意見が分かれた時のことに関する課題は挙がった。一方、「行政がやりづらい成立後の支援までやってくれる」との評価も受けていた。
- ・ 課題として「会議が増えたことによる業務量増加、個人情報の共有などの整理」、いいところとして「養子縁組里親に特化した広報啓発ができる、実際に問合せや委託が増えた、養親に制度の理解がある状態で申込となるため調査が円滑、アセスメントの視点の

多角化、マッチングで委託の検討が迅速になった、児童と里親の両方を把握する立場であり関係機関にも安心感がある、24 時間体制でタイムリーな相談が可能、訪問以外のメールや電話といった選択肢、サロンやキャンプ等のアフターフォローをしている」が挙げられていた。

ii)課題が生じる背景

- ・（児童を委託した先の）児童相談所が委託後のフォローを約束してくれる場合はケースを円滑に進められるが、そうでなければ対応は困難である。「一緒にやりましょう」と言ってくればそれでよいし、ケースを丸投げするつもりも当然ないが、消極的な姿勢を見せられたり、求めている協力のレベルを想定していなかったりすると、うまくいかなくなってしまう。
- ・「連携がうまくいく」というのは、共通の理解が共有できている状態を指すと考えている。逆に、互いの理解が同じ状態でないままだと、最後になってケースが前に進まなくなってしまう。
- ・担当ワーカーとのつながりがあると連携しやすく感じている。機関同士のつながりの前段として、個人のつながりが連携の基盤になっている。この背景として、ケースを進行する中で互いに無理を聞いてもらわないといけない事項が生じる、ということが考えられる。
- ・同じ「連携」と言っても、委託事業としての連携と、個別ケースの連携は別の物である。委託の場合は、ワーカーだけでなく本庁との信頼関係も重要だと感じている。

iii)家庭訪問における課題

- ・訪問頻度や訪問者などを、もう少し一本化することが必要なのではないか。連携機関同士が共同で実施できることが理想だと思う。それぞれに方針があると、家庭訪問すべきでないタイミングで行ってしまい、子どもの出身施設の職員による訪問を子どもが自分を迎えに来たのではないかと不安を与え動揺してしまうこともあった。
- ・本来は心配なケースだからこそ連携機関がみんなで訪問すべきだが、どれくらいの頻度の訪問が必要なのかが共有できていないと、里親委託ガイドラインに書かれていることにただ従っているだけになってしまう。

iv)その他機関との協力・連携について

- ・これまで要保護児童対策地域協議会と連携したケースはない。あるとしても、児童相談所が関わるケースであれば、児童相談所が対応しているはずである。
- ・医療機関とは、以前は父母が養子縁組を検討しているタイミングでつながることがあったが、現在では直接連絡が来ることはほとんどなくなった。古くから付き合いのある周産期の病院もあり、児童相談所が養子縁組を受けていなかった 30 年前はつきあいが多

かったが、今は児童相談所に連絡をしている。なお、同病院のソーシャルワーカーは、養子縁組を検討している母がいた場合は、民間あっせん機関で対応が可能なケースかどうかを見極め、対応可能と判断した時には、当団体についても情報提供をしてくれている。

- ・ 当団体と父母との接点として、妊娠相談を電話で受け付ける思春期妊娠危機センター（APCC）を設置しているが、養子縁組の検討に関する相談は入ってこなくなっている。
- ・ 当団体では、手続きに責任を持ってもらうため、父母が養子縁組の手続きに協力できると見込めるケースしか対応しない方針を取ってきた。当団体が（委託事業以外で）独自に養子縁組あっせんを行うケースは、父母と契約している。

⑥情報保管、ルーツ探しの支援について

- ・ 現在はケース記録に基づいて情報を提供できるようになったが、児童相談所からの情報が乏しかった時期のものは、情報量が少ないため、児童相談所に聞いてもらうしかない。時に、子どもがケース記録のコピーを欲しいということがあるが、当団体ではそのまま渡すことはしておらず、口頭で説明している。
- ・ どこまで知りたいのかは、子どもによって異なるはずであるため、全部の情報を見せるわけではない。もちろん希望すれば実親を探す、ルーツを辿るための支援もするが、うろたえる子どもも多いことやその他の理由等により、当団体では20歳を超えるまで待ってもらうよう対応している。
- ・ データは紙形式で、ファイルに綴じて当団体のケース庫に保管している。「愛の手」の掲載記事から、推薦した経緯に至るまで、その後のフォローについてのすべてを綴じている。

(4) 日本国際社会事業団

①児童相談所との連携の状況

i)連携の状況と経緯

- ・ 実父母からの相談は児童相談所からの紹介が多いが、当団体に直接寄せられるものもある。
- ・ 紹介は主に、大阪市、大阪府、大分県、横浜市の各児童相談所からである。
- ・ 大阪市は当団体の設立当初より紹介実績があり、細く長く連携している。アウトリーチの風土があると感じる。
- ・ 横浜市とは養子縁組や無国籍の子どもの就籍について相談を受けたケースがある。
- ・ 横須賀市とは協定を締結している。まだ実際のケースは発生していないが、協定があることで、連携方法が確立されることは良いと考えている。

ii)連携のフロー

<大阪市>

- ・ 当団体と協働経験のある施設の職員が児童相談所に養子縁組について相談し、児童相談所から当団体に相談をもらう形が多い。また、「愛の手」に複数回掲載をしたものの養親が見つからない場合等に当団体に相談が来ることもある。

<横浜市>

- ・ 当団体の活動に理解のある児童相談所職員を経由して当団体に相談が来る。また、当団体を評価してくれている施設長がおり、養親が見つからない場合に当団体に相談するよう、児童相談所に働きかけてくれる場合もある。

<横須賀市>

- ・ 横須賀市は協定を結んだ全ての民間あっせん機関に子どもを紹介し、民間あっせん機関から養親の紹介を受けた横須賀市がマッチングすることになっている。マッチング後は必要に応じて、児童相談所も養親宅を家庭訪問する。
- ・ 協定では、民間あっせん機関の機動力や培ったノウハウをうまく使いながら、よりよい実践ができると思う。

iii)連携の件数

- ・ 2017 年度から 2018 年度までの 2 か年間で特別養子縁組を検討したケース 2 件は、どちらも児童相談所からの紹介である。
- ・ 2017 年度から 2018 年度までの 2 か年間で特別養子縁組を検討し、成立した 1 件のケースは東京都外の児童相談所から紹介を受けたケースで、委託先も東京都外である。

iv) ケースの特徴

- ・ 当団体が養子縁組を行う大多数は日本人の子どもであるが、ダブルの子どももいる。子どもは日本人、養親は外国籍というケースも多い。
- ・ 子どもが外国籍の場合は、日本人ではなく同じルーツを持つ養親に委託することが望ましいケースがある。そうした時に、当団体がお手伝いできるとよいと考えている。

② 連携が円滑に進む要因

- ・ 基本的には児童相談所から紹介を受けるので、児童相談所は協力してくれる。不調になったケースもあるが、検討の過程では互いに相談し、実父母・養親の居住地にある双方の児童相談所が関わることもある。
- ・ 児童相談所との役割分担について、特に決まりはないが、養親への委託後の支援は当団体を中心となって行っている。また、家庭訪問は、当団体が児童相談所と一緒にするケースとしないケースがあるが、基本的には当団体から児童相談所に適応調査の結果を報告する。
- ・ 大阪市、横浜市との連携では、どうすればうまくいくか、互いの意見を聞きながら実態に即して擦り合わせをしている。予めルールを細かく決めるより、柔軟に連携ができる点が良いと思う。
- ・ 児童相談所には養親のことをなるべく詳しく話すようにしている。養親の適格性を判断するために、行政からも子どもに関する必要な情報が提供されるのが望ましいと思う。

③ 連携が困難となる要因

- ・ 基本的に児童相談所から紹介を受けているため、連携が困難な事例はない。

④ 情報共有について

i) 情報共有の方法、範囲、頻度等

- ・ 子どもの居住地の自治体への養育開始の届出はしている。その際に、児童相談所から養親情報が欲しいと言われたことはない。
- ・ 当団体では外国人の養親候補が多かったため、家庭裁判所に申立てをする際、家庭裁判所から児童相談所に照会状が届いたタイミングで、児童相談所から当団体に養親情報が欲しいという連絡が来たことはある。同居を開始した際に問い合わせが来たことはないと思う。同居児童の届出があると、児童相談所は独自に家庭訪問を行うが、言葉の壁がある場合は、当団体が通訳を兼ねて児童相談所と一緒に訪問する場合もある。
- ・ 養親の情報を予め民間あっせん機関から児童相談所に提供することは、本人の承諾が得られれば可能だと思うが、必要な情報の範囲にもよる。基本的には子どもの同居が始まれば、地域との連携も必要だと考えているため、必要な情報は共有している。

- ・ 児童相談所との情報共有は、ケースカンファレンスをするやり方もあるのではないかと考えている。現状は電話での情報共有や、委託に向けた相談の際には、書面でこれまでの相談の経緯を児童相談所からもらっている。

ii)連携様式

- ・ 様式はなく、その都度相談しながら共有をしている。

⑤児童相談所と連携する上での課題や改善策

i)連携のあり方

- ・ 日本では民間あっせん機関がひとつのケースを扱うことが多いが、海外だと子どもと養親を別の民間あっせん機関が扱う場合もあり、そうしたやり方もあるのではないかとと思う。
- ・ 相互に共有していくのか、双方が独自に行った結果を共有するのかは分からないが、連携においてはアセスメントが重要だと考えている。また、アセスメントの視点が異なる部分はあると思うが、共通の基盤も必要だと考えている。
- ・ 日本の児童相談所では広域委託の実践がない印象がある。民間あっせん機関が入ること、養子縁組の可能性が広がればよいと思う。自治体で里親登録をしていて、当団体でも養親登録をしている方であれば、広域の里親委託もしやすいのではないかと考えている。
- ・ 養子縁組成立までやその後も、相談できる機関として支援関係を続けたいと考えている。3者で互いに補いつつ、子どもを支援するということを目指したい。
- ・ 行政に養親を紹介した後、民間あっせん機関が任意に関わるスタンスになってしまうと、養親との関係が切れてしまう可能性がある。関係を維持しなければ適切な支援ができないため、双方が長期的な支援を提供するという視点を持つことが重要だと思う。
- ・ 行政は民間あっせん機関との連携を試行し、成功体験を積み重ねることが必要ではないかと思う。児童相談所、民間あっせん機関が連携しながらうまくやっていけるのが理想だと思う。

ii)外国にルーツを持つ子どものケース

- ・ 外国籍の子どもの家族統合、外国ルーツの子どものアセスメント、対応、調査も重要である。民間あっせん機関と児童相談所、行政が協力し役割分担できれば良いと思う。
- ・ 国籍や民族的なバックグラウンドへの配慮は乏しいのが現状であり、子どものアイデンティティ問題への対処や、出生登録、国籍取得手続きの観点で危惧することも多い。
- ・ 国籍がない状態で施設を退所し、子どもを産むケースもある。施設を退所後、子どもが自力で国籍を取得することは非常に困難であり、記録へのアクセスも難しいため、児童相談所は措置中に国籍の有無を確認し、取得してから退所させてほしいと考えている。

- ・国籍が無くとも、在留資格があれば住民票の取得、保険の加入は可能となる。しかし、無国籍状態では、婚姻要件具備証明書（独身証明書）を提出できないために、婚姻や子どもの認知手続きをすることができない。
- ・母国の親族が養育可能な場合、家族統合を図る方法もある。国内の実母が養育できないという理由のみで、措置や養子縁組をすることが必ずしも望ましいとはいえないのではないか。包括的に家族調査を行い、家族統合の可能性を探ることも必要だと考えている。
- ・当団体では問い合わせを受けた場合、手続きの方法を伝えているが、問い合わせ者が自分で手続きをできない場合もある。また、当団体で対応する場合には、費用が発生するため、それを伝えると諦める人もいる。
- ・行政機関によるケースマネジメントが重要だが、現状は担当者によって対応がまちまちな印象である。

iii) その他機関との協力・連携について

- ・連携はあまりない。医療的ニーズがある子どものケースで、治療方針や予後について医師に聞いたことはあった。

⑥ 情報保管、ルーツ探しの支援について

i) 情報保管の方法

- ・基本的にはデータで保管している。名前などの基礎情報はデータ化し、一部昔の記録は書面で残している。事務所のキャビネットに、ケースごとに書類を封筒に入れ保管している。

ii) ルーツ探しに関する問い合わせとその対応【「図表 2 ルーツ探しに関する資料」を参照】

- ・問い合わせは年間 20 件程度、月 2-3 件程度ある。うち、当団体を利用しルーツ探しを始める人は年間 10 人前後で、継続支援している人は 10 人程度である。
- ・問い合わせをして来るのは養子、養子の子ども・孫、実母（終活のため）、弁護士（遺産、相続の対応のため）などである。養子が問い合わせにあたって当団体を知る経緯は様々である。
- ・体制としては、養子縁組を担当するソーシャルワーカーがルーツ探しも担当する。
- ・特別養子縁組制度ができる前は、普通養子縁組だったため、ルーツをたどることは比較的に容易であるが、特別養子縁組をした養子と実母の再会を支援した件数はまだ少ない。
- ・ルーツ探しの対応においては、養子や実親・実家族の感情の揺れに寄り添っていくことが大切だと感じている。

- ・ ルーツ探しの依頼を受けた際は、まず何が知りたいかを確認する。当団体の記録を読んで満足する人もいれば、読んだ上で実母を探したい意向を持つ人もいる。当事者が知りたいことに応えるようにし、必要としていない情報は不用意に伝えないようにしている。
- ・ ルーツ探しの支援についてマニュアルはないが、カウンセリングでソーシャルワーカーが相談者のニーズを見極めて対応している。

iii) あっせん時の記録の取り方

- ・ あっせんに係る全ての記録を残している。実母との面会では、子どもの名前の由来、実父母の成育歴、癖、特徴など、子どもに提供できる情報を意識して聞いたり観察したりする。
- ・ 児童相談所からの紹介でも、実母には基本的に会うようにしている。実母が児童相談所に来所した際に同席したり、児童相談所の職員と一緒に家庭訪問をしたりすることもある。特に食べ物の嗜好や興味関心などに実父母との共通点を見出すと安心する養子も多く、記録に残すことの大切さを実感している。

図表 2 ルーツ探しに関する資料

ルーツ探し

- 養子縁組の記録は、全て保存しています。記録には、審判書、実親や養子の戸籍謄本、家庭調書、児童調書、実親との通信文なども含みます。
- 養子となった者からルーツ探しの相談が寄せられると、当時の記録を確認します。養子が希望すれば、保管されている記録を基に養子が求める情報を開示します。
- 養子が実親に連絡を取りたいと希望すれば、戸籍の附票をたどります。附票から実親が死亡していることが判明する場合があります。実親の現住所が判明すれば、その住所に手紙を出します。実親以外の同居人が手紙を開封することも想定し、文面には細心の注意を払います。
- 実親から ISSJ に連絡が入ると、成人した養子のルーツ探しの希望を受けて、手紙を出したことを説明します。実親が了承すれば、養子との手紙、メール、写真の交換などを仲立ちします。実親と養子の双方が希望すれば、再会の機会を調整し、その場に立ち会うこともあります。
- 養子の出自を知る権利をできる限り保障するように努めると同時に、実親のプライバシーや現在の生活をおびやかすことのないよう、十分に配慮します。
- 実親の親族から、遺産相続に関する相談を受けることもあります。親族の依頼を受けて、外国で暮らしている養子を探して、連絡を取ることもあります。

(5) 東京都児童相談センター

①民間あっせん機関との連携の状況

- ・ 障害を持っている子ども等で、養親がなかなか見つからない場合に、民間あっせん機関にあっせんを相談することがある。養子縁組あっせん法成立前は、そのようなケースでは実父母から民間あっせん機関にも相談するよう促していたこともあった。
- ・ 児童相談所のケースで、なかなか委託に結び付かないために、早く委託につなげる目的で民間あっせん機関に依頼したこともあった。
- ・ 民間あっせん機関での養子縁組の場合、児童相談所は、同居児童の届出が出されたときに情報を得て、初めてケースにつながることもある。東京都では同居児童の届出が出された場合、家庭訪問を原則実施し、その後、児童福祉司指導措置としており、市区町村の子育て支援サービスにも対応を依頼しながら進める。ケースによっては、市町村指導委託措置として、実質的な養親候補者による養育支援は市区町村に委託し、児童相談所としては不適切な養育とならないよう援助するなどの枠組みを示す場合もある。

②連携が円滑に進む要因

- ・ 長く連携してきた団体とは、互いに安心して頼めるし、信頼も築きやすいと感じている。児童相談所では取り組むことが難しい養子縁組成立後の実親支援ができていたり、縁組成立後の養親へのフォローアップを積極的にやっていたりするところもあり、そういった団体は信頼できるように思う。管内に事務所がある団体とは、日常的に顔が見える関係が持っており、連携もとりやすい。

③連携が困難となる要因

- ・ 民間あっせん機関との連携で大きな課題が生じたことはないと認識している。
- ・ 民間あっせん機関は都道府県の管轄とは関係なく広域で事業を展開しており、都内に事務所もなく、日常的に連携していない団体とも連携する必要性が生じ、時には連携の難しさを感じることもある。国内で養親候補者を探すことなく、外国の養親候補者に安易にあっせんするなど、団体によっては不信感が拭えないところもあると感じている。

④情報共有について

i)情報共有の情報共有の方法、範囲、頻度等

- ・ 事前の取り決めは特にしていない。個別ケースにおける都度の連携をしている（令和2年度取決め開始に向けて、調整中）。
- ・ 乳幼児では、父母が民間あっせん機関にお願いしたいと言った場合、一時保護や入所措置を解除して民間あっせん機関に父母の申し込みを前提に預けるケースもある。あっせん機関が紹介した家庭が他都道府県になった場合には同居児童の届出も上がってこないため、その後のことは把握できていないこともある。

- ・ ケースバイケースの側面も強いと感じる。例えば、年齢が上がった子どもは性格等がはっきりしてくるので、養親候補者が施設で交流し、その後の養育環境も分かれば、民間あっせん機関にそれらの情報をつなぐこともあり、子どもの状況次第の面が大きいと言えよう。ただし、現行の民間あっせん機関でのあっせんは、ほとんどが乳児中心のため、時間をかけて施設で交流する例は少ない。

ii) 連携様式

- ・ 個別ケースの連携のため、様式等を取り決めておく、というのは、どのような情報を様式に盛り込むのか等、個別性が高く、工夫を要すると考える。

iii) 養親登録者の情報共有

- ・ 自治体に登録されている養親希望者の情報を民間あっせん機関とも共有したいと思うことはあるが、守秘義務を考えると、民間あっせん機関の紹介を希望する養親候補者以外については、難しいと考える。
- ・ 児童相談所の里親登録で登録をしなかった夫婦が、民間あっせん機関の養親となり、問題なく養育しているケースもあると聞く。児童相談所では養親のアセスメントをしているが、民間あっせん機関と東京都では異なるところはあるかもしれない。

⑤ 民間あっせん機関と連携する上での課題や改善策

i) 全体状況

- ・ 民間あっせん機関と児童相談所との連携事例は、都下でも年間数件程度で、各所の単位で言えば1件あるかないかである。今後、連携件数は増えていくことが想定される。
- ・ 民間あっせん機関から、委託するまでの預かり先として乳児院を一時的に使わせてほしいとの要望もある。産院から直接養親候補者に紹介されないケースではそうした依頼が来ることがあるが、乳児院の空き（特に新生児枠）が豊富にあるわけではないことや、誰からの相談として受け付けるか（実親の養育困難として預かるのか、民間あっせん機関から養親が見つからない状態で預かるのか）、措置入所とした場合に誰が費用負担を行うかなど、様々な課題の整理も必要となる。
- ・ 里親がなかなか見つからない場合は、民間あっせん機関と児童相談所が相互に連携して進めていくことも可能性として考えられる。
- ・ 委託先として都道府県を超えてほしい、遠方（国外も含む）にあっせんしてほしい、といった実父母の意向がみられることもある。実親の意向ではなく、子ども中心で判断する必要があると思う。
- ・ 新生児期なら養育自体はしやすいが、子どもの自我が芽生えた1歳以降では、どの機関が主体となって支援を行うとよりいいのか、難しい部分はある。

ii)民間あっせん機関との信頼関係の醸成

- ・ 信頼関係を作るためには、一緒にケースを担当するしかないのではないかと。東京都が許可をした民間あっせん機関とは、連絡会等を通じて顔が見える関係ができているが、他県が許可した民間あっせん機関の場合、どのような団体かは分からない場合もある。
- ・ 今後の連携を促進するため、各団体のケースあたりの費用総額、委託までの期間、障害児ケースの対応方針、不調時の対応方針、国際養子縁組の実施経験、年長児のあっせん経験などが知りたい。各団体の方針の違いを知りたいし、そういった情報がオープンにされれば、信用できる団体を見つけやすくなるのではないかと。連携するケースが全体としても多くない中で、ケースワークの経験のみでは情報が限られる。

⑥情報保管、ルーツ探しの支援について

i)情報保管の方法

- ・ 養子縁組に関わる情報は、児童相談所運営指針通り永年保管とし、紙とデータで児童相談所ごとに保管している。
- ・ 養子縁組に関する情報は永年保管だが、社会的養護に関する情報は25歳までとされる。施設に措置されていた子どもは、25歳ぐらいまでは出自のことを考える暇もないが、子どもが生まれた時、定年退職した時など、人生の節目で振り返りたくなるものである。社会的養護を経て、その後に里親と普通養子縁組したケースは、児童相談所では把握できていない場合もあり、社会的養護に関する情報として25歳で廃棄となっている。

ii)情報開示

- ・ 開示してよい情報かどうか、という点に加えて、実父母が開示してほしくない情報なのか、子どもが開示してほしい情報なのか、といった関係者の意向も考慮する必要がある。この点を、誰がどう判断するかは微妙な位置づけとされており、議論が分かれる。
- ・ 東京都では開示請求の手続きに則って開示することになるが、当事者同士の意向が食い違う場合には裁判所が判断する等の取り決めも必要だと感じている。民間あっせん機関では不許可・事業廃止等の団体もある中で、法律上では自治体が管理するということが定められているため、開示に関する定めも必要だと感じている。
- ・ 現状では、開示請求があれば児童相談所が条例に則って判断することになるが、それでよいのかを内部で議論したことがある。一般の個人情報開示とは異なり、子どもには出自を知る権利、あるいは実父母には子どもの状況を知る立場にあると考えられるから、別枠の制度を設けるべきだとの意見があった。倫理的な側面も含んだ判断になるはずであり、これは法的に整理も必要だと感じている。1つの考え方として、行政判断だけでなく、児童福祉審議会など専門家が判断する方法もあるのではないかと。

(6) 大阪市こども相談センター

①民間あっせん機関との連携の状況

i)家庭養護促進協会との連携とその経緯

- ・ 養子縁組調整推進については、家庭養護促進協会と特命随意契約を交わしている。
- ・ 同協会は、1961年に家庭養護寮という名称で始まり、当時は養育里親にも委託していた。1964年から毎日新聞の「愛の手」（子どもの写真とプロフィールを掲載して養子縁組希望者を募る記事）への掲載が始まった。
- ・ 行政としても、実績・専門性・安定感がある民間あっせん機関にお願いしたいということから始まり、委託事業を開始した。紀要によると、1975年頃を境に、ほぼ養子縁組になっていったということである。

ii)家庭養護促進協会への委託の内容

仕様書に定めている内容は下記の通り。

- ・ 他府県・他都市の登録里親の活用の推進
- ・ 養子縁組希望者の活用による里親委託の推進
- ・ 養子縁組希望者を対象とする研修の実施（年4回：養成研修とは別の特別養子縁組に特化した内容）
- ・ 里親への家庭訪問・指導（1世帯あたり8回）
- ・ 養子縁組成立後の交流支援（交流会や運動会の開催・キャンプなど、年2回）
- ・ 全国の児童相談所を集めた推進会議（年1回）
- ・ 個人情報とは、「事業を実施する上で知り得た個人情報の保護を順守すること」を仕様書に記載している。

iii)家庭養護促進協会との連携フロー

〈基本的フロー〉

1. まず家庭養護促進協会希望者からの相談を受ける。
2. インテーク面接をする（家庭養護促進協会の場合、里親登録が前提になるので、未登録の人に関しては登録を促す）
3. 詳細な調査として、面接や家庭訪問を行う。
4. 調査結果を受けて、子どもを所管する児童相談所に推薦書を送る。
5. マッチング。
6. 養親希望者の施設実習。
7. 試験養育（基本的には6か月間）。
8. 家庭裁判所への特別養子縁組の申し立て。
9. 養子縁組の成立。その後、成立後の支援。

〈補足事項〉

- ・ 基本的にすべてについて家庭養護促進協会が関与するが、児童相談所は推薦書を受けて、所内で記録を見ながら所内協議を行う。
- ・ 試験養育が始まったら、養育里親の委託を行政処分として行う。
- ・ 家庭裁判所への申し立てをした時点で、養育里親の委託から養子縁組里親の委託へと切り替える。その段階で里親手当はなくなる。委託解除は、入籍時点。
- ・ 成立後も家庭養護促進協会では養親や子どもへの支援を継続する。イベントへの参加呼びかけ等。

iv) 家庭養護促進協会との連携におけるケースの特徴

- ・ 家庭養護促進協会の養親登録が広域のため、管外への委託も多い。他県では、養子縁組里親はいるものの、養子に出したい子どもがいないことが多いため、大阪市児童相談所から直接、管外の児童相談所にマッチングの問い合わせをすることもある。
- ・ 2018 年度、「愛の手」に 23 件掲載し、うち 9 件がマッチングに至らなかった（ただし、集計後に動きがあったケースもある）。養親候補者が不在だったことが理由としては多い。他には、養親希望者が「愛の手」を見て、家庭養護促進協会へ問合せをし、子どもの情報を伝える中で、実父母の養育の状況・実母の妊娠中の状況・養育の経過等を伝えた時に養親候補者がためらうこと、家庭養護促進協会が調査をきちんとする中で養親の適格性が難しいと判断することなどがある。

v) 民間あっせん機関との連携における同居児童の届出

- ・ 里親でない場合は届出が必要だが、家庭養護促進協会では里親登録をしている方に里親委託しており届出は不要（里親委託は行政処分）となっている。
- ・ 養親が管轄外の里親だった場合は、管轄の児童相談所に指導依頼を行い、基本的には訪問もしてもらう。家庭裁判所への申し立ての場合に支援は問われることになるので、家庭訪問も里親支援も依頼している。
- ・ 市内で民間あっせん機関の養親から同居児童の届出があった場合には、当センターが家庭訪問を行っている。

② 連携が円滑に進む要因

- ・ 家庭養護促進協会は、養親調査も徹底しており、つながりも広く、成立後の支援の安定感もあると感じている。

③連携が困難となる要因

- ・ 家庭養護促進協会との連携において、個々のケースで縁組が成立しなかったことや引き上げになったケースはあるが、連携においてうまくいかなかったということは記憶にない。常に連携を取り合っており、特に問題はないと考えている。
- ・ 家庭養護促進協会以外の民間あっせん機関との連携においては、次のような課題が生じていると感じる。通常であれば、養親が市内在住で同居児童の届出があつて、2号指導（児童福祉司指導）をするケースは担当者が月1回訪問している。市外からの子どもの場合は、管轄の児童相談所に子どもに関する情報提供の依頼をするが、新生児の場合は、管轄の児童相談所も情報を持っておらず、民間あっせん機関の情報をもらわないと状況が分からない。養親に関する情報提供がなかったり、名前と住所など人定情報しかなかったりすることがある。
- ・ 本来は、不適切養育のリスクがないかを判断して家庭訪問等の指導につなげるための届出だが、民間あっせん機関から情報をもらえないと、2号指導（児童福祉司指導）が難しいと感じている。
- ・ 現状は、同居児童の届出及び2号指導（児童福祉司指導）の説明、（委託時の）児童相談所への電話連絡、児童相談所への養親に関する情報提供のそれぞれについて、民間あっせん機関によって対応が異なることもある。この3段階のやり方が全て伝わるような様式が必要だと感じている。養親の情報としては、里親審査会に諮るときのような、養親の調査書のような情報（家族情報、経済状況、住居の状況、地域の状況、生活歴、職歴、健康状態など）が欲しい。
- ・ 1回目の家庭訪問で担当者が詳細な情報を得られないとどんな家庭か分からない。精神疾患や病歴などの背景もなしに、2号指導（児童福祉司指導）をするのは見落としにつながってしまうのではないかという懸念がある。

④情報共有について

- ・ 家庭養護促進協会では「愛の手」で養親希望者が出てきたら、訪問調査をしている。家庭養護促進協会からの推薦書があり、そこで養親候補者の情報を知ることになる。
- ・ こちらからは、子どもの情報を伝える。様式は、通常施設に措置するとき使用する「3号記録」に準じた様式を用いている。
[内容：世帯状況（家族構成、住居、経済状況等）、子どもに関する事項（胎児期～学齢期までの発育、予防接種、発達状況等）、総合所見（ケースの概要等）]

⑤民間あっせん機関と連携する上での課題や改善策

i) 養親希望者に関する情報の共有

- ・ 民間あっせん機関が委託した養親で、虐待をした経験のある養親に委託してしまうようなケースもないとは限らず、そういった場合にどうすべきかを考える必要がある。

ii)養親とのマッチングや支援

- ・ 民間あっせん機関の養親が、委託後に養育が難しくなり、子どもを引き上げるケースもあった。民間あっせん機関が養親のマッチングやフォローをどうしているのか、その支援力が弱いようにも感じる。こうした民間あっせん機関のケースでは、親権者のところに子どもが帰ってくることになり、その場合はどうするのかという懸念もある。
- ・ 大阪市の養子縁組里親になろうと研修を受けていても、途中で民間あっせん機関に登録する養親もいる。

iii)地域単位での連携

- ・ 例えば、地域ブロックの研修会があってもよいのではないかと考えている。
- ・ 地域に定着して活動している民間あっせん機関は行政ともうまく連携できる印象がある。広域でやっている民間あっせん機関はなかなか連携しづらいところがあるような印象がある。

iv)その他機関との協力・連携について

- ・ 大阪市の家庭養護促進協会を通じてのケースが多く、新生児委託ではなく、いったん乳児院入所をしてから、というのが基本的な流れとなっている。そのため、医療機関との連携は多くはない。ただし、「愛の手」を通じずに、大阪市の養子縁組里親に新生児委託するケースも年間数件程度ある。
- ・ 医療機関との連携は、養子縁組の実習を病院でやってもらうことになり、実習受け入れの申入れをすることはあるが、他は少ない。
- ・ 医療機関では民間あっせん機関に対する信頼の欠如は、まだまだあるため、新生児を引き渡すときの立ち合いを求められることはある。
- ・ 要保護児童対策地域協議会との連携は、児童相談所側からはない。登録している特定妊婦のケースは、区の職員とのやり取りの中で、実父母が特別養子縁組を希望しているという意向をキャッチした場合は、つながれることはある。

⑥情報保管、ルーツ探しの支援について

- ・ 家庭養護促進協会で鍵のかかる棚に保管している。当センターでは、養子縁組の記録は永年保管なので、問合せがあれば来所してもらい、わかる範囲で伝えている。
- ・ 養親が家庭養護促進協会とつながっている場合は、まずはそちらに問い合わせが行っていることが多いと思う。実父母の情報が知りたいときは当センターに来ることもある。

(7) 横須賀市児童相談所

①民間あっせん機関との連携の状況

i)連携の経緯

- ・ 2015 年度にソーシャル・インパクト・ボンドの仕組みを活用した特別養子縁組のモデル事業を日本財団・ベアホープ等と実施した。
- ・ その後、2018 年 8 月に、関東にある民間あっせん機関（許可申請予定の団体）向けの説明会を開催し、日本国際社会事業団、環の会、フローレンス、ベアホープの 4 団体と 2018 年 10 月に協定を締結している。【「図表 3 特別養子縁組推進に関する協定書」を参照】
- ・ 協定を結んでからは、まだ連携ケースは出ていない。

ii)連携内容

- ・ 養親の選定及び養親への支援
 - ・ 特別養子縁組を必要とする横須賀市内の児童と市内外の養親とのマッチング及び必要な手続きの補助
 - ・ その他、特別養子縁組の推進に必要となること
- 【「図表 4 相談から新生児委託までのフロー図」を参照】

iii)費用負担

- ・ 横須賀市が関わることで発生する費用については負担する。例えば、横須賀市に打ち合わせに来るための交通費や横須賀市児童相談所へ資料を提出するためのコピー代など。
- ・ 養親と民間あっせん機関の金銭のやりとりは一切関知しない。各団体が設定する料金については、法令に則って養親と直接やりとりをしてもらう。
- ・ 上記の内容は説明会にて民間あっせん機関に説明している。

iv)委託後の関わり

- ・ 養育情報は、養子縁組成立後子どもが 15 歳（子どもの意思確認が認められる年齢）になるまで、年 1 回、民間あっせん機関から児童相談所に報告を行う。なお、民間あっせん機関が廃業してしまうことへの懸念はある。
- ・ 横須賀市の養親への支援は、養子縁組成立まで、基本的にケースとして対応する。委託後は、地域の健康福祉センターと連携をとって、養育状況の確認を行い、成立後は閉止する。その後は特に相談の希望がなければ、一般家庭と同様の対応をとる。

②連携が円滑に進む要因

- ・ 連携を始めた頃は、民間あっせん機関を知らないが故に疑心暗鬼になる部分もあった。しかし協働する中で、マッチングや養親の基準・研修・対応のきめ細やかさなど、とて

も良い事例を知ることができた。

- ・ 民間あっせん機関の24時間相談やLINE相談などは児童相談所にはできない対応だと感じる。また、民間あっせん機関の中には、養親のアセスメントをするために多くのチェック項目を設けているところもある。
- ・ あっせん法が施行され、民間あっせん機関が許可制となったことで、協定を結びやすくなったと感じている。

③連携が困難となる要因

- ・ 直近の数年では、民間あっせん機関とは大きな問題はなく、連携ができています。

④情報共有について

i)情報共有の情報共有の方法、範囲、頻度、様式等

- ・ 協定を結んでいる民間あっせん機関との連携が必要なケースがあった場合、児童相談所からは、即時性が必要なのでまず電話をし、あとから書面を送って情報を伝える。伝えるのは、性別・生年月日・実親のバックボーン等で児童記録票に準じた内容である。
- ・ 4団体には、同じ量の情報を同時に提供・連絡をする予定である。
- ・ 民間あっせん機関からは、条件に合う養親がいた場合には、様式に記入をして横須賀市に連絡をしてもらう【「図表5 養親候補者の情報」を参照】。
- ・ 民間あっせん機関から提供された情報をもとにマッチングを検討する。最終決定は児童相談所の判断となる。

ii)同居児童の届出に係る情報共有

- ・ 同居児童の届出があって初めて養育の開始を知ることもあるが、事前に、委託をした時点で民間あっせん機関から連絡をいただくケースがほとんどである。
- ・ 同居児童の届出については、年間2ケースくらいあるのではないかと。中には、横須賀市の里親登録はなく、民間あっせん機関に養親登録している方もいる。
- ・ 民間あっせん機関から養親の情報・子ども・実母の情報について概要はまず電話で聞く。項目は、家族背景・居住地・出生に至った背景・言語・子どもの特徴・状況など。
- ・ その後、養親、子ども、民間あっせん機関と一緒に児童相談所まで来てもらい、ケースワーカー同席で届出を書いてもらっている。
- ・ 民間あっせん機関が顔の見える関係になってからは、養親（子ども同席）の聞き取りを児童相談所で行っている。その際、児童相談所が関わる理由を伝え、訪問時期の約束も行う。
- ・ 横須賀市の窓口サービス課に同居児童の届出が提出された場合は、児童相談所にすぐ連絡が来る。
- ・ 家庭訪問は、養子縁組成立までに2～3回は行う。順調に養育がされていれば児童相談所

が大きく関わることはない。

⑤民間あっせん機関と連携する上での課題や改善策

i)今後の連携について

- ・ 今後も、今のかたちが順調に進むと良いと考えている。
- ・ 養親が見つからないときに、民間あっせん機関に委託の相談ができるのは良いことだと感じている。ただし、外国籍の養親は、本国に帰った場合に子どもの養育状況が追いかけられなくなるため、民間あっせん機関には日本に居住・永住が前提の方への委託をお願いしている。
- ・ 民間あっせん機関が大きく担ってきたであろう、特に新生児のケースについてはもっと周知されても良いのではないかと考えている。

ii)その他機関との協力・連携について

- ・ 医療機関については、新生児を主に取り扱うという性質上、連携が必要になる。事業を開始する段階で、医療機関との連携は重要なものになるという予測があった。
- ・ 保健所の設置市でもあるので、医療機関とは近い関係にある。
- ・ 医療機関側に特別養子縁組の取り組みを理解してもらえよう、当初は児童相談所として何度も説明をした。
- ・ 病院によっては、民間あっせん機関はカンファレンスに同席させられないという規定があったり、まだ法的に親ではない同居人に直接子どもを渡すことも規定上できなかったりする場合がある。その場合、子どもを民間あっせん機関にも養親にも引き渡せないのので、以前は児童相談所が一旦子どもを預かり、敷地外で養親に引き渡すこともあった。
- ・ 要保護児童対策地域協議会については、特別養子縁組における直接的な関与はない。ただし、児童相談所でこのような取り組みをすることについては様々な場面でお伝えした。
- ・ 母子保健や生活保護などの福祉窓口からの相談を受けたことはある。

⑥情報保管、ルーツ探しの支援について

i)情報保管の方法

- ・ 児童相談所内のファイルに実父母の情報、妊婦時からの相談受理票等の一式を永久保管している。
- ・ 情報は紙とデータの両方で保管している。
- ・ 民間あっせん機関は、存続の問題もあるため、実父母の情報は児童相談所に保管している。

ii)ルーツ探しに寄与する情報の収集

- ・ 養子縁組の同意書、将来、実父母に病気などなにかあった場合子どもに知らせたいかの

意思確認等も書面に書いてもらい、保管している。

- ・ 実父母のアレルギーや病気に関する情報は、生育歴、家族歴、体質・医療情報も含めて養親に伝えている。マッチングに活かすという観点もある。【「図表 6 特定支援妊婦妊娠相談票」を参照】
- ・ 「実親の希望に関するチェックリスト」があり、子どもの命名理由も聞いている。
- ・ 既往歴については、実母に「自分の子どもをどういう方に預けたいか」という点に結びつけて話してもらっている。書式も、実際のケースを通じて整理した。

iii) 情報開示

- ・ 子どもから 15 年、20 年後に連絡があったときには、その書面に基づいた開示になるかと思う。
- ・ 養子縁組成立後に情報へのアクセスの希望があった場合は、地区担当のケースワーカーが主な担当窓口になる（里親担当は民間あっせん機関や、実母との面談を担当）。その際どこまで情報を開示するかという一定のルールは設けておらず、今後の検討事項になるかと思う。

図表 3 特別養子縁組に関する協定書

特別養子縁組推進に関する協定書	
横須賀市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、実親による養育ができず、特別養子縁組による養育が子どもの最善の利益と甲が判断した場合、民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成 28 年法律第 110 号。以下「法」という。）第 4 条の規定を踏まえ、乙と連携して縁組等を推進するため、次のとおり協定を締結する。	
（目的）	
第 1 条 この協定は、甲及び乙が相互に協力して特別養子縁組を推進することを目的とする。	
（連携の内容）	
第 2 条 甲及び乙は、この協定に基づき相互連携して、次の事項を行う。	
（1）乙の関わる特別養子縁組の促進に関する以下の業務	
① 養親の選定及び養親への支援	
② 特別養子縁組を必要とする横須賀市内の児童と市内外の養親とのマッチング及び必要な手続の補助	
③ その他、特別養子縁組の推進に必要となること	
（2）関連する団体との調整に関すること	
（3）その他、甲乙協議のうえ合意した業務に関すること	
（甲の方針）	
第 3 条 この協定の相互連携について、甲の方針は次の事項のとおりとし、乙はこの方針に基づき連携する。	
（1）対象となる児童は、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 817 条の 5 に規定する、養子となることのできない年齢に達していない子であって、本市児童相談所の援助方針会議により特別養子縁組とする方針に決定したものとする。（以下「対象児童」という。）	
（2）乙の関わる特別養子縁組における養親は、民法第 817 条の 3 及び第 817 条の 4 に規定する者で、本市児童相談所が関与する都合上、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県に居住し、乙と契約をしているものに限定する。	
（3）甲は、特別養子縁組の対象となる事案が発生した場合、本市に登録のある養子縁組里親、神奈川県、横浜市、川崎市及び相模原市に登録のある養子縁組里親、民間あっせん機関の養親の順に、受け入れ先を検討する。	
（4）本市児童相談所は、乙が選定及び支援を行う養親による養育を決定したときは、養親の住所地が他の児童相談所の管轄である場合においても、特別養子縁組の成立までの間、訪問、電話等の方法により関与する。	
（5）甲は、対象児童が新生児である場合において必要と認めるときは、乙に対し、直ちに当該対象児童への対応を依頼することができるものとする。	
（6）甲は、必要と認めるときは、対象児童の一時保護を行うことができるものとする。	
（7）甲は、乙に対し、乙が関わった対象児童についての特別養子縁組成立後の生育状況等の報告を、甲の求めに応じ、対象児童が 15 歳の誕生日を迎える日まで行わせるものとする。	
（守秘義務）	

第4条 甲及び乙は、あらかじめ相手側の同意が得られた場合を除き、本協定に基づく取組を遂行する上で知り得た情報を第三者に開示し、又は漏洩してはならない。本協定の有効期間が満了した後も、また、同様とする。

(個人情報の保護)

第5条 甲及び乙は、この協定の履行に当たって個人情報を取り扱うときは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び横須賀市個人情報保護条例（平成5年横須賀市条例第4号）を遵守しなければならない。

(協定の有効期間)

第6条 この協定の有効期間は、締結の日から法第6条第1項により乙が受けた許可の有効期間の満了日までとする。

2 乙が法第12条第2項により許可の有効期間の更新を受けた場合において、この協定の有効期間は、更新後の許可の有効期間の満了日までとする。

(その他の事項等の処理)

第7条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、法令の定めるところによるもののほか、その都度甲乙協議のうえ処理するものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲と乙の代表者が、記名の上、各1通を保有する。

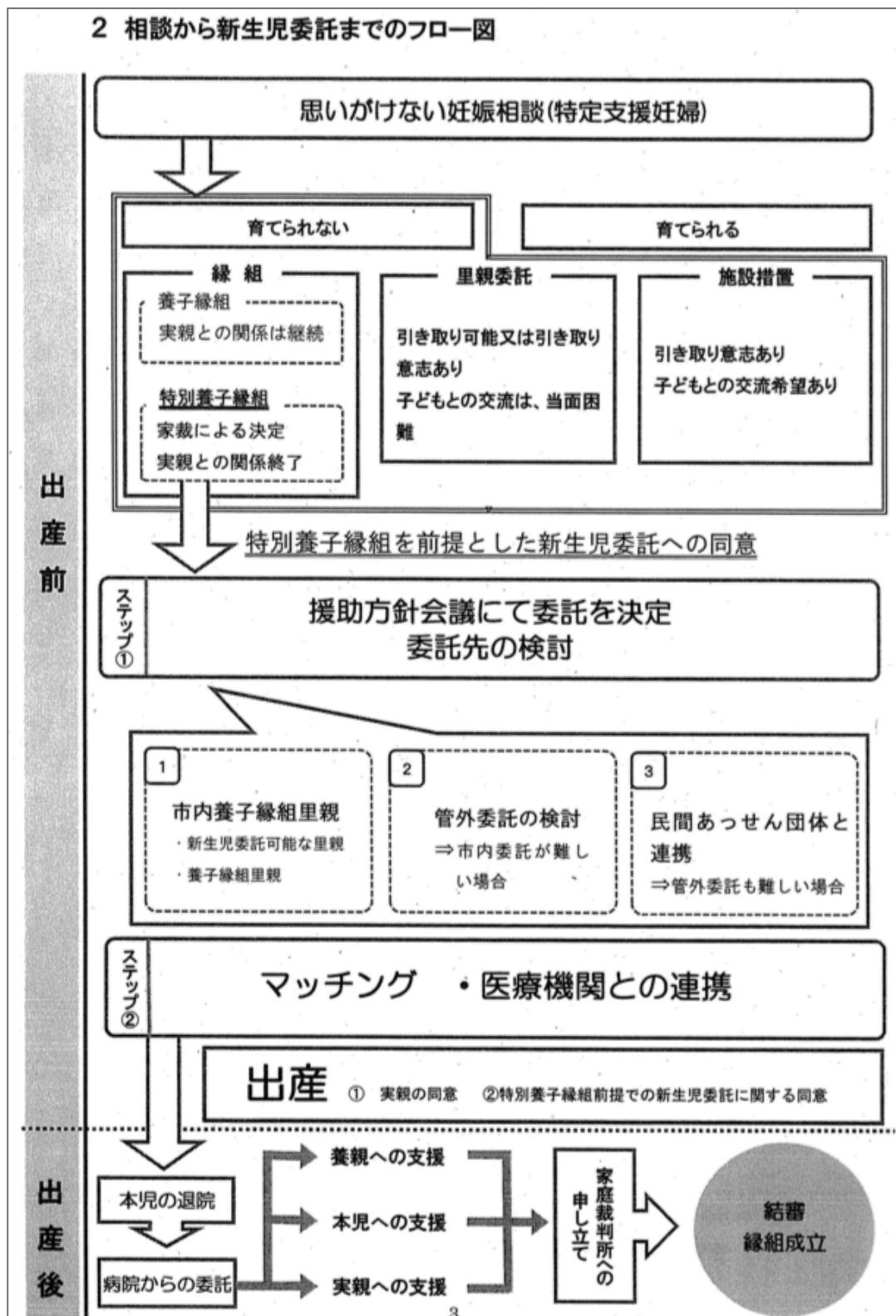
平成30年（2018年）10月1日

(甲) 神奈川県横須賀市小川町11番地
横須賀市

横須賀市長 上地 克明

(乙)

図表 4 相談から新生児委託までのフロー図



(引用元：横須賀市児童相談所「特別養子縁組を前提とした新生児委託マニュアル第3版」)

図表 5 養親候補者の情報

養 親 候 補 者 の 情 報					
記入日			年 月 日		
民間あっせん機関名					
		養 父		養 母	
ふ り が な					
氏 名					
生 年 月 日		年 月 日生		年 月 日生	
健康保険の種類					
住 所		〒			
本 籍					
電 話		自 宅 養父携帯 養母携帯			
勤 務 先 (職 歴)		養 父		養 母	
不 妊 治 療 歴		有 ・ 無 年 月 日 ～ 年 月 日			
健 康 状 態 (既 往 歴)		養 父 良好 ・ 不良		養 母 良好 ・ 不良	
経 歴		養 父		養 母	
同居の家族	ふ り が な				
	氏 名				
	生 年 月 日	年 月 日生	年 月 日生	年 月 日生	年 月 日生
	性 別				
	養父母との 続 き 柄				
	健 康 状 態				
	経 歴				
	勤務先または 就学状況				

(引用元：横須賀市児童相談所「特別養子縁組を前提とした新生児委託マニュアル第3版」)

子育ての協力者	協力者 有 無 有の場合、協力者の続き柄等 			
特別養子縁組を希望する理由	養 父			
	養 母			
親族の特別養子縁組についての理解				
養 育 方 針				
家庭内の雰囲気				
教 育 環 境				
家庭の経済状況	年間収入		住宅ローン	
	貯 蓄		そ の 他	
住 居 の 状 況	敷地面積	自 家 借 家	戸 建 マンション等	室 数
生 活 歴				

図表 6 特定支援妊婦妊娠相談票

特 定 支 援 妊 婦 妊 娠 相 談 票									
相談対応日	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分				対応者:				
相 談 者	氏 名					女・男	☐ 匿名		
	生年月日	年 月 日 () 歳							
	住 所	横須賀市				☐ 市外 ()			
	職 業	学生 (小・中・高・大学 年)							
	妊娠週数	妊娠 週		出産予定日: 年 月 日					
	受 診	済・未受診		受診・出産病院:					
	連絡先	自 宅TEL:				携 帯TEL:			
		メールアドレス							
家族	人		婚姻歴	未婚・既婚・離婚・別居中・内縁関係					
相談方法	電 話	来 所	面 接	メール	その他 ()				
主 訴: ☐ 妊娠したかもしれない ☐ 妊娠しているが、受診していない。 ☐ 中絶をしたい。 ☐ 妊娠しているが、産んでも育てられない。 ☐ その他									
【処 遇】 ・次回面接日: 年 月 日 () 時 分 地区担当者: ・他機関紹介: 連絡先:									
【備 考】 * 必要に応じて、実母の既往歴、遺伝性疾患の有無を確認する。									

(引用元：横須賀市児童相談所「特別養子縁組を前提とした新生児委託マニュアル第3版」)

(8) 東京都

①民間あっせん機関との連携の状況

- ・ 現在、東京都内では許可済みの 5 団体（環の会、アクロスジャパン、フローレンス、日本国際社会事業団、ベアホープ）と許可審査中の 1 団体が活動している。
- ・ あっせん法の制定に向けた流れの中で、2017 年度、2018 年度に児童相談所と民間あっせん機関と意見交換会を行っている。今年度、連携のための検討会議の開催を予定している。
- ・ 都内の児童相談所同士は連携しており、マッチングにおいても都内全域で対応している。
- ・ 東京都の養子縁組里親の状況としては、2018 年度末は登録家庭数 270 件（前年比 32 件増）、委託家庭数 31 件（前年比 13 件減）。養子縁組里親の登録件数の伸び率が大きく、研修も予約が埋まるような現状になっている。
- ・ 都だけではなく、民間あっせん機関にも登録されているご家庭も当然多いと思う。2019 年 4～7 月では、養子縁組里親登録の辞退が 13 件あり、そのうち 1 件は民間あっせん機関で縁組が決まった。そのほかの辞退理由としては高齢であることや介護や実子の養育専念などが挙げられている。

②連携が円滑に進む要因

- ・ 児童相談所、民間あっせん機関が互いの支援方法等を知り、その上で、必要に応じて情報共有しながら互いの強みを活かした支援を行っていきけるような信頼関係を構築すること。

③連携が困難となる要因

- ・ 児童相談所と民間あっせん機関とで、ケースの引継ぎに際して情報提供や丁寧な引継ぎが行われないようなことがあれば、連携は困難になるのではないかと。

④情報共有について

- ・ 養子縁組に関して共有すべき情報については、児童票のような形で情報共有できるのではないかと考えている。
- ・ 東京都では、同居児童の届出が市区町村に出された場合、児童相談所が届出を受理した後に、養育環境を確認するため家庭訪問している。

⑤民間あっせん機関と連携する上での課題や改善策

- ・ 里親登録研修はアセスメントの一貫でもあり、行政の研修だけでなく、民間あっせん機関としても養子縁組のアセスメントの視点をもってもらえるといいと思う。

- ・ 社会的養育推進計画の見直しでの専門部会での議論にあたり、2019 年 4 月 26 日から 5 月 10 日までの間、許可済みの 5 団体を対象にアンケートを実施した。
- ・ 調査結果によれば、民間あっせん機関としての強みは、「スピードや柔軟な相談対応」「妊娠相談の段階からきめ細かく寄り添うことができること」「養親と養子の広域的なマッチング」「縁組後の長期的な支援」等である。課題としては、「権利擁護を大切にしたい、自己決定の相談支援の充実」「子どもを養育する場所の確保や養親希望者の経済的負担」「人材育成」「行政も含めた各関係機関との連携」等が挙げられた。都への要望としては、「普及・啓発」「出産費用の補助や人件費などの財政支援」「里親会や里親サロンなどに民間で子どもを迎えた養親が参加できること」「養親候補者がいない場合の連携」等であった。詳細は、東京都児童福祉審議会専門部会「養子縁組民間あっせん事業者の状況等について」を参照。

⑥情報保管、ルーツ探しの支援について

- ・ 本庁で養子縁組あっせん事業を廃止した事業者の養子縁組に関する情報を保管している。鍵付きキャビネットで保管しており、問い合わせがあれば対応する。

3. 小括

インタビュー調査を実施した8件（民間あっせん機関4件、児童相談所3件、自治体1件）からは、主に以下の結果が得られた。調査の項目ごとに、調査結果をまとめた。

(1) 民間あっせん機関・児童相談所との連携の状況

- ・民間あっせん機関及び児童相談所との個別ケースでの連携においては、距離的に近いまたは過去に連携したことがある機関とは、比較的スムーズに連携が行えている傾向があった。
- ・具体的なケースとしては、障害のある子どもや外国にルーツがある子ども、児童相談所内で養親希望者がなかなか見つからないケース等において、児童相談所から民間あっせん機関に相談しているケースが見られた。
- ・一方で、児童相談所において、民間あっせん機関による養子縁組あっせんは、同居児童の届出が出されたときに、児童相談所が情報を得て、初めてケースにつながるが多かった。
- ・組織単位での連携においては、「民間あっせん機関との連携のための検討会議」「要保護児童対策地域協議会」「協定」「事業委託」の4つの方策が行われていた。

(2) 連携が円滑に進む要因

- ・連携が円滑に進む要因として挙げられたのは、双方の活動への理解、関係構築、情報提供、これまでの連携経験の有無等だった。特に、民間あっせん機関は児童相談所の担当者との信頼・協力関係が重要であるとし、児童相談所は、民間あっせん機関が許可を受けていることに加えて、養親希望者の調査を徹底していたり、児童相談所では取り組みづらいような実親支援（24時間対応やSNSを活用した相談等）、成立後の養親へのフォローアップ（支援の継続や集まり、イベント開催等）を積極的にやっていたりすると、民間あっせん機関の強みを感じられ、信頼も高まるとのことだった。
- ・また、予め細かくルールを決めるより、同じ認識のもとで、互いの意見を聞きながら擦り合わせをしていく方が柔軟に連携ができるとの意見もあった。

(3) 連携が困難となる要因

- ・連携が困難となる要因として挙げられたのは、遠方の機関であることや連携することで手続きが煩雑になること、連携に必要な情報共有の不足、双方の判断にずれがあった場合等だった。
- ・民間あっせん機関からは、民間あっせん機関の質の評価やケースの事後検証が不十分であり、行政機関が不信感を持つてしまうような機関もあるのではないかと意見があった。

- ・児童相談所からは、同居児童の届出は、不適切養育のリスクがないかを判断し、支援につなげるためのものであるが、民間あっせん機関から情報提供がないと、適切な支援・指導が難しいという声もあった。現状は、同居児童の届出及び2号指導（児童福祉司指導）の説明、（委託時の）児童相談所への電話連絡、児童相談所への養親希望者に関する情報提供のそれぞれについて、民間あっせん機関ごとに対応に差がある状況である。ただし、民間あっせん機関へ養親希望者に関する情報提供の依頼等をしていない児童相談所もあり、児童相談所ごとに対応方法が異なっている面も見られた。
- ・児童相談所設置市で民間あっせん機関から委託時の連絡をもらっている場合は、市区町村への同居児童の届出の際に、民間あっせん機関と養親希望者・養子が同席のもと、児童相談所が説明と聞き取りを行い、円滑に支援が行われている事例もあった。

（4）情報共有について

- ・支援の関係者が顔を合わせて、最良の方針を考えることやよりよい支援を提供することを目的とした情報共有が求められている。
- ・守秘義務のある要保護児童対策地域協議会の枠組みの活用や協定または事業委託契約の締結が行われていると、必要な情報を共有しやすくなっている。
- ・また、民間あっせん機関によるあっせんの場合に、養親希望者の情報を民間あっせん機関から児童相談所に提供することは、本人への確認が必要であること、必要な情報の範囲がどこまでかといったことは検討の必要がある。
- ・児童相談所からは、自治体に登録している養親希望者の情報を民間あっせん機関とも共有したいと思うことはあるが、現行制度の中では守秘義務があり、困難であるとの意見もあった。民間あっせん機関からも、養親希望者に関するリスクを察知した場合は、可能な範囲で情報を共有してほしいとの声が挙げられており、双方で情報共有は求められているものの、その際の個人情報の取り扱いは大きな課題となっている。

（5）民間あっせん機関・児童相談所と連携する上での課題や改善策

主な課題や改善策として、下記の項目が挙げられた。

〈複数の機関による連携が必要なケースがあった場合〉

- ・共通の理解と支援方針を持って支援をするための話し合いの場が担保されること
- ・民間あっせん機関と児童相談所がやり取りするための情報の統一様式があること
- ・特に、養親希望者が見つからないケースでの養親希望者情報の共有の方法の検討

〈民間あっせん機関が児童を委託する場合〉

- ・児童の委託後の支援等をスムーズに行うための、委託時の対応方法の明確化
- ・民間あっせん機関が児童を委託するまでの乳児院等の一時利用

〈民間あっせん機関と児童相談所の相互理解の促進〉

- ・ 民間あっせん機関と児童相談所の担当者が直接対面する機会を設けること
- ・ 地域ブロックの研修会の開催
- ・ 民間あっせん機関の活動方針や特徴、養親希望者向けの研修内容、養親登録基準等を分かりやすく公開すること

(6) 情報保管、ルーツ探しの支援について

- ・ 過去に養子縁組をした児童が、自ら出自に関する情報へアクセスするような年齢に至っているかどうかで、各機関のルーツ探しの支援経験には差が見られた。支援経験がある機関では、何をどこまで知りたいのかを確認した上で、ルーツを辿るための支援が行われていた。記録に関する問い合わせをするのは、養子本人の他に、養子の子どもや孫、実母、弁護士などであった。いずれの機関でもルーツ探しの支援についてのマニュアルはなかったが、カウンセリングでソーシャルワーカーがニーズを見極めて対応している。
- ・ 情報提供にあたっては、開示可能な情報かどうか、実父母が開示してほしくない情報かどうか、子どもが開示してほしい情報か、といった関係者の意向も考慮して検討する必要があることが指摘された。あっせん時に記録している情報は、機関によって異なっていたが、将来子どもに提供できる情報を意識して聞き取り、記録できるすべての情報を保管していると回答した機関もあった。また、児童相談所からは、一般の個人情報開示とは別枠の制度を設け、倫理的な側面も含めた法的に整理も必要であるとの課題が提起された。自治体では、民間あっせん団体の事業廃止に伴って養子縁組に関する情報保管している事例があり、問い合わせがあった際の自治体の対応方法の検討も望まれている。
- ・ 養子縁組に関する記録については、養子縁組に関するすべての情報を残すことが困難である中で、残すべき情報項目の検討の必要性、性的被害での妊娠や近親間での妊娠だった場合に、どこまで情報を伝えるべきかといった判断の難しさ、実親の連絡先や名字が変わっている場合に連絡を取ることが困難であること等が課題として挙げられた¹。

¹ 本調査研究を行う過程で、民間あっせん機関が廃業時に、養子縁組に関する情報を他の民間あっせん機関に引き継ぐことを予定している事例が存在した。

第Ⅲ章 アンケート調査

1. アンケート調査概要

(1) 目的

児童相談所及び民間あっせん機関の連携・情報共有に関する現状と連携のニーズ・課題点を把握する。

(2) 調査対象

全国の民間あっせん機関（悉皆、21 箇所）と児童相談所（悉皆、215 箇所）を調査対象とした。

(3) 調査方法

児童相談所及び民間あっせん機関へ郵送で調査票を配布・回収した。調査実施時期は、2019 年 10 月 4 日～2019 年 12 月 9 日。なお、調査実施期間中、督促を行った。

(4) 主な調査内容

- ・ 機関概要
- ・ 相談、養子縁組あっせんの実績
- ・ 児童相談所または民間あっせん機関との連携状況
- ・ 児童の出自に関する情報提供について
- ・ 連携における課題と期待

(5) 回収結果

民間あっせん機関が 18 件、児童相談所が 173 件だった。

図表 7 回収結果

	発送数	回収数	回収率	有効回答率
民間あっせん機関	21	18	85.7%	100.0%
児童相談所	215	173	80.5%	100.0%

（注）民間あっせん機関は許可取得以前の件数も含まれる。また、家庭養護促進協会については、自治体からの事業委託による件数を除いて集計した。

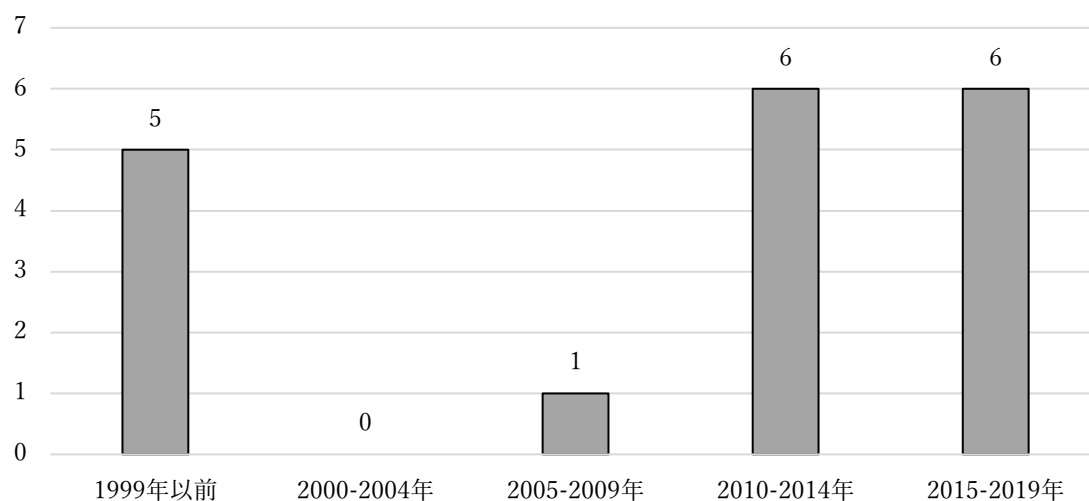
2. 民間あっせん機関アンケート調査結果

(1) あっせん事業の開始年

「2010-2014 年」、「2015-2019 年」が共に最も多く、6 件となっている。

図表 8 あっせん事業の開始年の分布

(n=18)

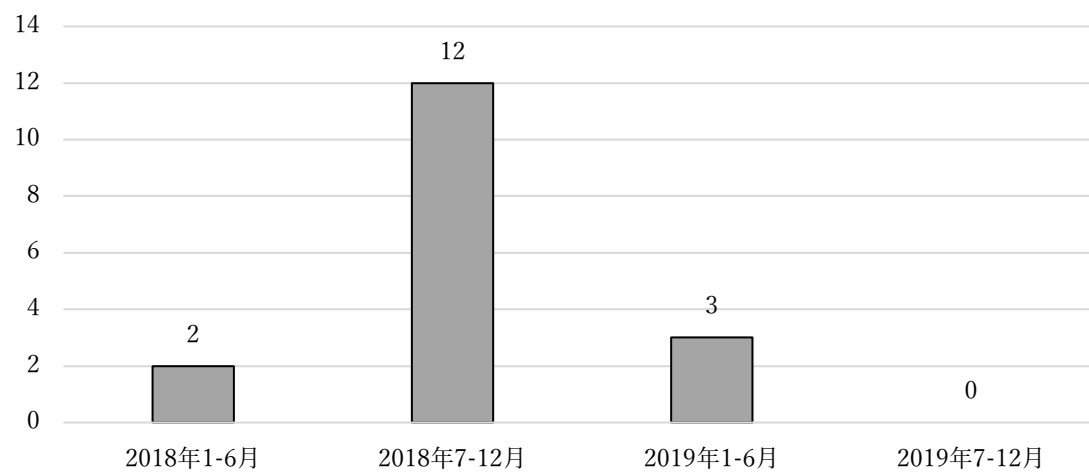


(2) あっせん事業の許可取得年月

「2018 年 7-12 月」が最も多く、12 件となっている。

図表 9 あっせん事業の許可取得年月の分布

(n=17)



(3) 職員体制

図表 10 職員体制

(n=18)

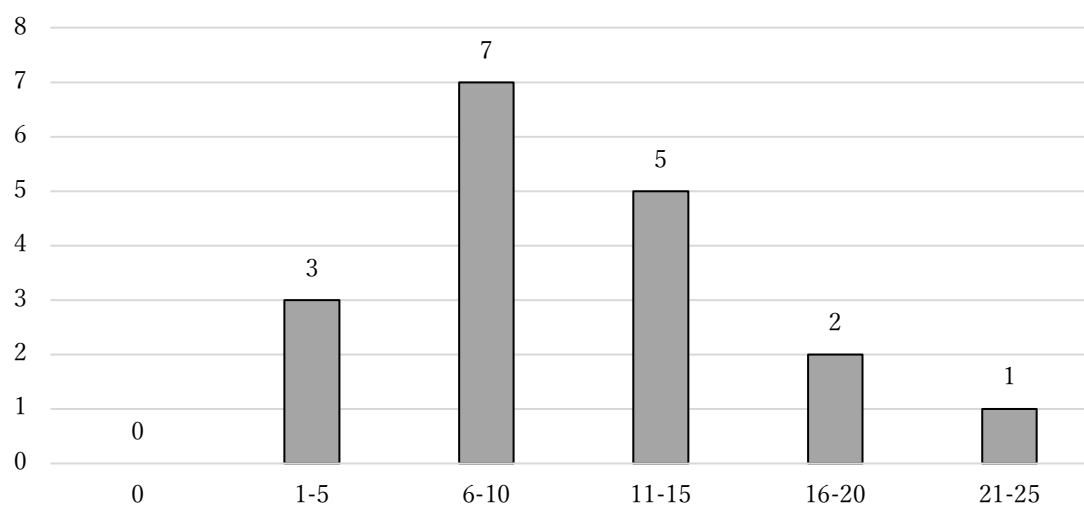
	職員数	常勤		非常勤	
		専任	兼任	専任	兼任
回答機関の合計値	193	59	54	33	47
1 機関あたりの平均人数	10.7	3.3	3.0	1.8	2.6

(4) 職員数の分布

「6-10 人」が最も多く、7 機関となっている。

図表 11 職員数の分布

(n=18)

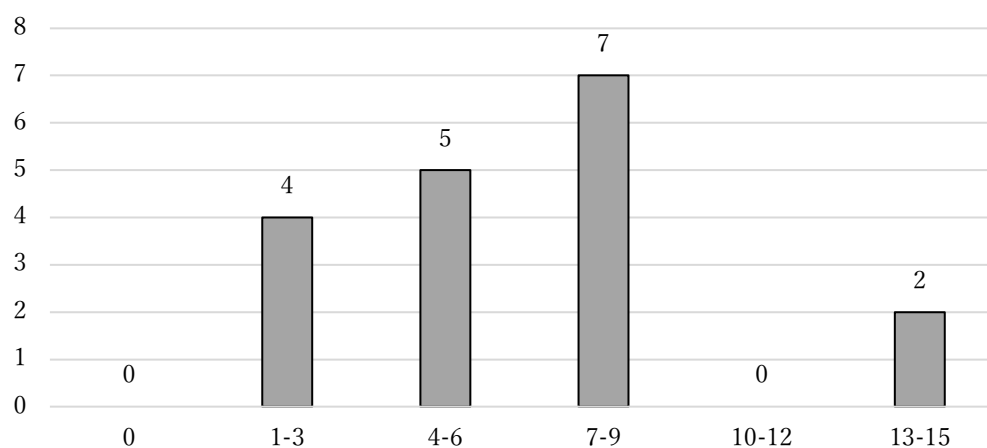


(5) 常勤職員数の分布

「7-9 人」が最も多く、7 機関となっている。

図表 12 常勤職員数の分布

(n=18)

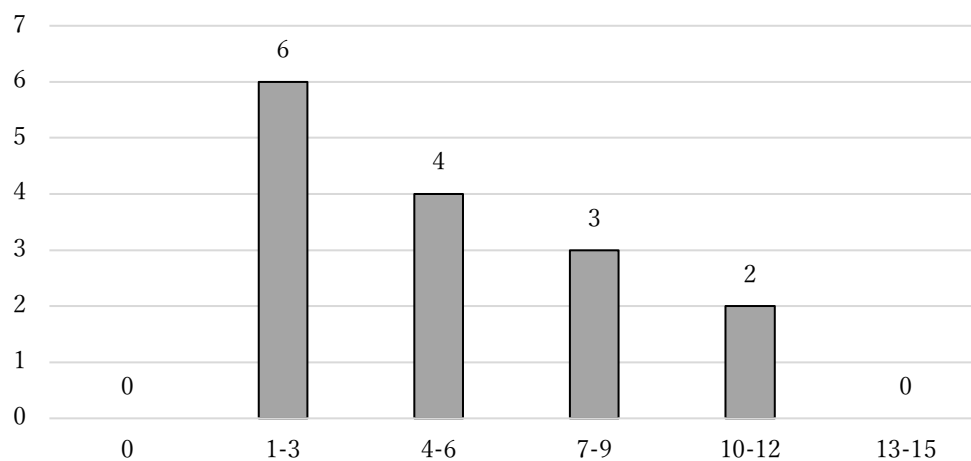


(6) 非常勤職員数の分布

「1-3 人」が最も多く、6 機関となっている。

図表 13 非常勤職員数の分布

(n=18)



(7) 2017 年度から 2018 年度の養子縁組の成立件数

図表 14 2017 年度から 2018 年度の養子縁組の成立件数

(n=18)

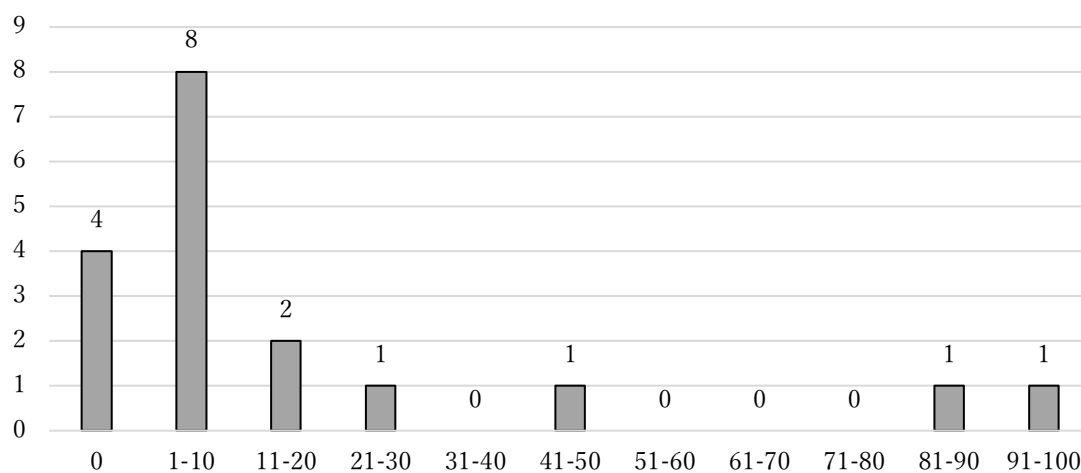
	特別養子縁組成立件数	普通養子縁組成立件数
回答機関の合計値	290	0

(8) 2017 年度から 2018 年度の特別養子縁組成立件数の分布

「1-10 件」が最も多く、8 機関となっている。

図表 15 2017 年度から 2018 年度の特別養子縁組成立件数の分布

(n=18)



(9) 「2017 年度から 2018 年度の養子縁組の成立件数」における許可自治体以外の養親への委託件数

図表 16 「2017 年度から 2018 年度の養子縁組の成立件数」における
許可自治体以外の養親への委託件数

	許可自治体以外の養親への委託件数(委託率)
回答機関の合計値	154(53.1%)

(10) 2017 年度から 2018 年度に養親希望者等から受領した金額

図表 17 2017 年度から 2018 年度に養親希望者等から受領した金額

	最大値	最小値	平均値	中央値
最高金額/円(n=16)	2,000,000	0	715,490	431,070
最低金額/円(n=15)	872,000	0	305,864	206,710

(11) 2017 年度から 2018 年度の妊娠相談件数

図表 18 2017 年度から 2018 年度の妊娠相談件数

(n=17)

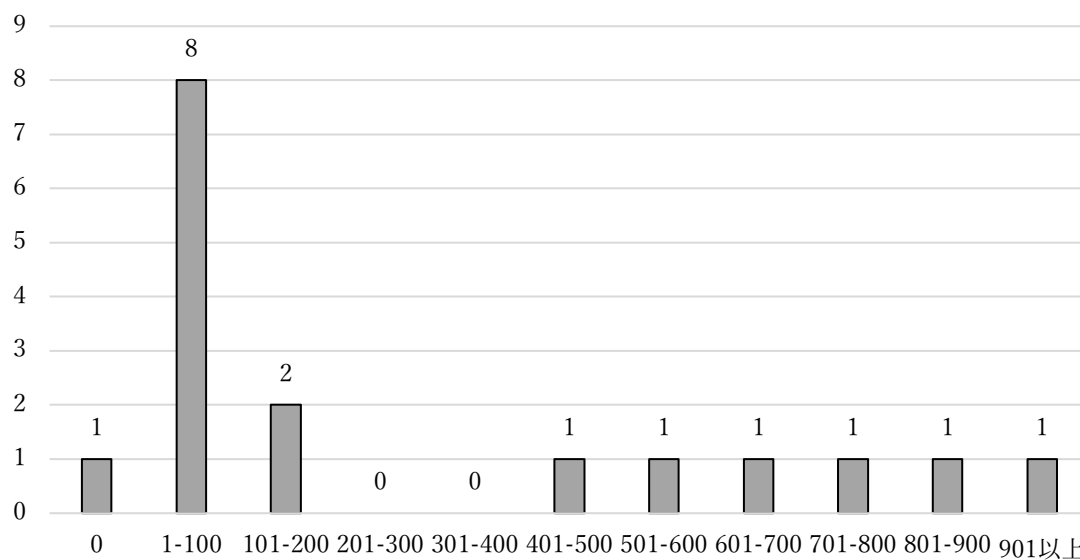
	妊娠相談件数
回答機関の合計値	11,453

(12) 2017 年度から 2018 年度の妊娠相談件数の分布

「1-100 件」が最も多く、8 機関となっている。

図表 19 2017 年度から 2018 年度の妊娠相談件数の分布

(n=17)



(13) 2017 年度から 2018 年度の特別養子縁組の検討件数

図表 20 2017 年度から 2018 年度の特別養子縁組の検討件数

(n=15)

	特別養子縁組の検討件数	
回答機関の合計値	1,700(100 %)	
内訳	特別養子縁組が成立	216 (12.7%)
	特別養子縁組を前提に養育中	33(1.9%)
	児童の父母等が養育中	89(5.2%)
	他の民間あっせん機関へつないだ	35(2.1%)
	児童相談所へつないだ	35(2.1%)
	途中で音信不通	1,101(64.8%)
	その他	11(0.6%)
	無回答	180(10.6%)

(14) 「2017 年度から 2018 年度の特別養子縁組の検討件数」における養育上の問題で養親が養育を中断した件数

図表 21 「2017 年度から 2018 年度の特別養子縁組の検討件数」における
養育上の問題で養親が養育を中断した件数

	養育上の問題で特別養子縁組を中断した件数
回答機関の合計値	1

(15) 2017 年度から 2018 年度において特別養子縁組を前提に養育を開始したケースの児童の年齢

図表 22 2017 年度から 2018 年度において特別養子縁組を前提に養育を開始したケースの児童の年齢

(n=15)

	養育を開始した児童の 人数	うち、許可自治体以外の養親が 養育を開始した児童の人数（委託率）
回答機関の合計値	262	220(84.0%)
0 か月	243	208(85.6%)
1-6 か月	10	6(60.0%)
7-12 か月	3	1(33.3%)
1-2 歳	3	3(100 %)
3-5 歳	3	2(66.7%)
6 歳以上	0	0(0.0%)

(16) 2017 年度から 2018 年度の普通養子縁組の検討件数

図表 23 2017 年度から 2018 年度の普通養子縁組の検討件数

(n=14)

	普通養子縁組の検討件数	
回答機関の合計値	1(100 %)	
内訳	普通養子縁組が成立	0(0.0%)
	普通養子縁組を前提に養育中	0(0.0%)
	児童の父母等が養育中	0(0.0%)
	他の民間あっせん機関へつないだ	0(0.0%)
	児童相談所へつないだ	0(0.0%)
	途中で音信不通	0(0.0%)
	その他	1(100 %)
	無回答	0(0.0%)

(17) 「2017 年度から 2018 年度の普通養子縁組の検討件数」における養育上の問題で養親が養育を中断した件数

図表 24 「2017 年度から 2018 年度の普通養子縁組の検討件数」における
養育上の問題で養親が養育を中断した件数

	養育上の問題で普通養子縁組を中断した件数
回答機関の合計値	1

(18) 2017 年度から 2018 年度において普通養子縁組を前提に養育を開始したケースの児童の年齢

図表 25 2017 年度から 2018 年度において普通養子縁組を
前提に養育を開始したケースの児童の年齢

(n=7)

	養育を開始した児童の人数	うち、許可自治体以外の養親が 養育を開始した児童の人数
回答機関の合計値	0	0(0.0%)
0-5 歳	0	0(0.0%)
6-10 歳	0	0(0.0%)
11-15 歳	0	0(0.0%)
16-20 歳	0	0(0.0%)
21 歳以上	0	0(0.0%)

(19) 2017 年度から 2018 年度の養親希望者研修参加件数

図表 26 2017 年度から 2018 年度の養親希望者研修参加件数

(n=16)

	養親希望者研修の参加件数	
回答機関の合計値	829(100 %)	
内訳	養親登録済み	177(21.4%)
	養親登録の審査待ち	18(2.2%)
	登録を希望しなかった	88(10.6%)
	登録を希望したが登録に至らなかった	36(4.3%)
	無回答	319(38.5%)

(20)児童の委託を待っている養親登録件数

図表 27 児童の委託を待っている養親登録件数（2019 年 10 月 1 日時点）

(n=15)

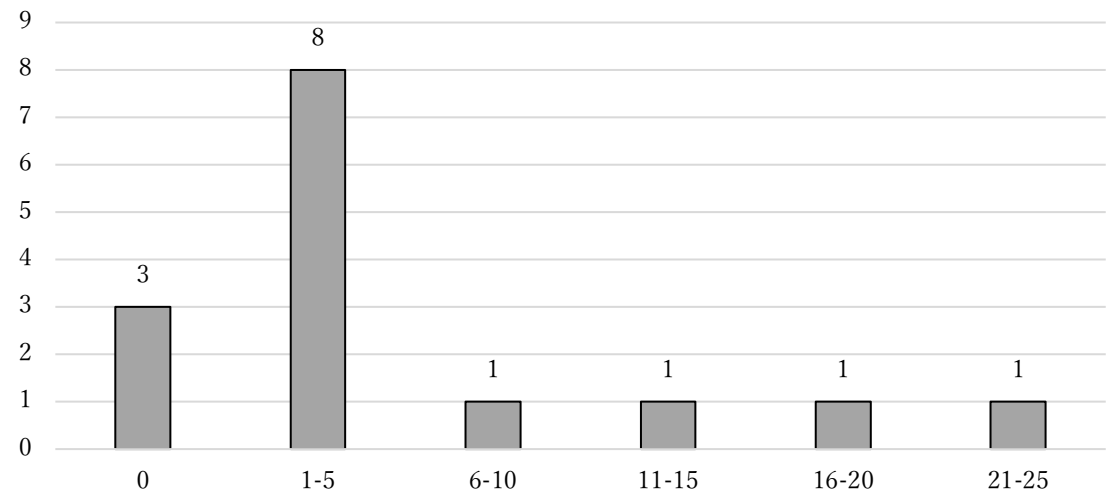
	養親登録件数	うち、自治体の里親登録件数
回答機関の合計値	80	35(43.8%)

(21) 児童の委託を待っている養親登録件数の分布

「1-5 件」が最も多く、8 機関となっている。

図表 28 児童の委託を待っている養親登録件数の分布

(n=15)

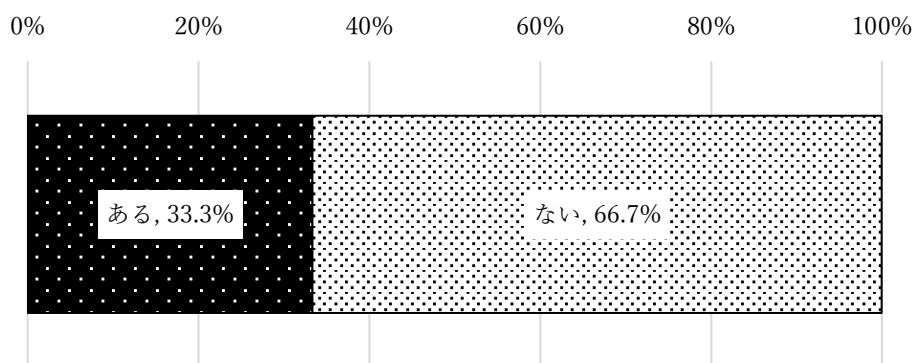


(22) 養子縁組に関して自治体から事業を受託した経験（組織間連携）

「ある」が33.3%、「ない」が66.7%となっている。

図表 29 養子縁組に関して自治体から事業を受託した経験

(n=18)

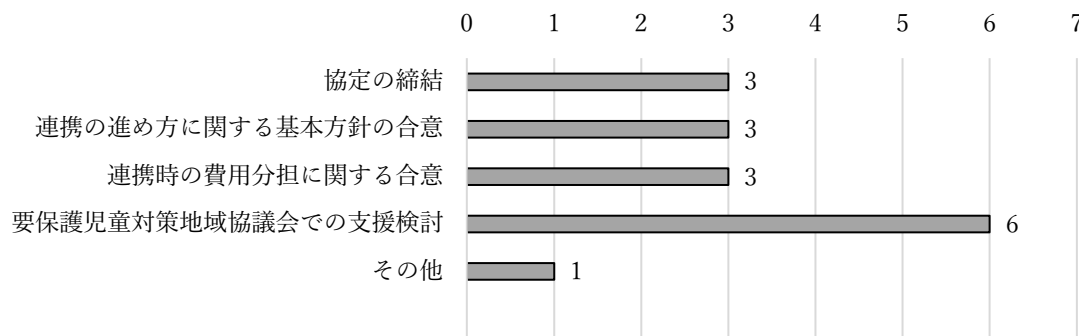


(23) 自治体との間で行った取組み（組織間連携）

「要保護児童対策地域協議会での支援検討」が最も多く、6件となっている。

図表 30 自治体との間で行った取組み（複数回答）

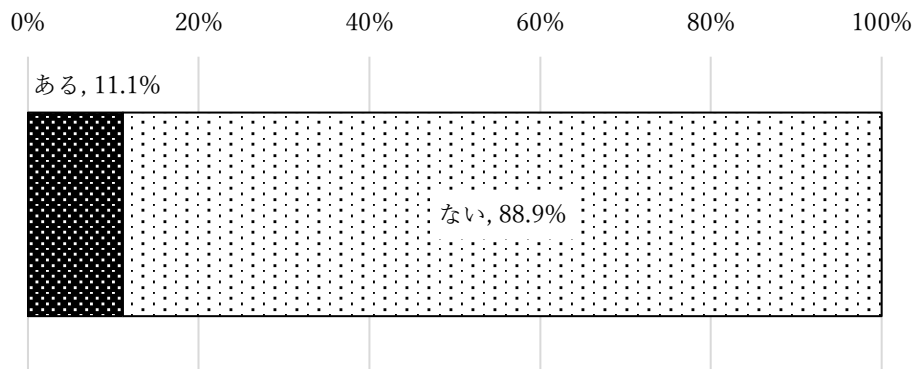
(n=12)



(24) 児童相談所との情報共有を目的として使用している共通様式

「ある」が11.1%、「ない」が88.9%となっている。

図表 31 児童相談所との情報共有を目的として使用している共通様式
(n=18)



(25) 2017 年度から 2018 年度に児童相談所を紹介した件数

図表 32 2017 年度から 2018 年度に児童相談所を紹介した件数

(n=15)

	児童相談所を紹介した件数
回答機関の合計値	97

(26) 2017 年度から 2018 年度に特別養子縁組を検討したケースで児童相談所との連携が必要だと感じた件数

図表 33 2017 年度から 2018 年度に特別養子縁組で
児童相談所との連携が必要だと感じた件数

(n=13)

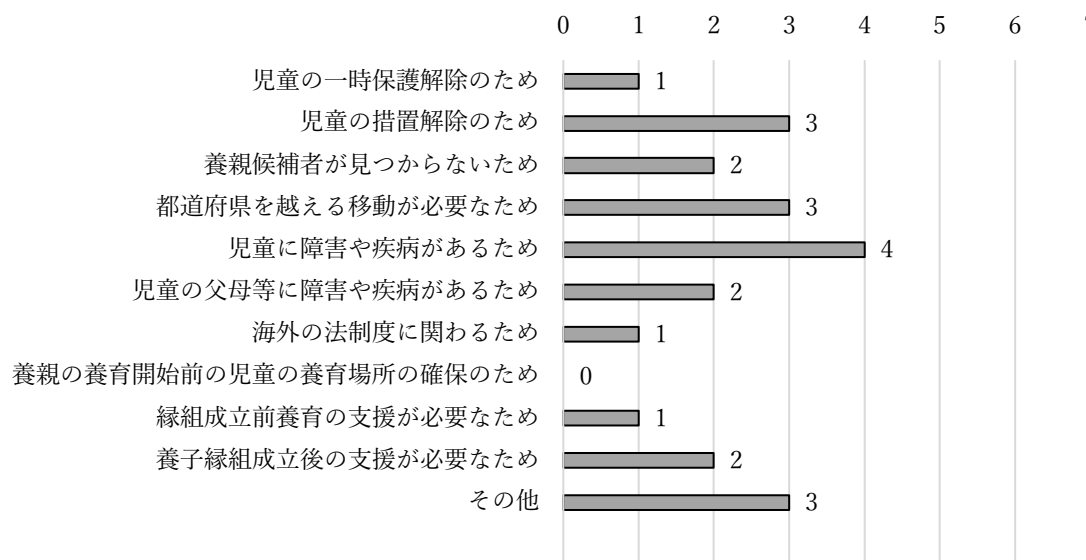
	児童相談所との連携が必要だと感じた件数	
回答機関の合計値	61(100%)	
内訳	連携して円滑に支援ができた	12(19.7%)
	連携したが円滑に支援ができなかった	4(6.6%)
	結果的に連携に至らなかった	10(16.4%)
	無回答	35(57.4%)

(27) 「2017 年度から 2018 年度に児童相談所との連携が必要だと感じた件数」を回答した民間あっせん機関のうち、連携が必要だった理由

「児童に障害や疾病があるため」が最も多く、4 件となっている。

図表 34 児童相談所との連携が必要だった理由（複数回答）

(n=6)

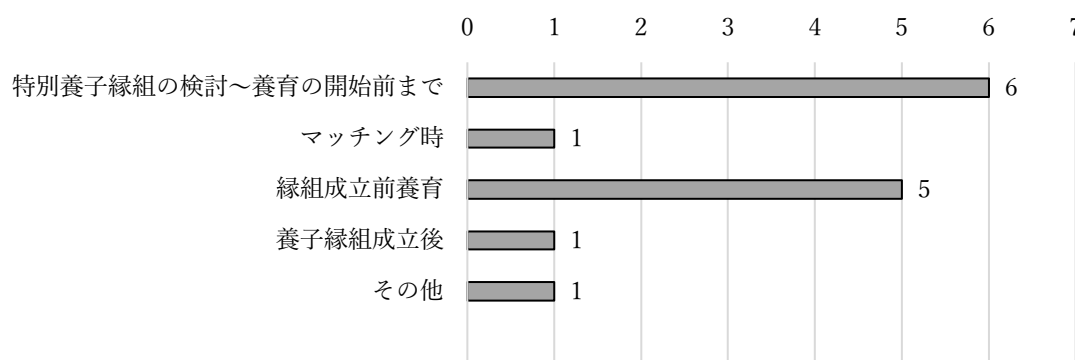


(28) 「2017 年度から 2018 年度に児童相談所との連携が必要だと感じた件数」を回答した民間あっせん機関の回答のうち、連携が必要になった段階

「特別養子縁組の検討～養育の開始前まで」が最も多く、6 件となっている。次いで、「縁組成立前養育(5 件)」となっている。

図表 35 児童相談所との連携が必要になった段階（複数回答）

(n=6)



(29) 2017 年度から 2018 年度に特別養子縁組を前提に児童の養育を開始した件数と対応の方法

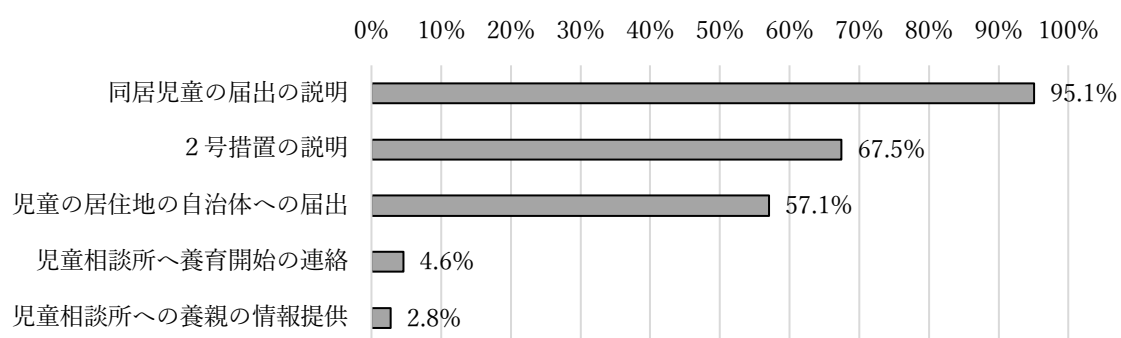
図表 36 2017 年度から 2018 年度に特別養子縁組を前提に児童の養育を開始した件数²

(n=16)

	特別養子縁組を前提に児童の養育を開始した件数
回答機関の合計値	326

(30) 2017 年度から 2018 年度に特別養子縁組を前提に児童の養育を開始した際の対応方法
「同居児童の届出の説明」が最も多く、95.1%となっている。

図表 37 2017 年度から 2018 年度に特別養子縁組を
前提に児童の養育を開始した際の対応方法

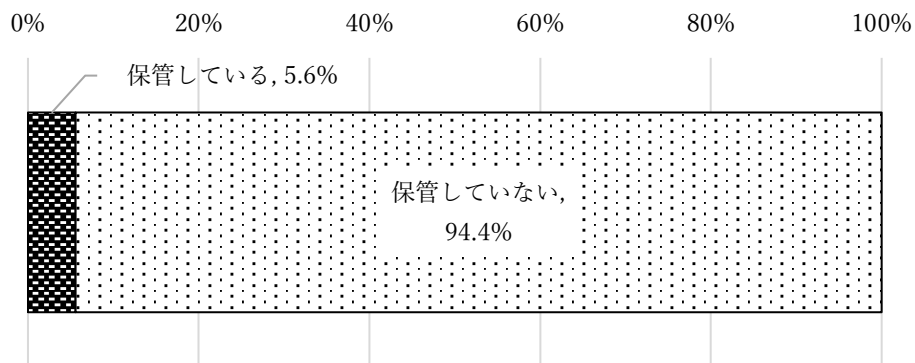


² 設問によって回答機関が異なるため、図表 22 とは件数に違いがある。

(31) 事業を廃止した他の民間あっせん機関等の養子縁組に関する記録の保管

「保管している」が5.6%、「保管していない」が94.4%となっている。

図表 38 事業を廃止した他の民間あっせん機関等の養子縁組に関する記録の保管
(n=18)



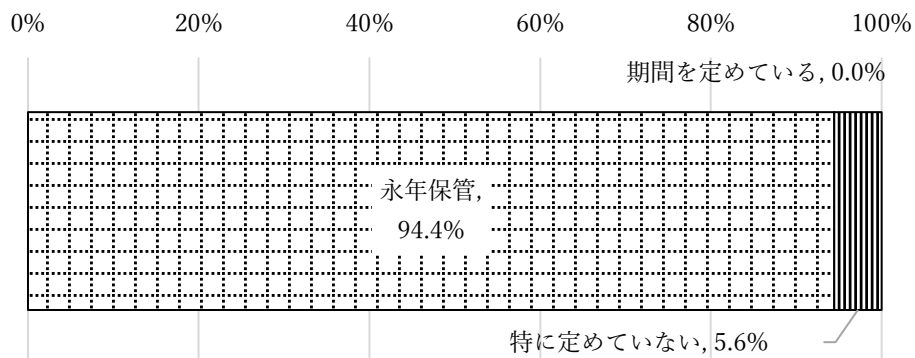
(注) 「保管している」と回答した機関の保管ケース数は3件(1団体分)、ホームページ等での周知は「していない」であった。

(32) 養子縁組に関する記録の保管期間

「永年保管」の割合が最も高く、94.4%となっている。次いで、「特に定めていない(5.6%)」となっている。

図表 39 養子縁組に関する記録の保管期間

(n=18)

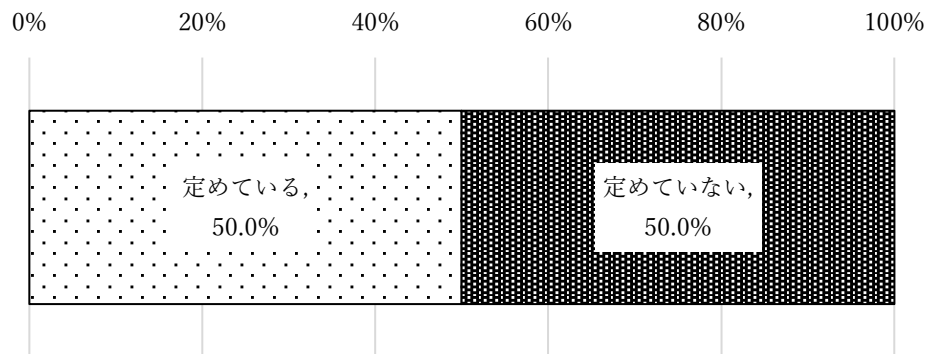


(33) 養子縁組の記録に関して当事者から情報提供等の希望があった場合の開示方法のルール

「定めている」が 50.0%、「定めていない」が 50.0%となっている。

図表 40 養子縁組の記録に関して当事者から
情報提供等の希望があった場合の開示方法のルール

(n=18)

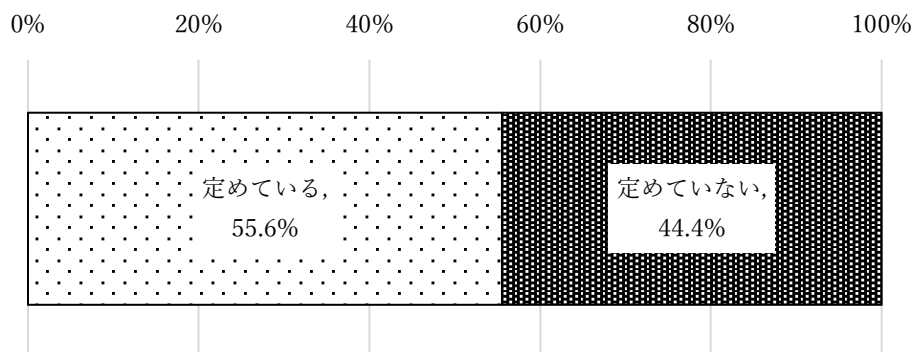


(34) 養子縁組の記録に関して当事者から情報提供等の希望があった場合の開示範囲のルール

「定めている」が 55.6%、「定めていない」が 44.4%となっている。

図表 41 養子縁組の記録に関して当事者から
情報提供等の希望があった場合の開示範囲のルール

(n=18)

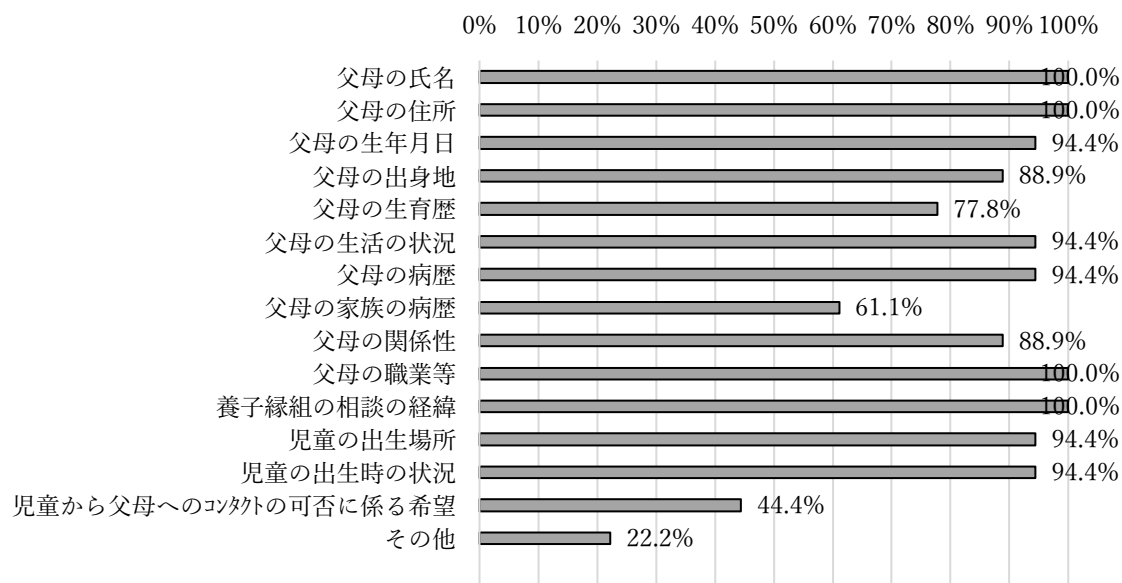


(35) 児童の出自に関する情報の記録内容

「父母の氏名」、「父母の住所」、「父母の職業等」、「養子縁組の相談の経緯」が最も多く、100%となっている。

図表 42 児童の出自に関する情報の記録内容（複数回答）

(n=18)



「その他」の回答：

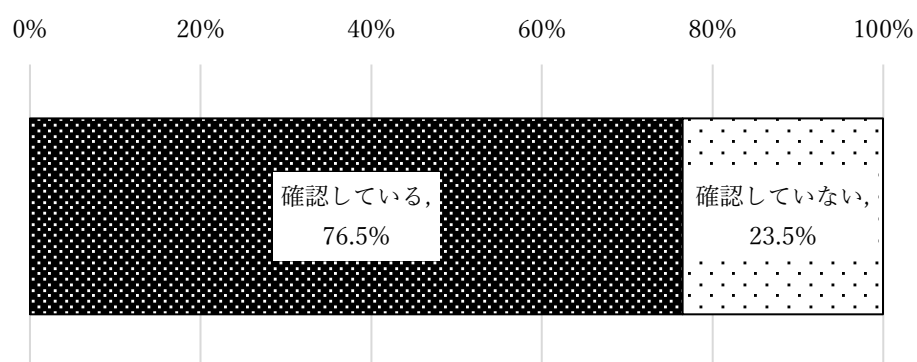
- ・ 父母の学歴
- ・ 父母の家族構成
- ・ 父母の身長、体重、血液型
- ・ 父母の性格
- ・ 父母の趣味、宗教、好きな教科
- ・ 父母の将来の夢
- ・ 父母の飲酒、喫煙の状況
- ・ 父母からの子どもの将来への希望
- ・ 父母の養子への思い
- ・ 委託の理由
- ・ 妊娠経過
- ・ 児童の名前の由来
- ・ 児童に重大な疾患があり協力が必要な場合、父母にコンタクトをとってよいか
- ・ 児童が死亡したときは父母への連絡をどうするか
- ・ 写真（児童の生まれた時の写真、父母と児童の写真など、3件）
- ・ 出生届のコピー

(36) 児童への情報開示についてあっせん時の父母への確認

「確認している」が76.5%、「確認していない」が23.5%となっている。

図表 43 あっせん時の父母への確認

(n=17)

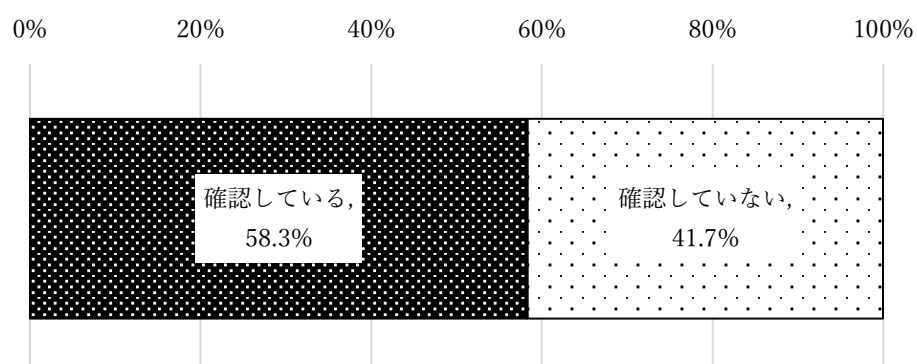


(37) 児童への情報開示について児童から情報の開示の求めがあった時点での父母への確認

「確認している」が58.3%、「確認していない」が41.7%となっている。

図表 44 児童から情報の開示の求めがあった時点での父母への確認

(n=12)

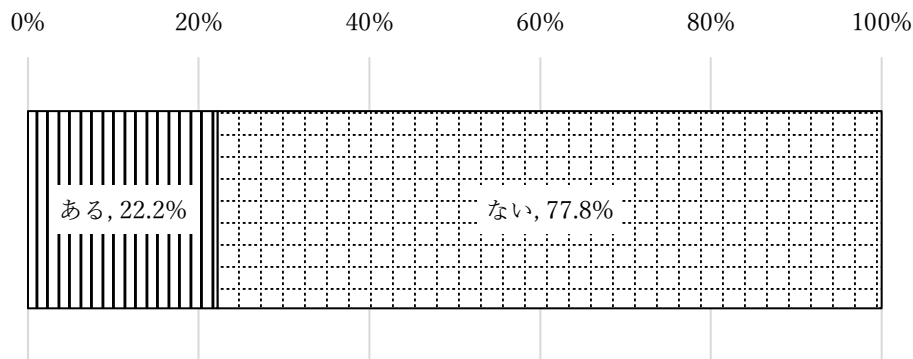


(38) 児童からの出自に関する情報の開示を求められた経験

「ある」が22.2%、「ない」が77.8%となっている。

図表 45 児童からの出自に関する情報の開示を求められた経験

(n=18)

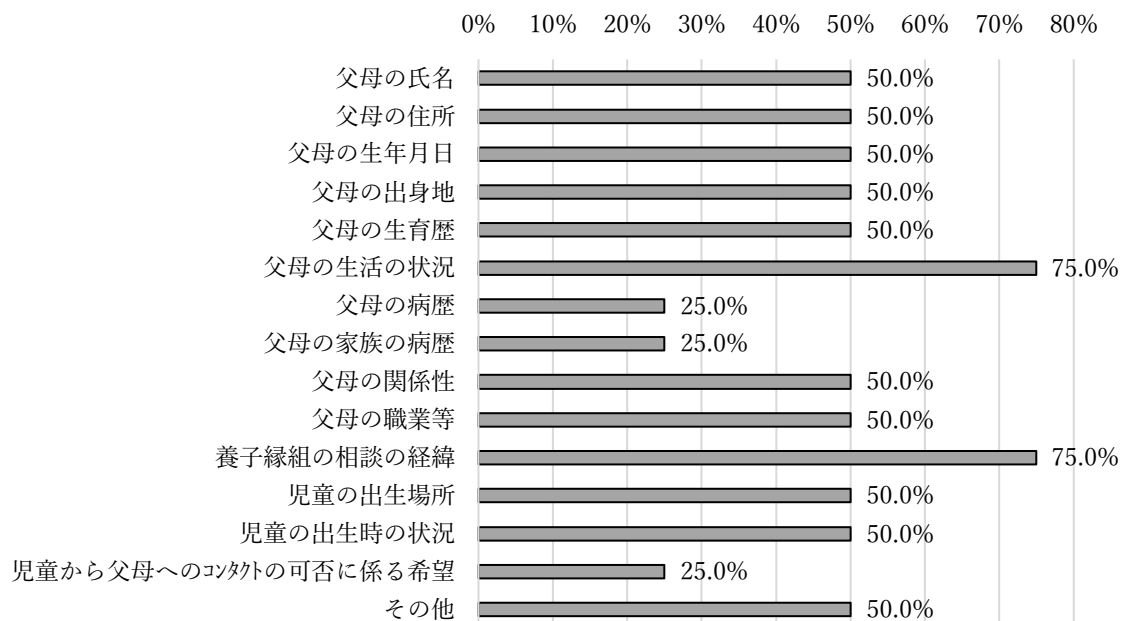


(39) 児童からの出自に関する情報の開示を求められた経験が「ある」と回答した民間あっせん機関（4箇所）のうち、児童から開示を求められた情報内容

児童から開示を求められた情報内容は以下のとおりとなっている。

図表 46 児童から開示を求められた情報内容（複数回答）

(n=4)



(40) 個別ケースでの連携事例

①連携して円滑に支援ができたケース

<ケース 1>

児童の養育開始前	● 父母：出産前、出産時、保護措置に至る経緯のヒアリングを児童相談所から行った。特別養子縁組制度についての説明、意思確認の面談をした。児童相談所、乳児院、当団体スタッフ、父母4者で、児童の措置解除に向けての面談・方針確認を行った。 ● 養親：特別養子縁組制度や必要な費用についての説明会を実施した。家庭訪問及び実習・座学の育児研修、特別養子縁組の意思確認を行った。
マッチング時	● 養親：措置児童である事や父母についての情報を伝えた上で養育の打診をした。乳児院での面会、交流の調整、立ち会いを児童相談所と行った。
縁組成立前養育	● 父母：縁組成立前養育へ向けて意思の再確認、引き渡し日や必需品の確認を行った。 ● 養親：同居届けの提出、養育開始後の家庭訪問、裁判申し立ての支援をした。
養子縁組成立後	● 父母：面会交流、成長報告に関する交流の支援。 ● 養親：養育中の家庭訪問、真実告知シンポジウムの実施、地域交流会を実施した。

<ケース 2>

児童の養育開始前	● 父母・児童：児童相談所が父母からの相談に応じ、国際的な養子縁組支援が必要と判断し、児童を当団体に紹介する。児童の紹介と児童に関する情報提供を受ける。
マッチング時	● 養親：当団体が養親候補者とのマッチングを提案する。施設実習を調整し、実施する。
縁組成立前養育	● 児童：児童の支援は児童相談所が行った。 ● 父母：児童相談所が父母への相談支援を継続し、当団体との情報共有を行った。 ● 養親：児童の適応報告書を提出し、児童相談所と情報共有した。
養子縁組成立後	-

<ケース 3>

児童の養育開始前	● 父母：出産直後、当団体が相談に応じたが、一旦児童相談所に相談し、児童の養育を乳児院措置としていた。1年後、児童の母の希望で特別養子縁組をすることとなった。祖父母が当団体を希望し、祖父母の申告で措置解除となった。 ● 養親・児童：乳児院で養親の研修を行った。研修中に児童相談所の担当者が数回乳児院に来所し、充分に話し合うことができた。
マッチング時	● 父母：児童の母についての情報は乳児院が提供してくれた。 ● 養親：養親の居住地が遠方であったため、宿泊研修の際、乳児院が積極的に協力してくれた。
縁組成立前養育	● 養親：ただ、成立前養育時は、養親の住所地の児童相談所が児童の情報を持っていなかったため、養親は相談をしにくい状態があった。
養子縁組成立後	● 養親：同上。児童の措置をしていた児童相談所と養親の住所地の児童相談所の間での連携ができていなかった。

<ケース 4>

児童の養育開始前	● 父母：保健センターの特定妊婦に関わる保健師と情報共有をした。今後、養子縁組での委託を視野に入れてそれぞれのストレングスの支援計画（医療を含む）。
マッチング時	● 父母：父母の最終意志と共に養親の大まかな情報を児童相談所と共有した。
縁組成立前養育	● 児童：障害を持って出生したため委託後の支援訪問を児童相談所に依頼した。 ● 父母：父母が生活保護受給者であったため、その後の回復支援、1ヶ月健診を促した。 ● 養親：①同居届受理への制度理解の促進 ②当団体と児童相談所合同で支援 ③当団体の弁護士からの情報共有をした。
養子縁組成立後	● 父母：父母に対しての支援は同じ。 ● 養親：審判確定後、児童相談所からの児童の措置解除のための解除通知決定書の受渡しの時に立合った。

<ケース 5>

児童の養育開始前： 父母・児童	● 父母・児童：出産直前で遠方であった為、児童相談所と連携し、当方が現地へ入るまで児童の入院期間を一時保護とした上で、特別養子縁組手続きは当方が行った。介入前から児童相談所と関わりのあった家族で、児童相談所と連携しながら親族の意思確認を行った。
マッチング時	-
縁組成立前養育：	● 父母：実母（17 才）が産後に住む所もなく生活が困難だった為、児童相談所に紹介し自立援助ホームに入所することとなった。 ● 養親：養育状況に不安があり、認定を行った児童相談所と情報を共有しながら支援を行った。
養子縁組成立後	-

<ケース 6>

児童の養育開始前	● 父母：妊婦検診を当方でしながら、その度に児童相談所と対話をした。 ● 児童：児童を養育する場所は出生した病院となった。
マッチング時	-
縁組成立前養育	-
養子縁組成立後	● 父母：担当員と交流、診察に来院。児が小さいため写真の提供のみしている。

<ケース 7>

児童の養育開始前	● 父母：当初、母の親子関係に問題があり、祖父母の意向にあわせる形で不同意となった。そのため、一旦家庭引きとりとなったため、家庭養育の見守りが必要と考え、病院が中心となって児童相談所・区役所へつないだ。
マッチング時	-
縁組成立前養育	● 養親：里親登録手続き中の養親であったため、児童相談所とつながりがあったので、児童相談所からも必要な支援が得られた。
養子縁組成立後	-

<ケース 8>

児童の養育開始前	● 父母：支援方針の検討をする際は、出産施設が良好な協力姿勢だった。意思確認については病院内での聞き取りが可能であった。 ● 児童：出産した病院での児の預かりの可否の検討を行った。但し、児童相談所が事前に一時保護についての明示はせず、産後の経過待ちとなった。
マッチング時	-
縁組成立前養育	-
養子縁組成立後	-

②連携したが円滑に支援ができなかったケース

<ケース 1>

児童の養育開始前	● 父母：児童の生物学上の父である相手男性が犯罪をして逮捕となり、その後、司法聞きとりもあって、相談支援が定まりづらいケースだった。当団体で児を預かり、生母入院となるも費用面を優遇した。児童相談所（行政）による支援が得られなかった。
マッチング時	● 父母：母（児）が性虐待による妊娠であり、情報提供の内容、タイミングに迷いがあった。
縁組成立前養育	-
養子縁組成立後	-

<ケース 2>

児童の養育開始前	-
マッチング時	● 養親候補者が見つからなかった。
縁組成立前養育	-
養子縁組成立後	-

③結果的に連携に至らなかったケース

<ケース 1>

児童の養育開始前	● 父母：①児童の父から当団体に相談が入った。児童の母の親族より、児童相談所にも相談している旨の情報が有り、当団体から児童相談所へ連携（支援方針の検討等）を希望したが、断られた。②児童の父母が児童相談所の関わりを拒否した。③児童の疾病のため長期入院が必要となり、当団体が児童相
----------	--

	談所との連携を希望したが具体化しなかった。
マッチング時	-
縁組成立前養育	-
養子縁組成立後	-

<ケース 2>

児童の養育開始前	父母：当団体に、遠方の A 自治体に居住し、未受診で自宅分娩し、産後も受診が出来ないまま、2 週間が経過していた実母より相談が入り、まずは母子で病院を受診することを強く勧め、母子手帳も取得する支援を行うこと、今後の母子の生活不安についても相談に乗ると伝えた。実母から行政に連絡をすることが困難だったため、当団体から連絡を取り、紹介された保健センターにつながった。 その後、当該保健センターから、主管の児童相談所の職員が実母の居所へ母子手帳を持っていき、赤ちゃんの身体計測も行うという連絡があったが、実母は LINE 電話しかできなかったため、当団体を介して連絡した。 しかし、A 自治体の児相は、実母への丁寧な説明もないまま、赤ちゃんを取り上げてしまい、児童福祉司からも「民間ごときに協力などしない！」等と罵倒された。 数日後に児童福祉司から謝罪の連絡はあったが、自宅分娩の場合、医師の診断書が出生届受理の大きな根拠となるため、母子そろって産科医の診察を受診する必要がある、と説明をしたものの、行政からの理解は得られなかった。 その後、子どもの出生届の手続きは法務省で審議となてしまい受理までに大幅に遅れが生じたことから、身分のない赤ちゃんの養子縁組委託は、養親候補の検討にも非常に困難をきたした。その間、主管が変わり別の児童相談所とやり取りすることになったが、児童は乳児院に 3 ヶ月半措置され、やっと出生届が受理される目処がついた。
マッチング時	-
縁組成立前養育	養親の居住地を管轄する児童相談所は手続きも協力的であり、当団体と情報共有しながら親身に養親候補を支えてくれたため、養親も不安なく手続きを進める事が出来た。 現在この児童は養親のもとで健やかに暮らしている。
養子縁組成立後	-

＜ケース３＞

児童の養育開始前	● 父母：児童相談所が個人情報の共有ができず、一緒に支援することすら検討してもらえなかった。
マッチング時	-
縁組成立前養育	-
養子縁組成立後	-

(41) 連携が円滑に進む要因、進まない要因

1	● 円滑に進む要因： 当団体では出産、産後のケアができる強みがあり、妊婦の時から早い段階での関わりをする中で、児童相談所との連携が進みやすいと思われる。 ● 円滑に進まない要因： 子どもが一度乳児院に入所した後に、特別養子縁組の希望があった時に児童相談所の手続き等に時間がかかるため、縁組にすすまないケースがある。
2	● 円滑に進む要因： 父母、養親についてこまめに児童相談所に情報共有すること。
3	● 円滑に進む要因： 児童相談所職員の特別養子縁組制度についての理解度と熱意。 ● 円滑に進まない要因： 民間あっせん機関に対する信頼度のなさ。
4	● 円滑に進む要因： 児童相談所において、連携の意義に対する理解とコミットメント。 ● 円滑に進まない要因： 上記への無理解。
5	● 円滑に進む要因： 児童相談所が特別養子縁組制度を理解していること。何度もそういったケースに関わっていること。 ● 円滑に進まない要因： 産院の意見が間に入る時。
6	● 円滑に進まない要因： 担当者が定期的に変わるため（転勤等）継続した連携が難しく感じる。
7	● 円滑に進む要因： 厚労省からの連携することへの明確な指示、通達を書面で出してもらい、各都道府県に周知してもらう。 ● 円滑に進まない要因：

	情報共有をしてもらえない。民間あっせん団体との連携の前例がない場合。連携できなければ、相談者を混乱させ、救出を困難にする可能性が大きい。
8	円滑に進む要因： 協議会の基本方針として行政との連携を掲げており、日頃から積極的に連携していること
9	- 円滑に進む要因及び進まない要因： <児童相談所に対して> ・児童相談所の早期の特別養子縁組推進への積極的な姿勢とそのための職員トレーニング。 ・特別養子縁組担当職員の配置と2-3年で異動させない専門性を育む仕組み。 ・児童相談所の妊娠期からの相談支援による新生児委託（退院時の委託）、早期委託の促進。 ・委託する養親やケース紹介する民間あっせん機関への隠し事のない情報提供（父母と子どもについて）。 ・里親研修と養子縁組研修を分け、養子縁組に特化した養育に相応しい養親を育てる。特に委託時からの真実告知の徹底をする。 ・養親として相応しいと判断できない養親を登録しない（適正な審査をし、塩漬け養親を作らない）。 ・長期施設養育をさせないための父母支援と、養育不可能な場合の特別養子縁組への支援について、ケース受理した段階から計画する体制。 ・セミオープンアダプション（事務局注：養子縁組成立後、必要に応じて、養親が父母と交流をしながら児童を育てること）の取り組み。 ・連携ケースの官民共同の事例検討と振り返り。 ・行政間、行政内での手続きや書式、財源の整備（管轄を越えた委託の推進）。 <民間あっせん機関に対して> ・民間あっせん機関を助言・監督し許可する都道府県の課の職員研修（都道府県によって許可基準がバラバラで理不尽）。 ・民間あっせん機関への許可基準と助言・監督の全国均一化と質の担保（法に従っていない民間あっせん機関も許可されていたり、未だ許可への移行期にある民間あっせん機関もあったりするため、あっせん法施行後も民間あっせん機関の信頼獲得につながっていない。許可申請していない民間あっせん機関については放置）。

	・福祉系と医療系の国家資格を有する職員が日々実際のケース対応にあたることの徹底（名前貸しの禁止、元母や養親という当事者を職員として雇用することの禁止）による専門性の確保と信頼獲得。 ・父母や他機関からの相談を選別せずに、どの民間あっせん機関も養育困難ケースを扱える体制を整える。（一つの民間あっせん機関が困難ケースを引き受け破綻しないように。）
10	● 円滑に進む要因： 今までは児童の母が児童相談所の措置を受けている児童について、当団体に託したいと強く希望した場合に児童相談所との連携ができ、直接顔を合わせて相談し、養親候補者を紹介している。児童相談所、乳児院との信頼関係を作りながら児童を養親に託す流れを取っている。（児童の父母が児童相談所へ相談していると円滑に進む。） ● 円滑に進まない要因： 児童相談所が連携を希望していない印象がある。行政は民間あっせん機関が様々な連携会議を計画し、誘っても決して加わらない。また、児童相談所との顔合わせの会議で、双方の資質向上のためのケース会議を度々提案しているが、防衛的であり、ここ数年何も改善されていない。本当に児童相談所は民間あっせん機関と連携するつもりがあるのでしょうか？個々のケースで顔を合わせる児童福祉司の方は、どの方もみな熱心ですし、率直に話し合えますが、ひとつひとつの事例が蓄積できていない感じがしています。
11	● 円滑に進む要因： 民間あっせん機関と連携をしている児童相談所は、マッチングができずに施設措置が継続している児童を民間あっせん機関に紹介し、マッチングの可能性を広げようと試みています。児童相談所が保有する児童の情報がある程度まで開示されるため、児童のニーズを把握しやすいという利点もあります。 ● 円滑に進まない要因： 民間あっせん機関と連携していない児童相談所は「連携」の青写真をもっていない。
12	● 円滑に進む要因： 当団体は医療・司法との協働が有るため、行政機関もコンタクトを取りやすい。弁護士が介入する事による信頼感は有ると思われる。 ● 円滑に進まない要因：

	多くの行政機関、児童相談所では未だに「民間あっせん機関は信用出来ない」と言う偏見や、多くの窓口では制度理解がない。たて割りの支援のため、包括的な支援計画の立て方に慣れてない行政がほとんどではないか。
13	- 円滑に進む要因： 以前やりとりしたことのある児童相談所、担当者は、当団体のこと、手続きの進め方をよく知って下さっているので連携しやすい。 - 円滑に進まない要因： 児童相談所の業務が多く、他府県からの委託にまで手がまわらない現状があるように思う。
14	- 円滑に進まない要因： - 互いの取り組みへの理解が不足していると感じられる。 - 赤ちゃんの一時保護にかかる費用が、公的に補てんされない（病院の赤字）。 - 実母側が行政につながることを嫌がるケース有（必要な場合はもちろん行います）。 - 行政担当者（保健師ら）の対応の力量に差がある。
15	円滑に進まない要因： 児童相談所が民間あっせん機関に対してマイナス意識がある。

(42) 連携のあり方について、今後期待すること

①関係構築・理解促進に関すること

- 措置の決定権が児童相談所にあることはわかっているが、子どもの最善の利益の保障に対する指向性は同じであるので、我々の声にも謙虚に耳を傾けて欲しい。
- （民間あっせん機関から児童相談所へのケースについて）多くの妊娠相談、養育相談が民間あっせん機関に日々入ってくる一方、成熟した養親さんはすぐに委託につながり常に不足している状況です。このような現状の中、児童相談所にケースを紹介しても子どもがそのまま施設養育となるのであれば、ケースの紹介はためらわれます。民間あっせん機関に求められている父母支援、養親支援は、児童相談所にも同等の適正性が求められているため、子どもの紹介をした場合は、早期に委託へつなげ、あらためて子どもの病気の可能性や父母の気持ちの見極めに何か月も時間をかけることがないよう、迅速に動いていただきたい。

（児童相談所から民間あっせん機関へのケースについて）児童相談所から民間あっせん機関に紹介されるケースは医療的ケア児・障害児等、養育負担が大きいケースばかりであるため、その委託費を養育負担とするのは公平性の観点から課題があり、その後の長期アフターフォローのための民間あっせん機関の負担は非常に大きい。また、民間あっせん機関に養育負担が大きいケースが集まると、養親候補者からの申し込み

が減少し、民間あっせん機関の存続危機となる懸念がある。医療的ケア児・障害児等を、どの児童相談所でもどの民間あっせん機関でも委託推進できるような専門性の強化、養親育成、財源確保、アフターフォロー等の充実を図っていただきたい。民法改正もあったため、特別養子縁組が相応しいと考えられる児童の全件洗い出しをして、家庭養育の推進を現実的にしていただきたい。

②情報提供・情報共有に関すること

- 特別養子縁組についての書類一式について、児童相談所、民間あっせん機関で統一したものが使えるようになったらいいと思う。
- 当団体は立ち上げたばかりで、児童相談所との連携はまだ行っていない。今後、実際に養子縁組を行っていく中で、自由に情報共有をできればと思っている。
- 孤独な出産による虐待死を防ぐため、特定妊婦（支援を要する妊婦）の情報共有を図ること。

③体制整備・役割分担に関すること

- 民間あっせん機関だけでの関わりが困難なケースが増えていくと考えられる。そのため、児童相談所との意見交換などがスムーズに行える体制づくり。
- 相談者が児童相談所に相談しているが、養親が見つからないという理由で、民間あっせん機関に相談が入るケースが多い。遠方に住む相談者を具体的にサポートしてきた経緯を児童相談所から聞くことで、連携し、相談者を助ける方法を見つけ、縁組につながるようなことができるように、措置解除を含めて対応してもらいたい。

④その他

- 児童相談所との連携はとれているが、委託後の養親が行う児の手続き（保険加入、児童手当等）で、各役所との連携が取りにくいのでスムーズな対応ができる様にしてほしい。
- 児童相談所でマッチングできずにいる児童がいれば、民間あっせん機関に児童の紹介をして、マッチングの可能性を広げてほしいと思います。
- 独自ルールを押しつけず、法に則り実態と根拠に基づき、子の福利の為に「平等」に協働をお願いしたい所存です。
- あっせん法成立後より今まで直接あっせんケースがないため課題等を実感できていない。
- 子供の一時保護の場所が病院をでると、施設という選択肢の提示が多い。児童相談所のワーカーの里親委託の検討が伺えない。

3. 児童相談所アンケート調査結果

(1) 職員体制

図表 47 職員体制

(n=173)

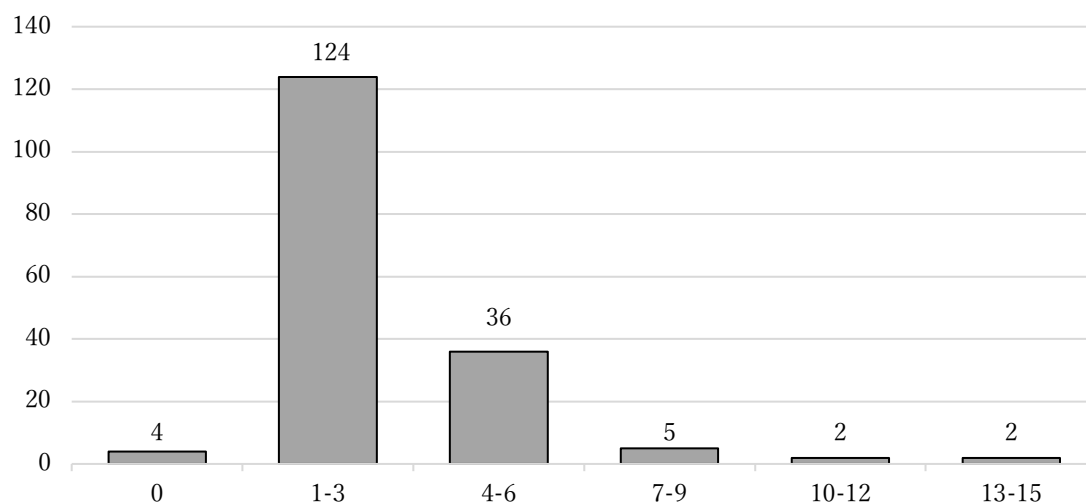
	里親 担当者	常勤の里親担当者		非常勤の里親担当者	
		専任	兼任	専任	兼任
回答児童相談所の合計値	502	128	229	126	19
1 機関あたりの平均人数	2.9	0.7	1.3	0.7	0.1

(2) 里親担当者数の分布

「1-3 人」が最も多く、124 箇所となっている。

図表 48 里親担当者数の分布

(n=173)

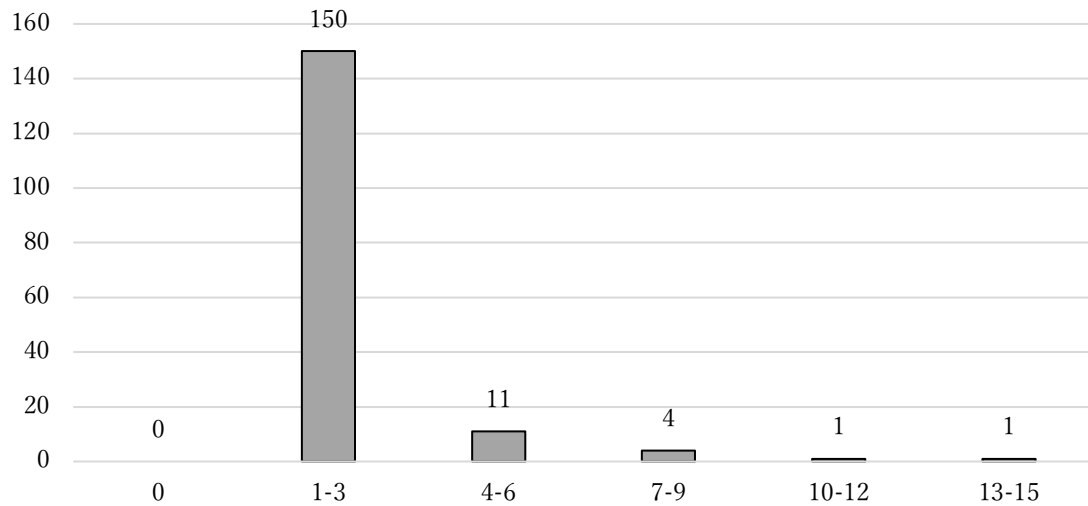


(3) 常勤里親担当者数の分布

「1-3 人」が最も多く、150 箇所となっている。

図表 49 常勤里親担当者数の分布

(n=173)

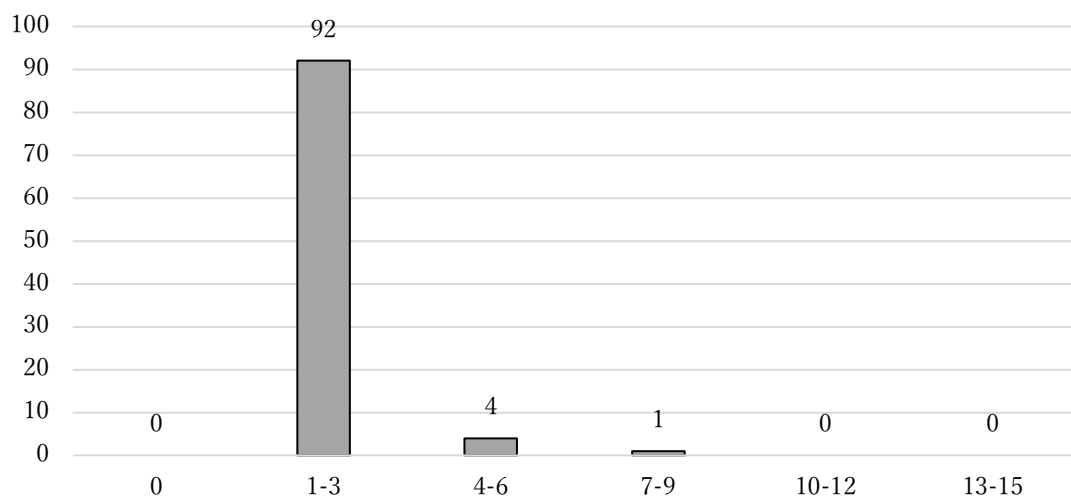


(4) 非常勤里親担当者数の分布

「1-3 人」が最も多く、92 箇所となっている。

図表 50 非常勤里親担当者数の分布

(n=173)



(5) 専任の養子縁組里親担当者の人数

図表 51 専任の養子縁組里親担当者の人数

(n=173)

	養子縁組里親 担当者	常勤の養子縁組 里親担当者	非常勤の養子縁 組里親担当者
回答児童相談所の合計値	2	2	0

(6) 2017 年度から 2018 年度の養子縁組の成立件数

図表 52 2017 年度から 2018 年度の養子縁組の成立件数

(n=173)

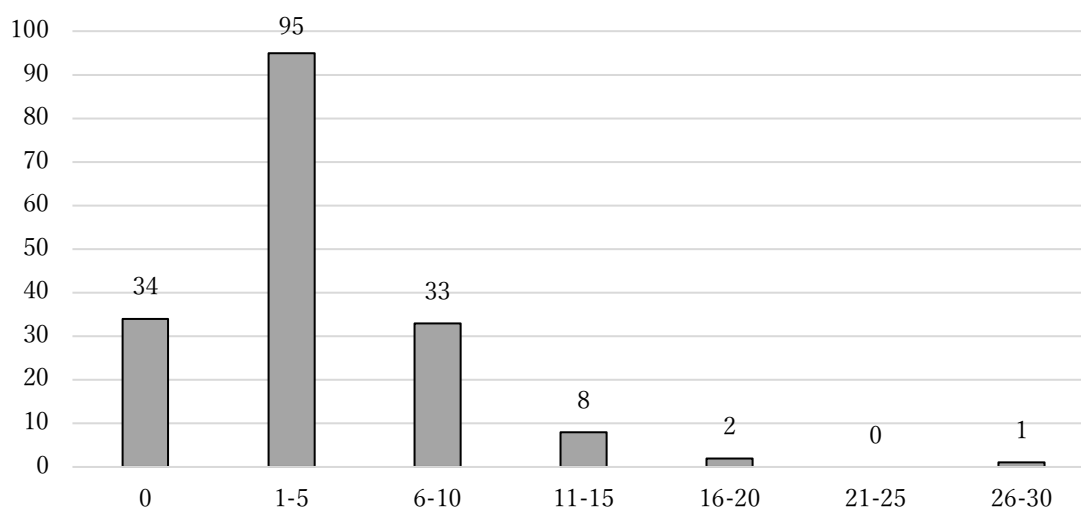
	特別養子縁組成立件数	普通養子縁組成立件数
回答児童相談所の合計値	642	36

(7) 2017 年度から 2018 年度の特別養子縁組成立件数の分布

「1-5 件」が最も多く、95 件となっている。

図表 53 2017 年度から 2018 年度の特別養子縁組成立件数の分布

(n=173)



(8) 「2017 年度から 2018 年度の養子縁組の成立件数」における自治体内の登録里親以外へ児童を委託した件数

図表 54 「2017 年度から 2018 年度の養子縁組の成立件数」における
自治体内の登録里親以外への委託件数

	自治体内の登録里親以外への委託件数(委託率)
回答児童相談所の合計値	58(8.6%)

(9) 2017 年度から 2018 年度の特別養子縁組の検討件数

図表 55 2017 年度から 2018 年度の特別養子縁組の検討件数

(n=173)

	特別養子縁組の検討件数	
回答児童相談所の合計値	819(100 %)	
内訳	特別養子縁組が成立	514(62.8%)
	特別養子縁組を前提に養育中	206(25.2%)
	児童の父母等が養育中	17(2.1%)
	民間あっせん機関へつないだ	8(1.0%)
	他の児童相談所へつないだ	1(0.1%)
	途中で音信不通	1(0.1%)
	その他	48(5.9%)
	無回答	24(2.9%)

(10) 「2017 年度から 2018 年度の特別養子縁組の検討件数」における養育上の問題で養親が養育を中断した件数

図表 56 「2017 年度から 2018 年度の特別養子縁組の検討件数」における
養育上の問題で養親が養育を中断した件数

	養育上の問題で特別養子縁組を中断した件数
回答児童相談所の合計値	11

(11) 2017 年度から 2018 年度において特別養子縁組を前提に養育を開始したケースの児童の年齢

図表 57 2017 年度から 2018 年度において特別養子縁組を前提に養育を開始したケースの児童の年齢

(n=156)

	養育を開始した児童の 人数	うち、自治体で登録する里親 以外に委託した児童の人数
回答児童相談所の合計値	640	50(7.8%)
0 か月	188	22(11.7%)
1-6 か月	139	9(6.5%)
7-12 か月	71	6(8.5%)
1-2 歳	145	7(4.8%)
3-5 歳	91	6(6.6%)
6 歳以上	6	0(0.0%)

(12) 2017 年度から 2018 年度の普通養子縁組の検討件数

図表 58 2017 年度から 2018 年度の普通養子縁組の検討件数

(n=74)

	普通養子縁組の検討件数	
回答児童相談所の合計値	53(100 %)	
内訳	普通養子縁組が成立	30(56.6%)
	普通養子縁組を前提に養育中	5(9.4%)
	児童の父母等が養育中	0(0.0%)
	民間あっせん機関へつないだ	1(1.9%)
	他の児童相談所へつないだ	0(0.0%)
	途中で音信不通	0(0.0%)
	その他	17(32.1%)
	無回答	0(0.0%)

(13) 「2017 年度から 2018 年度の普通養子縁組の検討件数」における養育上の問題で養親が養育を中断した件数

図表 59 「2017 年度から 2018 年度の普通養子縁組の検討件数」における
養育上の問題で養親が養育を中断した件数

	養育上の問題で普通養子縁組を中断した件数
回答児童相談所の合計値	2

(14) 2017 年度から 2018 年度において普通養子縁組を前提に養育を開始したケースにおける児童の年齢

図表 60 2017 年度から 2018 年度において普通養子縁組を前提に養育を開始したケース
における児童の年齢

(n=74)

	養育を開始した児童の 人数	うち、自治体で登録する里親 以外に委託した児童の人数
回答児童相談所の合計値	25	0(0.0%)
0-5 歳	15	0(0.0%)
6-10 歳	6	0(0.0%)
11-15 歳	4	0(0.0%)
16-20 歳	0	0(0.0%)
21 歳以上	0	0(0.0%)

(15) 2017 年度から 2018 年度の養親希望者研修参加件数

図表 61 2017 年度から 2018 年度の養親希望者研修参加件数

(n=169)

	養親希望者研修の参加件数	
回答児童相談所の合計値	1,835(100%)	
内訳	養子縁組里親登録済み	1,296(70.6%)
	養子縁組里親登録の審査待ち	39(2.1%)
	登録申請しなかった	208(11.3%)
	登録を希望したが登録に至らなかった	17(0.9%)
	無回答	275(15.0%)

(注) 児童相談所別の回答数の合計値であり、自治体ごとの参加・登録件数とは異なる。

(16) 児童の委託を待っている養子縁組里親登録数

図表 62 児童の委託を待っている養子縁組里親登録数（2019 年 10 月 1 日時点）

(n=165)

	養子縁組里親登録件数
回答児童相談所の合計値	2,345

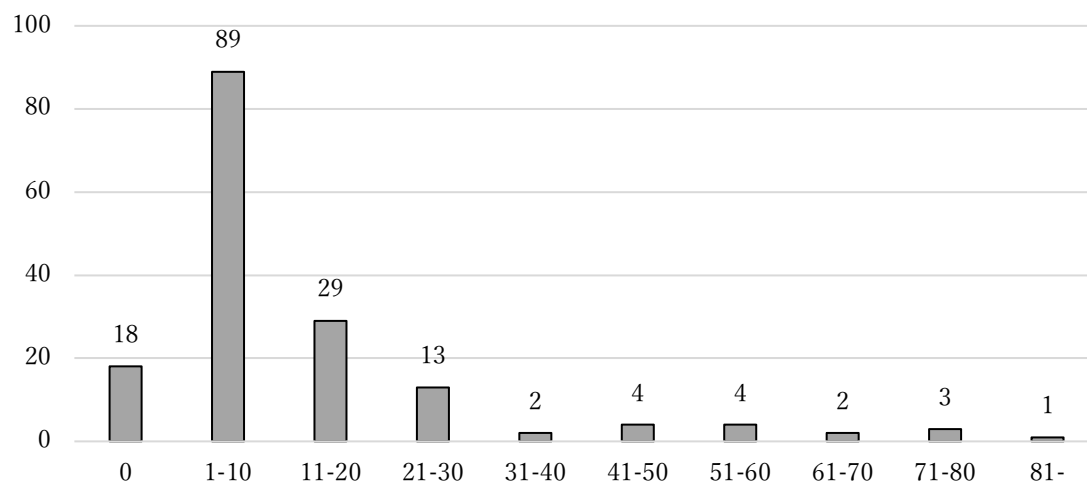
（注）児童相談所別の回答数の合計値であり、自治体ごとの登録者数とは異なる。

(17) 児童の委託を待っている養子縁組里親登録数の分布

「1-10 件」が最も多く、89 箇所となっている。

図表 63 児童の委託を待っている養子縁組里親登録数の分布

(n=165)

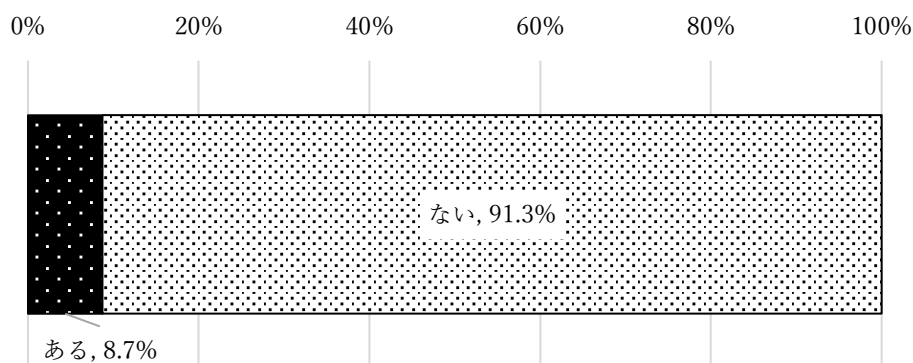


(18) 養子縁組に関して民間あっせん機関へ事業を委託した経験（組織間連携）

「ある」が8.7%、「ない」が91.3%となっている。

図表 64 養子縁組に関して民間あっせん機関へ事業を委託した経験

(n=172)

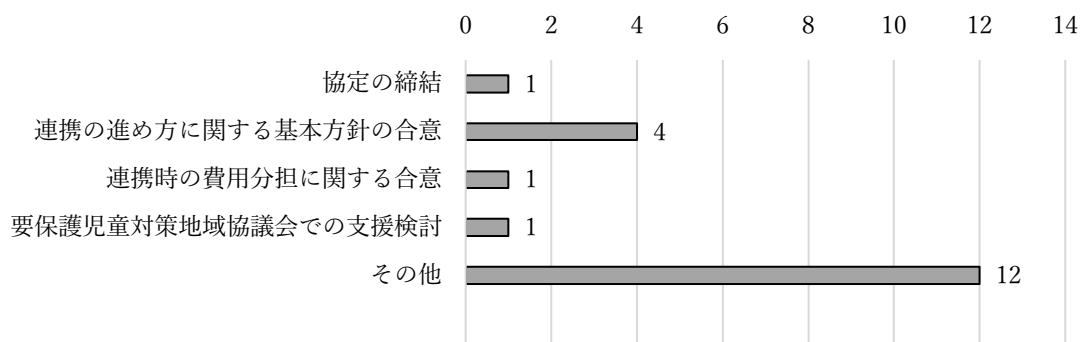


(19) 民間あっせん機関との間で行った取組み（組織間連携）

「その他」が最も多く、12件となっている。

図表 65 民間あっせん機関との間で行った取組み（複数回答）

(n=16)



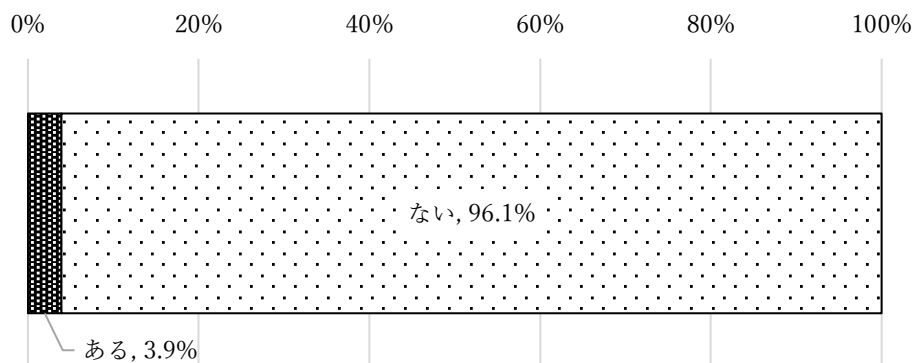
「その他」の回答：

- ・意見交換（4件）
- ・情報交換
- ・養子縁組里親登録のある人へ民間も紹介
- ・真実告知について

(20) 民間あっせん機関との情報共有を目的として使用している共通様式

「ある」が3.9%、「ない」が96.1%となっている。

図表 66 民間あっせん機関との情報共有を目的として使用している共通様式
(n=152)



(21) 2017 年度から 2018 年度に民間あっせん機関を紹介した件数

図表 67 2017 年度から 2018 年度に民間あっせん機関を紹介した件数

(n=164)

	民間あっせん機関を紹介した件数
回答児童相談所の合計値	23

(22) 2017 年度から 2018 年度に特別養子縁組を検討したケースで民間あっせん機関との連携が必要だと感じた件数

図表 68 2017 年度から 2018 年度に特別養子縁組で
民間あっせん機関との連携が必要だと感じた件数

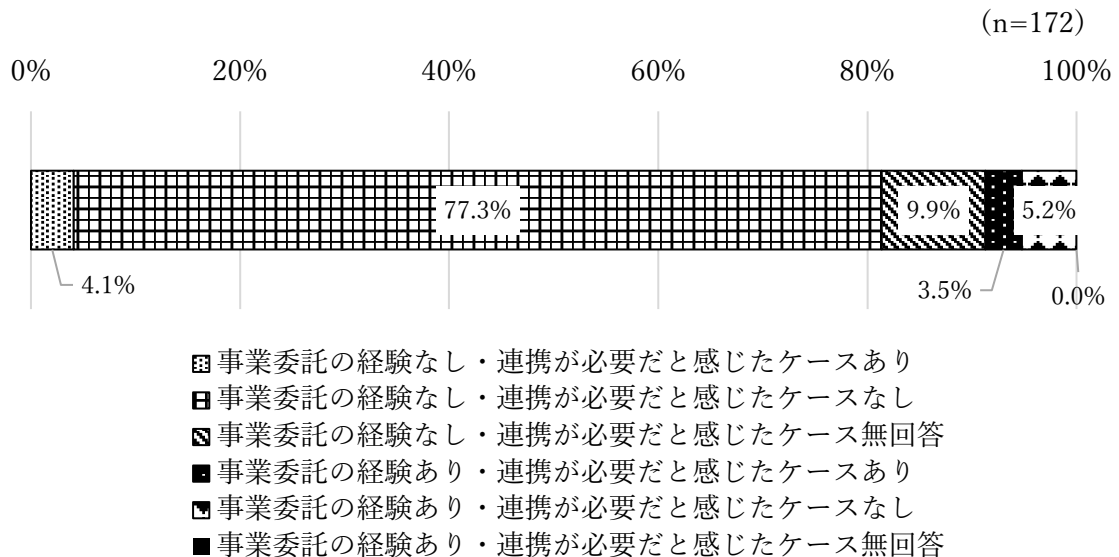
(n=156)

	民間あっせん機関との連携が必要だと感じた件数	
回答児童相談所の合計値	30(100 %)	
内訳	連携して円滑に支援ができた	19(63.3%)
	連携したが円滑に支援ができなかった	3(10.0%)
	結果的に連携に至らなかった	8(26.7%)
	無回答	0(0.0%)

(23) 組織間連携の必要性について

事業委託の経験の有無と民間あっせん機関との連携が必要だと感じたケースの有無については、「事業委託の経験なし・連携が必要だと感じたケースなし」が最も多く 77.3%となっている。

図表 69 組織間連携の必要性について



(24) 「2017 年度から 2018 年度に民間あっせん機関との連携が必要だと感じた件数」を回答した児童相談所のうち、連携が必要だった理由

「養親候補者が見つからないため」が最も多く、7 件となっている。

図表 70 民間あっせん機関との連携が必要だった理由（複数回答）

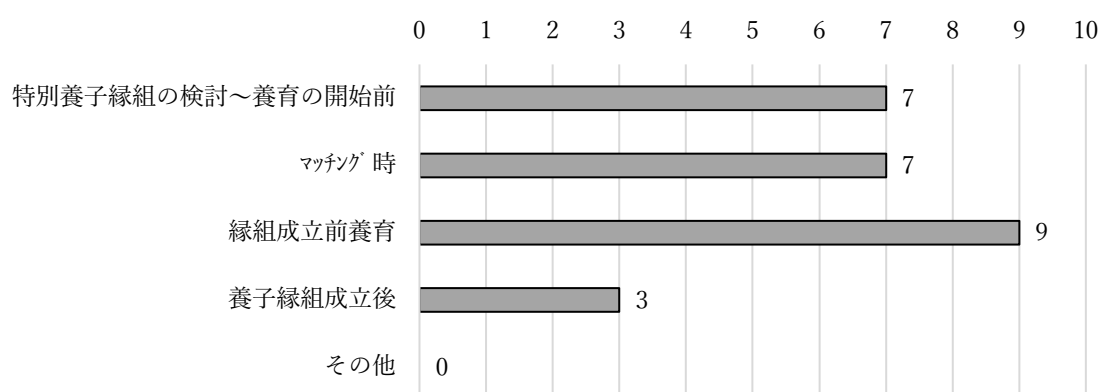
(n=13)



(25) 「2017 年度から 2018 年度に民間あっせん機関との連携が必要だと感じた件数」を回答した児童相談所のうち、連携が必要になった段階「縁組成立前養育」が最も多く、9 件となっている。

図表 71 民間あっせん機関との連携が必要になった段階（複数回答）

(n=13)



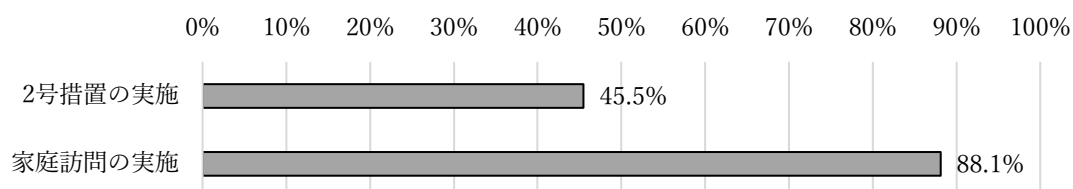
(26) 特別養子縁組を前提として同居児童の届出が提出された件数と対応方法

図表 72 2017 年度から 2018 年度に特別養子縁組を前提として同居児童の届出が提出された件数

(n=157)

	同居児童の届出が提出された件数
回答児童相談所の合計値	277

図表 73 2017 年度から 2018 年度に特別養子縁組を前提として同居児童の届出が提出された場合の対応方法

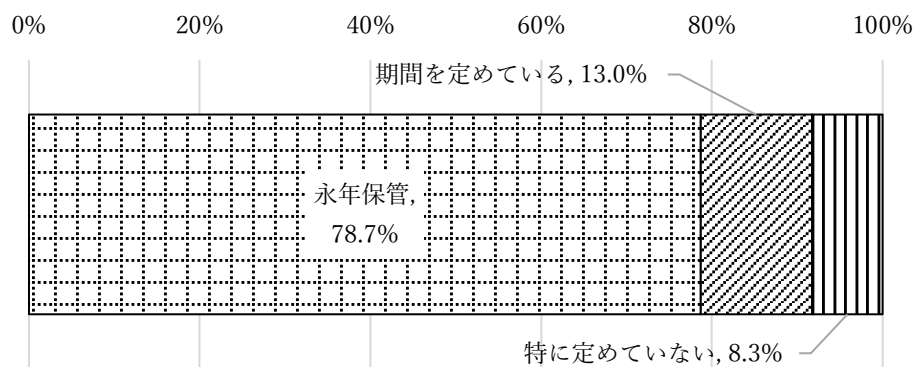


(27) 養子縁組に関する記録の保管期間

「永年保管」が最も多く 78.7%となっている。次いで、「期間を定めている(13.0%)」となっている。

図表 74 養子縁組に関する記録の保管期間

(n=169)

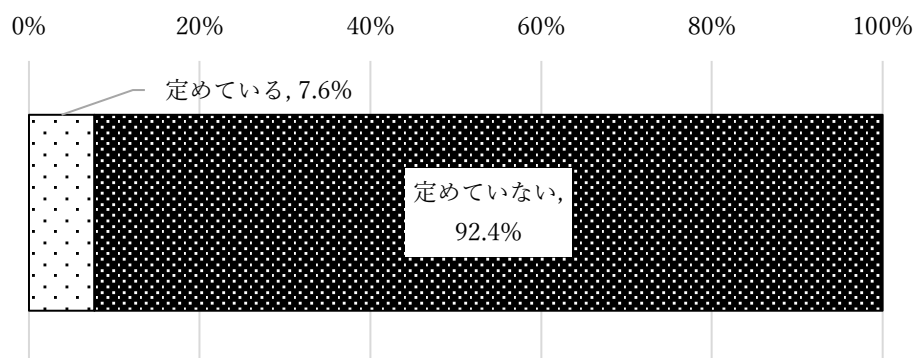


(28) 養子縁組の記録に関して当事者から情報提供等の希望があった場合の開示方法のルール

「定めている」が 7.6%、「定めていない」が 92.4%となっている。

図表 75 養子縁組の記録に関して当事者から
情報提供等の希望があった場合の開示方法のルール

(n=170)

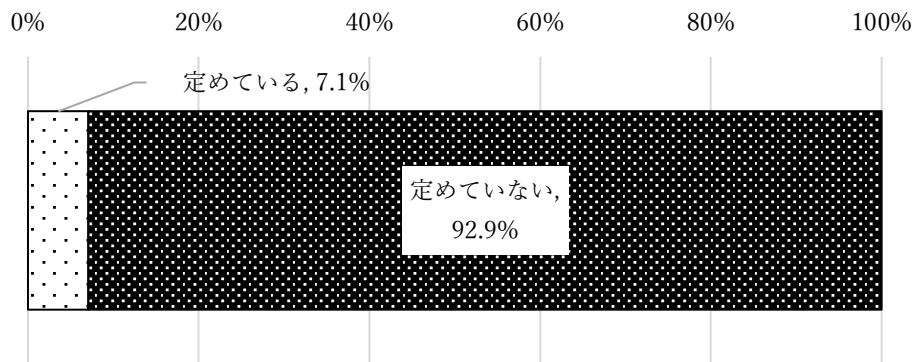


(29) 養子縁組の記録に関して当事者から情報提供等の希望があった場合の開示範囲のルール

「定めている」が7.1%、「定めていない」が92.9%となっている。

図表 76 養子縁組の記録に関して当事者から
情報提供等の希望があった場合の開示範囲のルール

(n=169)

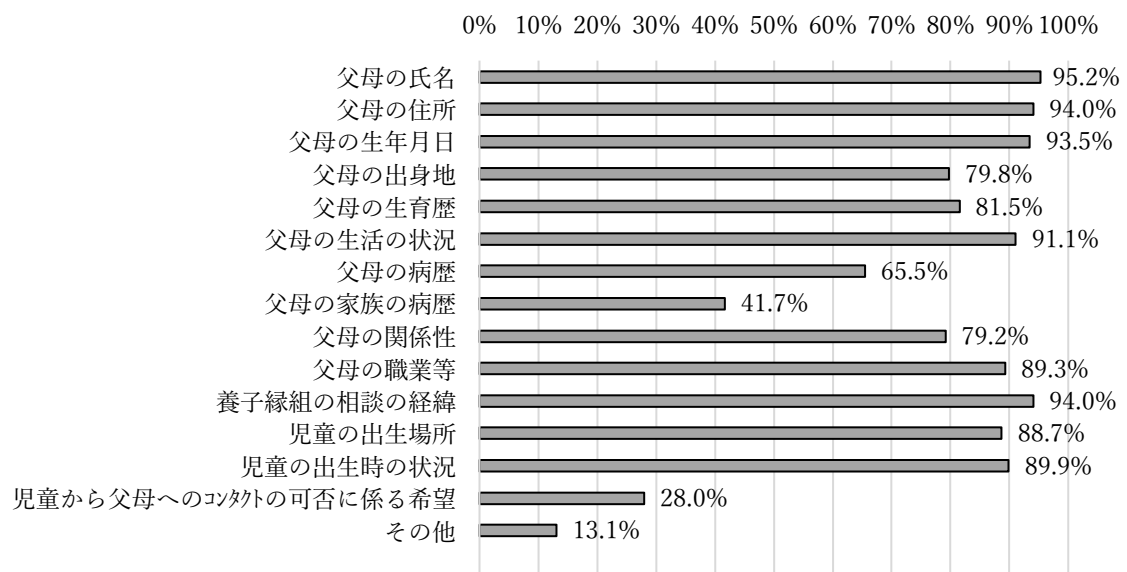


(30) 児童の出自に関する情報の記録内容

「父母の氏名」が最も多く、95.2%となっている。

図表 77 児童の出自に関する情報の記録内容（複数回答）

(n=168)



「その他」の回答：

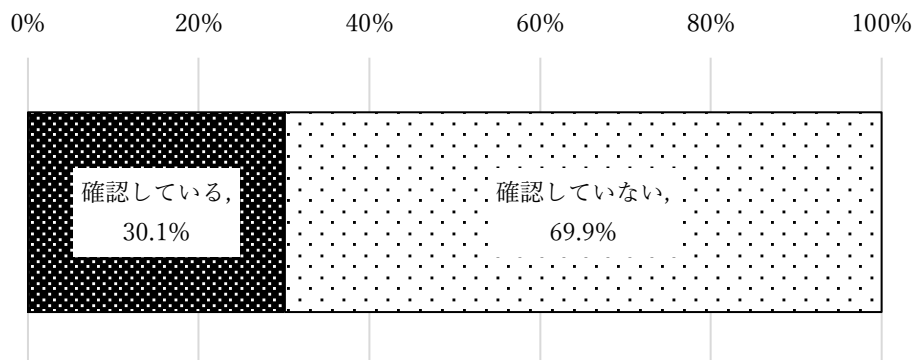
- ・児童の名前の由来(6件)
- ・父母の写真(3件)
- ・父母からの児童への想い(3件)
- ・児童の出自までの状況
- ・児童のきょうだいの情報
- ・児童の祖父母の情報
- ・出産後の父母の気持ち
- ・里親委託の同意書、戸籍謄本、母子手帳写し等
- ・入所等措置歴

(31) 児童への情報開示についてのあっせん時の父母への確認

「確認している」が30.1%、「確認していない」が69.9%となっている。

図表 78 児童への情報開示についてのあっせん時の父母への確認

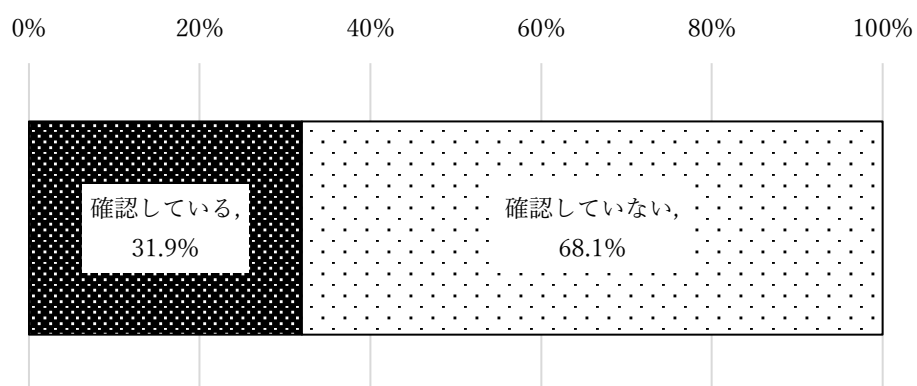
(n=153)



(32) 児童から情報の開示の求めがあった時点での父母への確認

「確認している」が31.9%、「確認していない」が68.1%となっている。

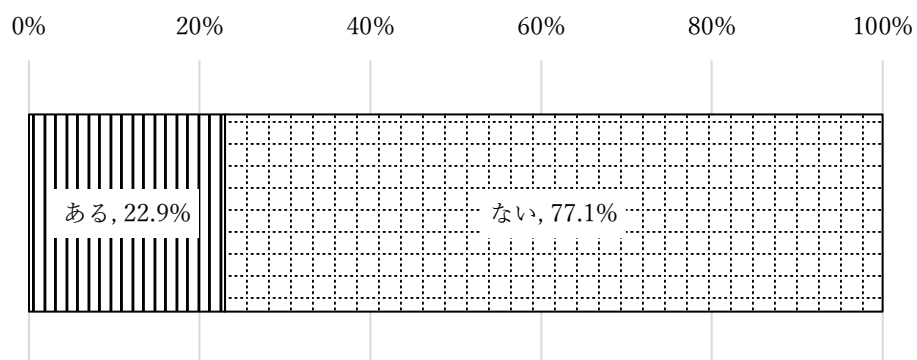
図表 79 児童から情報の開示の求めがあった時点での父母への確認
(n=144)



(33) 児童からの出自に関する情報の開示を求められた経験

「ある」が22.9%、「ない」が77.1%となっている。

図表 80 児童からの出自に関する情報の開示を求められた経験
(n=170)

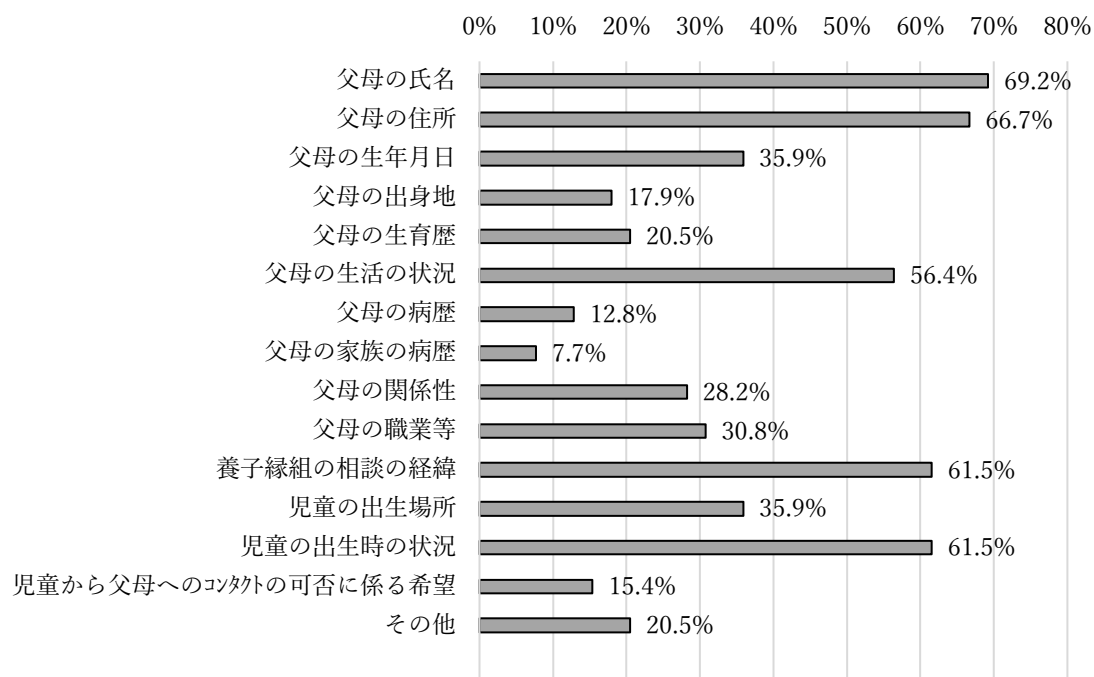


(34) 児童からの出自に関する情報の開示を求められた経験が「ある」と回答した児童相談所（39箇所）のうち、児童から開示を求められた情報内容

児童から開示を求められた情報内容は以下のとおりとなっている。

図表 81 児童から開示を求められた情報内容（複数回答）

(n=39)



(35) 個別ケースでの連携事例

①連携して円滑に支援ができたケース

<ケース 1>

児童の養育開始前	● 父母：父母の意志確認に、時間を要するが、可能な限り父母と話し合いをし、最善の選択ができるように支援。 ● 養親：迅速に養親候補を選定、情報提供が可能であり、新生児委託がスムーズに行えた。 ● 児童：所管の乳児院が大変協力的で、ニーズに応じた利用ができた。
マッチング時	● 父母：市内の父母だったため、調査を含めて対応可能だった。 ● 養親：マッチング時までは養親の情報が民間あっせん機関から児童相談所に届いており、所内協議が迅速にできた。
縁組成立前養育	● 父母：父母への成立前の支援は、児童相談所が主に支援。 ● 養親：養親の支援は民間あっせん機関が主に支援。
養子縁組成立後	● 父母：縁組後の報告を、電話にて行う。 ● 養親・児童：養親への支援は民間あっせん機関が行い、児童相談所は、同居後、成立時の2回訪問した。

<ケース 2>

児童の養育開始前	-
マッチング時	-
縁組成立前養育	● 児童・父母・養親：民間あっせん機関が都道府県内にないため、民間あっせん機関から子どもを委託した旨の情報を得てからの支援になるため、当所では父母と関わることはない。地域で暮らしはじめる新しい親子の支援と特別養子縁組の手続きの支援を主に行った。
養子縁組成立後	● 養親・児童：民間あっせん機関で十分研修されていることもあり、成立後は養親が希望すれば必要に応じて支援した。

<ケース 3>

児童の養育開始前	-
マッチング時	-
縁組成立前養育	● 養親：転居にともないケース概要の把握が必要だった。
養子縁組成立後	● 養親：成立は他自治体だったため、告知含む養育の支援を行った。

<ケース4>

児童の養育開始前	-
マッチング時	養親：児童に障害があり、児童相談所内で児童の里親が見つからなかったため、民間あっせん機関に養親候補に関する依頼をした。
縁組成立前養育	-
養子縁組成立後	-

<ケース5>

児童の養育開始前	- 養親：民間あっせん機関が養親についてどのような情報を聞き取り、アセスメントしているかを民間あっせん機関から丁寧に聞き取り。 - 児童：施設入所中の子であったので、養親との交流をどのようにしていくかを民間あっせん機関と検討した。
マッチング時	-
縁組成立前養育	-
養子縁組成立後	-

<ケース6>

児童の養育開始前	-
マッチング時	-
縁組成立前養育	- 児童：児童の管轄児童相談所から情報提供を受けた。 - 養親より同居児童の届出が提出されたため、支援を行った。
養子縁組成立後	

②連携したが円滑に支援ができなかったケース

<ケース1>

児童の養育開始前	-
マッチング時	養親：子どもについての心配があり、児童相談所から民間あっせん機関にも同席を求めたが、あまり伝わらなかった。
縁組成立前養育	養親：養親宅への相談支援が不十分であったため、不調となり、委託解除になってしまった。
養子縁組成立後	-

<ケース 2>

児童の養育開始前	-
マッチング時	● 父母：特別養子縁組の進み具合について説明した。
縁組成立前養育	● 養親：養親が養育を放棄したため、支援方針を変更した。
養子縁組成立後	-

③結果的に連携に至らなかったケース

<ケース 1>

児童の養育開始前	● 父母：里親制度、民間あっせん機関、養子縁組制度の説明をした。
マッチング時	-
縁組成立前養育	● 親権者が選択した民間あっせん機関が、自治体から不許可処分を受けたため、父母及び養親の居住地を管轄する児童相談所が当該民間あっせん機関から対応を引継いだケース。
養子縁組成立後	-

<ケース 2>

児童の養育開始前	
マッチング時	● 養親：養親候補となる里親がいなかったが、民間の養親で次の里親認定を待って新規認定里親の打診をしたケースがあった。
縁組成立前養育	-
養子縁組成立後	-

<ケース 3>

児童の養育開始前	● 父母：母、出産前より、あっせん機関に相談をしており、その状況を心配した機関より連絡あり。児童相談所は実母からの相談を依頼したが、あっせん機関は拒否。
マッチング時	-
縁組成立前養育	-
養子縁組成立後	-

(36) 連携が円滑に進む要因、進まない要因

1	● 円滑に進む要因： 民間あっせん機関が管内に設置されていないなど地理的要因。
---	---

	円滑に進まない要因： 民間あっせん機関による個人情報の管理方法を含めた業務内容が浸透されにくい。
2	円滑に進まない要因： 行政機関と民間あっせん機関での里親登録では認定基準に差があること。
3	円滑に進まない要因： 民間あっせん機関との日常的な交流がないため、里親に養子縁組あっせん事業者を直接的に紹介することは考えにくい。
4	- 円滑に進まない要因： ・ 児童相談所は児童福祉法、民間あっせん機関は養子あっせん法に基づいており、法が異なる。 ・ 児童相談所から民間あっせん機関に紹介した事例を知らず、対応方法（知識を含む）が分からない。又、自治体に児童相談所が複数あるため、自治体内で対応できている。
5	- 円滑に進む要因： 各県内で活動する民間あっせん機関の促進。 - 円滑に進まない要因： 民間あっせん機関の質等が不明確である。
6	円滑に進まない要因： 行政機関のため、今まで父母に民間あっせんをしたことはない。今後（事業委託など）については、現在検討中である。
7	円滑に進まない要因： 民間あっせん機関と連携した事例がなく、記載できない。
8	- 円滑に進まない要因： ・ 民間あっせん機関の研修と、各地の里親研修をリンクさせて、居住地で里親登録をしてもらうことを基本として欲しい。里親登録されていないのに、民間あっせん機関から当事者の情報を求められることがあり、困った経験がある。 ・ 互いに、それぞれの業務が理解できていない。
9	円滑に進まない要因： 当該地域に民間あっせん機関が無い。また、どのように連携をするものなのかもわからない。
10	円滑に進まない要因： 都道府県内に民間あっせん機関がなく、連携が困難。
11	円滑に進まない要因：

	民間あっせん機関がどういう機関なのか、業務内容や状況等が全く情報がない。
12	円滑に進まない要因： 民間のあっせん機関から児童相談所へ何の連絡もなく、突然養親から同居児童の届出が提供されるような民間あっせん機関との連携は困難。民間あっせん団体の職員数に鑑み、あっせん数が多く、丁寧にかかわることができていないのではと思われる。民間あっせん機関の家庭訪問がなく、すべて児童相談所まかせというのには疑問を感じる。
13	- 円滑に進まない要因： ・子どものために取り組まれることであり、子どもの委託そのものだけでなく、父母、受け入れる家庭までトータルにケースワークしていく共通の認識。 ・「子どものため」という共通認識がもてず、父母あるいは受け入れ家庭に片寄って対応していることから、児童相談所の委託と目的が異なる。
14	円滑に進まない要因： 当都道府県には民間あっせん機関はなく、他都道府県の情報も把握しにくい。他都道府県であっても民間あっせん機関の実績・実態が収集して把握できれば縁組希望者に対しても情報提供しやすくなるのではないかな。
15	円滑に進まない要因： 近くに民間あっせん機関がない。
16	- 円滑に進む要因： どのような事業者がいて、どのような人が働いているのか、連携のうまくいった事例などを説明する場があるとよい。 - 円滑に進まない要因： 連携にあたっての行動スキームがわからない。連携実績もないため、業務をする上での選択肢にあげにくい。
17	円滑に進まない要因： 父母の生育歴、家庭環境、養子に出すことに至った経緯など、何の情報もないままに同居届が提出された事例がある。児童相談所に対し必要な情報がそもそも十分に収集されていない。
18	円滑に進まない要因： 都道府県内に民間あっせん機関がない。民間あっせん機関からの情報提供もない。（民間あっせん機関から委託を受けた人がいることは聞くが…）
19	円滑に進まない要因： 児童相談所が民間あっせん機関のことをよく分からないため、どのような連携がとれるのかイメージができない。

20	円滑に進まない要因： 現在のところ、当所管内で活動している民間あっせん機関がなく、民間あっせん機関から当所に対して連携・情報共有を依頼された事例もないこと。
21	円滑に進む要因： 情報共有の場がある。
22	円滑に進まない要因： 民間あっせん機関がどのような活動をしているかを把握していない。日常的に情報交換を行うなどの体制が整っていない。個人情報の支援も含め、民間あっせん機関との連携について里親側の承諾が必要。
23	円滑に進まない要因： 都道府県内に民間あっせん機関がない。
24	円滑に進まない要因： 個人情報の取り扱いについてルール化が必要。委託の手順、とくに父母・養親の費用負担についてルールの共通化が必要。
25	円滑に進まない要因： 地域にあっせん機関がない。
26	円滑に進まない要因： 当都道府県に民間あっせん機関がない。
27	円滑に進まない要因： 事務所が当都道府県にないため、顔を合わせて話をする事自体が難しい。
28	円滑に進まない要因： 民間あっせん機関の所在地と児童相談所の所在地との距離が離れていること。児童相談所から民間あっせん機関に対する指導、調査する権限がないこと。 事例がない限り、連携する機会がないこと。民間あっせん機関の動きがつかめないこと。
29	円滑に進まない要因： 具体的な事例がないため記載できません。
30	円滑に進まない要因： 互いのやり方が明確に理解できていないため連携が難しい。どこまでの情報を出していいのか迷うため。
31	円滑に進まない要因：

	当都道府県には許可を受けている民間あっせん機関がないため、父母の相談先としても受託希望者の相談先としてもハードルが高く、結果としてケース事例もほとんどない状況と思われる。
32	円滑に進まない要因： 民間あっせん機関と児童相談所との間で情報共有するような仕組みがない。
33	- 円滑に進む要因： 新しい社会的養育ビジョンに基づく里親委託事例の増加。 - 円滑に進まない要因： 里親の個人情報等の共有に関する基本方針が未整理である点。
34	円滑に進まない要因： 民間あっせん機関の実情が、児童相談所にオープンにされていない（認定基準や費用など）。
35	- 円滑に進む要因： 特別養子縁組について明確に示した相談を行っているなかで、特別養子縁組が必要な児童が一定数ある（登録者へのマッチング件数が一定数あるとみこまれる）。 - 円滑に進まない要因： 児童の最善の利益を考えたマッチングがなされているのか疑問を感じるケースがある。金銭面が絡んでいる中での不安（人身売買とならないか…etc）。
36	円滑に進まない要因： 特定妊婦の相談窓口である保健センター（保健師）や病院などの医療機関が民間あっせん機関のことを知らなさすぎ、民間あっせん機関に対する不安が大きい。
37	円滑に進む要因： 専属の担当者があり、タイムリーな情報共有がとれる。
38	円滑に進む要因： 養親候補の選択肢が広がる。
39	円滑に進まない要因： 都道府県内に民間あっせん機関がないため、正直よくわからないが都道府県に登録した里親たちからは、あまり良い情報・印象を聞かない。民間あっせん機関から委託を受け現況届を出されたケースも現況届受理で初めて知ることばかりで、事前連絡もないため連携は難しいという印象。
40	円滑に進まない要因：

	連携してきた歴史がない。民間あっせん機関の場合、多額の費用がかかる。
41	円滑に進まない要因： 民間あっせん機関がある地域に偏りがあり、接点がほとんどないため、児童相談所側に連携の必要性が薄い。
42	- 円滑に進まない要因： ・児童の出自や養育経緯等についての情報の管理がルール化されていないため。 ・民間あっせん機関は“子を養育したい親のための機関”であり、児童の権利を擁護する児童相談所とは支援の対象が異なるため。
43	円滑に進まない要因： 連携した経験がない。
44	- 円滑に進む要因： 不明。 - 円滑に進まない要因： 個人情報をも民間あっせん機関へ提供することについて、父母の同意が得られないことが懸念されるため。
45	- 円滑に進む要因： 自治体個々の判断ではなく、国として推進していく判断があると進むのでは。専門性の高い民間あっせん団体であること。父母への（あっせん前後の）教育と支援が手厚いこと。自治体の費用負担がない（少ない）。 - 円滑に進まない要因： 児童相談所が動けない時間帯をカバーして頂ける（休日夜間）。
46	円滑に進まない要因： 民間あっせん機関によって、取り組み方に差がある。物理的距離（民間あっせん機関と養親と児童相談所）。個人情報の共有や取り扱いのルール。養親の負担する費用の内訳がわからない（民間あっせん機関によって差）。複数の団体の中から連携する民間あっせん機関を一つに絞ることをよしとされないこと。
47	円滑に進まない要因： 管轄内に当事業所が不在であり、そもそも連携する状況にない。
48	円滑に進まない要因： 都道府県内には民間あっせん機関がないため。
49	円滑に進まない要因： 民間あっせん機関の活動がよく分からない。
50	円滑に進む要因：

	実績があり、先方の仕事の進め方が分かっていること。
51	円滑に進まない要因： 管内に該当するような民間あっせん機関が無いため、連携して取り組む事案がない。
52	円滑に進まない要因： 民間あっせん機関についての情報不足。行政側のスタンス（民間あっせん機関との連携に慎重な姿勢がある）。
53	円滑に進まない要因： 児童相談所が民間あっせん機関の実態を把握できていないため（児童相談所の近隣に民間あっせん機関がない）。
54	円滑に進まない要因： 管内に住む養親候補者に児童の委託をする場合、委託前から民間あっせん機関からの情報提供を実施していただき、養親候補者との面談等も実施できれば委託後の支援がすすめ易いと思われる。現状は、養親候補者から同居児童の届出が提出されてはじめて事実を知るケースがほとんどである。
55	円滑に進まない要因： 情報不足。
56	円滑に進まない要因： 特に必要性を感じない。
57	円滑に進まない要因： 情報共有のあり方。委託方針の違い（県外へのあっせん）。
58	- 円滑に進む要因： 日頃からの関係づくり（研修や交流会などで）。 - 円滑に進まない要因： お互いの活動状況が見えないこと。
59	円滑に進まない要因： 身近なところに民間あっせん機関がない。
60	円滑に進まない要因： 都道府県内には民間のあっせん機関が少なく、連携の仕組みがないため。
61	- 円滑に進む要因： 民間あっせん機関のルートを生かしたリクルートにより、広域に里親を募ることができるためマッチングの幅が広がる。登録から民間あっせん機関が関わることでマッチングも円滑に進むことが考えられる。 - 円滑に進まない要因： 情報共有の難しさ。
62	円滑に進む要因：

	互いの機関の業務に対して一定の信頼がある。理解しあえている。連携するため定期的に情報共有する場がある。 ● 円滑に進まない要因： 互いの機関の業務への不安、不満。（児童相談所側）養親候補者の調査、登録が適切にされているのか。委託後の支援が充分あるのか。（民間あっせん機関側）児童相談所は慎重すぎて、マッチングが進まない。
63	● 円滑に進む要因： 民間あっせん機関が制度や法令について十分な知識や経験を積み、里親ケースワーク力を一層育成していくこと（例えば特別養子縁組について父母の同意が得られない場合の対応についての考え方や里親制度の理解の促進など） ● 円滑に進まない要因： 現状としては、民間あっせん機関のアセスメント力と支援力について十分な情報がない中で連携することになる点。
64	● 円滑に進まない要因： 個人情報のやり取りに関してのルールの設定等が明確となっていない。
65	● 円滑に進む要因： 児童相談所の考え方について、又、民間あっせん機関の考え方について、よく理解していることで連携はスムーズに行えると思います。 ● 円滑に進まない要因： 民間あっせん機関について、児童相談所側が知らない事が多く、連携に至らないのではないかな。
66	● 円滑に進む要因： 管内の民間あっせん機関とは直接会って情報共有ができ、連携が円滑に進むと考える。 ● 円滑に進まない要因： 管外のあっせん機関とは、上記と逆に連携が進みにくい。
67	● 円滑に進まない要因： 管内に民間あっせん機関がない。
68	● 円滑に進む要因： 「特定妊婦」の支援体制の一員に組み込む。 ● 円滑に進まない要因： 提供する個人情報の範囲。民間あっせん機関の信頼性。
69	● 円滑に進まない要因：

	民間あっせん機関ごとに特徴があり、事前に合意しておくべき点や課題が未整理。行政機関としての委託のあり方の検討が不十分なため、民間あっせん機関との連携や役割分担の検討に発展することが難しい。
70	円滑に進まない要因： 民間あっせん機関の実態がつかめていない。

(37) 連携のあり方について、今後期待すること

①関係構築・理解促進に関すること

- 児童相談所職員との顔つなぎの場を設けて、民間あっせん機関の業務内容を知りたい。
- 民間あっせん機関と情報をスムーズに提供したり、できたりする関係を築くことができているれば、もう少し連携することができるかも知れません。ただ、民間あっせん機関は個々のやり方があるため、各民間あっせん機関の状況を把握したり、理解したりすることは難しいと思う。
- 民間あっせん機関との連携について、先進的な取組をしている自治体の事例があれば、情報提供いただきたいです。
- 民間あっせん機関との連携で円滑に進んだ事例があれば参考としたいです。
- 里親の研修の実施について協働で効率化できる。里親リクルートにおいて広報力のある機関と力を合わせたい。
- 養親への教育など専門性が高い民間あっせん機関が期待できる。公的にも認められた民間あっせん機関であれば、養親へのあっせんから子育てまで継続したサポートをして頂く、距離の問題（複数の民間あっせん機関間で、協力関係を結ぶ、児童相談所と民間あっせん機関の協力でカバーなど）をクリアした手厚いフォローをして頂くことで、養子縁組の成立件数は上がるのでは。
- 児童相談所では、養育里親のスカウトや養成を行うことが多く、養子縁組を希望する里親に対して、「託される子の性別や出自、障害の有無にかかわらず受け入れる覚悟」を説くことは少ない。そのためか、障害のある子やリスクの高い子の委託を打診する際、ためられる里親が多く縁組につながらないことがある。民間あっせん機関では「覚悟」を説く団体も多いと聞くため、縁組の可能性のある子については、積極的に連携できるとよい。当児童相談所では、特別養子縁組は年間に1~2ケースあるかないか。ノウハウを共有化するために県として”新生児委託サポートブック”を作成しているが、まだ足りない部分が多いと感じる。特に、父母への確認事項は、もっと項目を増やしたり、検討を重ねたりする必要があると思う。民間あっせん機関では将来子に遺伝性の疾患があった場合の連絡の可否なども確認するという。民間あっせん機関で行っている実践から学んでいけるような連携の仕方があるとよい。
- 民間あっせん機関での養親候補者の調査、登録が適切になされ、委託後の支援が充分にあることと、それが児童相談所側に伝わり、信頼関係ができることで初めて連携が生まれると思う。
- 国が民間あっせん機関のアセスメント力や支援力について、協議会などを作り、支援技術等について一定の水準を保てるような仕掛けが必要ではないか。それぞれの民間あっせん機関が所在地の児童相談所と日頃から連携・協力関係を構築すること。

②情報提供・情報共有に関すること

- 同居開始時に、民間あっせん機関から児童相談所に連絡があり、なおかつ養育者にも児童相談所から連絡が入る旨伝えていただければスムーズかと思います。
- あっせんされた児童と管内登録里親との同居が開始する場合、すみやかに所管児相へ一報いただくとともに、フォロー方法等を情報提供していただきたい。
- あっせん機関が委託をする際、事前に情報が入ると手続きや調整がすずめやすいと思います。
- 同居児童の届出が提出された際、児童相談所としては初めてその養親のもとで児童が同居していることを知ることになるので、事前に児童のことや実親のこと、養親のことについて情報提供いただけるとありがたいです。
- 民間あっせん機関からの委託で特別養子縁組が成立した児童について相談をする機関がないと、都道府県里親会から話があったため、成立した場合に里親の現住所の自治体に情報提供があると把握しやすいと思う。
- 民間あっせん機関に登録した(養親)希望者の情報を管内児童相談所に提供すること。あっせんする前に児童相談所に問い合わせをするようにし、意見を聞くこと。あっせん後の様子について情報共有し、民間あっせん機関のフォローが統一されるように標準化すること。
- 民間あっせん機関に相談にきた妊婦が、そのまま連絡がとれなくなってしまった場合、妊婦や出産した児童のフォローのための情報共有。市の保健師が把握できるとよいのでは。
- 民間あっせん機関によるあっせんで管轄区域内の養親に児童が委託される場合、養親から同居児童の届出があって初めて把握することがほとんどである。そのため、事前に民間あっせん機関から養親の居住地を管轄する児童相談所へ連絡があり、養親や児童に関する情報の引継ぎがあると、その後の支援がよりスムーズに実施できると思われる。
- 厚労省が認定した(※原文ママ)民間あっせん機関についての情報を、まずは児童相談所で把握できるようにしてほしい。HPでの情報提供など。
- リクルートから委託後支援まで一貫した支援を期待する。情報共有が不可欠であるため共有のアセスメントシートの活用が求められるのではないかな。
- 特別養子縁組が望ましいものの、養親が見つからない児童の数が減っていくこと。個人情報取り扱いについての規定が明確になり、児童の出自に関する情報の量ができるだけ多く、適切に引き継がれていくこと。また、マッチングの評価について意見交換が可能になること。委託後の支援体制の役割分担が整理され、養親と児童が安心して生活できる仕組みができること。
- 児童の最善の利益に資する観点から、必要な情報を共有すること等により連携や協力するよう努めなければならないと考える。

- 民間あっせん機関の情報があれば、どのような連携が可能か検討しやすくなると感じる（民間あっせん機関としての理念、経営、支援体制、交流マッチング方法、費用等）。登録制（※原文ママ）になったことで一定水準の情報が開示されることを期待している。

③体制整備・役割分担に関すること

- 国や県レベルで“公”と“民間あっせん機関”との協働・協力が出来る体制整備が必要。
- 民間あっせん機関に登録をする条件として自治体の里親研修の受講（または里親登録）を求めている機関もあるため、研修についても協力体制の構築または民間あっせん機関独自での研修の実施を求める。
- 民間あっせん機関があっせんしたケースも結局は児童相談所が2号指導（児童福祉司指導）したり、嘱託書回答をしたりしなければならない。養親としての適格性情報や児童情報も少ない中で受け手管轄の児童相談所が対応しなければならないので正直、しんどい思いをしているのが現状です。あっせんした後についても、民間あっせん機関が責任持ってやってもらえるような法改正や制度づくりが必要かと感じます。
- あっせん機能を全面的に児童相談所からうつすのがよいと思います。
- 妊娠中から養子縁組を希望する父母は、経済的に困窮している場合が多く出産費用等を支援できる民間あっせん機関を選ぶ傾向にある。児童措置の場合は、費用支援も出来ず親族等に一部負担金が発生するケースも有り、父母側にとって負担が多い。妊婦からの縁組相談は民間あっせん機関にシフトし、児童相談所は養育里親に注力したらどうか（住み分け）。
- 各民間あっせん機関によって、報告に係る認識にズレがあったり、養親のアセスメントが不十分なままあっせんされたりするケースがあるかもしれないため、あっせんに係る具体的な指針が必要と考える。
- 今後、連携を行うにあたっては、民間あっせん機関の役割を明確にして、児童相談所との役割分担等を決めて行くことが必要である。
- 特別養子縁組について明確に示した相談を行っているなかで、より専門的な研修の開催や支援体制を構築していただけるとよいと思う（対応事例が多い中での積み上げが期待できるため）。

④その他

- 民間あっせん機関と里親会との連携。
- 質の向上と組織内部の透明性の確保。
- 民間あっせん機関も、児童相談所と同様の情報収集を行ってから養子あっせんに踏み出してほしい。
- 児童家庭支援センターなど既に里親支援機関として連携のとれている団体が、委託か

ら養子縁組までのプロセスに関わってもらえると一貫した里親支援がやりやすい。

- 児童にとって養親の選択肢が広がっていくと良いと思う。
- ルールが異なる民間あっせん機関と行政が連携することによりあまり効果的なイメージがわからない。民間あっせん機関も行政も同じようにできるのであれば連携効果があると思われる。

4. 小括

(1) 民間あっせん機関

① 職員体制：

あっせん事業の開始年月は 2010 年以降が多く、職員の平均人数は 11 人程度

18 機関のうち、12 機関が 2010 年～2019 年に事業を開始しており、事業開始から 10 年未満が多くを占める。あっせん事業にかかわる職員の体制は、平均で 10.7 人（常勤 6.3 人、非常勤 4.4 人）だった。

② 養子縁組の委託・成立状況：

2017・2018 年度の特別養子縁組の成立件数は 290 件、普通養子縁組は 0 件であり、許可自治体以外の養親希望者への委託が 5 割を占める

2017・2018 年度の 2 カ年間で成立した特別養子縁組 290 件のうち、154 件（53.1%）が民間あっせん機関が許可を受けている自治体以外の養親希望者への委託だった。2017・2018 年度の妊娠相談件数は、11,453 件に上る。

③ 特別養子縁組の検討数：

2017・2018 年度の特別養子縁組の検討件数は 1,700 件あり、そのうち特別養子縁組が成立しているのは 1 割である

2017・2018 年度の 2 カ年間で特別養子縁組を検討した 1,700 件のうち、「特別養子縁組が成立」は 216 件（12.7%）、「特別養子縁組を前提に養育中」は 33 件（1.9%）で、合計 249 件（14.6%）が特別養子縁組を選択している。「他の民間あっせん機関へつないだ」のは 35 件（2.1%）、「児童相談所へつないだ」のは 35 件（2.1%）で、合計 70 件（4.2%）が他機関へつないだという結果である。「養育上の問題で養育を中断した」のは特別養子縁組 1 件だった。2017・2018 年度に「特別養子縁組を前提に養育を開始したケース」は 262 件で、うち 0 歳 0 か月が 243 件である。

④ 養親希望者研修：

2017・2018 年度の養親希望者研修の参加数は 829 件（組）、2019 年 10 月時点での養親登録数は 80 件（組）で、そのうち 4 割が自治体でも里親登録をしている

2017・2018 年度に養親希望者研修に参加した 829 件のうち、「養親登録済み」は 177 件（21.4%）だった。2019 年 10 月 1 日時点で、「児童の委託を待っている養親登録」は 80 件（組）、そのうち、自治体の里親登録は 35 件（組）で 43.8%を占める。

⑤ 自治体または児童相談所との連携：

養子縁組に関して自治体から事業の受託経験があるのは3割、要保護児童対策地域協議会で支援検討をしたことがあるのは6機関だった

自治体から事業の受託経験が「ある」のは33.3%だった。2017・2018年度に「児童相談所との連携が必要だと感じた」のは61件あり、主な理由は「児童に障害や疾病があるため」「児童の措置解除のため」「都道府県を超える移動が必要なため」だった。連携が必要になった主な段階は、「特別養子縁組の検討から養育の開始前まで」「縁組成立前養育」だった。

⑥ 特別養子縁組を前提に委託した際の対応：

2017・2018年度に特別養子縁組を前提に児童の養育を開始したケースのうち、「同居児童の届出の説明」は9割以上が行っているが、「2号措置（児童福祉司指導）の説明」は7割だった

2017・2018年度に「特別養子縁組を前提に児童の養育を開始」した326件³のうち、「同居児童の届出の説明」は95.1%のケースで行っていたが、「2号措置（児童福祉司指導）の説明」は67.5%、「児童の居住地の自治体への届出」は57.1%、「児童相談所への養育開始の連絡」は4.6%、「児童相談所への養親情報の提供」は2.8%という結果だった。

⑦ 記録の保管・開示ルール：

養子縁組に関する記録の保管期間は永年保管が9割、開示方法及び開示範囲に関するルールを定めているのは5割だった

養子縁組に関する記録の保管期間は「永年保管」が94.4%、開示方法のルールを「定めている」のは50.0%、開示範囲に関するルールを「定めている」のは55.6%だった。児童への情報開示についてあっせん時に父母に「確認している」のは76.5%、児童から情報の開示の求めがあった時点で父母に「確認している」のは58.3%だった。児童から出自に関する情報の開示を求められた経験が「ある」のは22.2%だった。

⑧ 連携が円滑に進む要因・進まない要因：

連携が円滑に進む要因及び進まない要因としては、児童相談所の理解・情報共有・信頼関係・連携事例の有無が挙げられており、理解促進・情報共有が求められている

児童相談所に民間あっせん機関へのマイナスの印象があることに加えて、特別養子縁組制度への理解や連携の意義に関する理解が課題として挙げられた。ケースに関する連携会議の実施や意見交換などが行える体制づくりが望まれている。

³ 設問により回答機関が異なるため、③の2017・2018年度に「特別養子縁組を前提に養育を開始したケース」とは件数に違いがある。

(2) 児童相談所

① 職員体制：

1 機関あたりの里親担当者の平均人数は 2.9 人で、専任の養子縁組里親担当者はほぼいない

里親担当者は、平均で 2.9 人（常勤 2.0 人、非常勤 0.8 人）だった。専任の養子縁組里親担当者がある児童相談所はほぼない。

② 養子縁組の委託・成立状況：

2017・2018 年度の特別養子縁組の成立件数は 642 件、普通養子縁組は 36 件であり、当該自治体以外の養親希望者への委託が 1 割以下だった

2017・2018 年度の 2 カ年間で成立した養子縁組 678 件（特別養子縁組 642 件、普通養子縁組 36 件）のうち、58 件（8.6%）が当該自治体以外の養親希望者への委託だった。

③ 特別養子縁組の検討数：

2017・2018 年度の特別養子縁組の検討件数は 819 件あり、そのうち 6 割の特別養子縁組が成立している

2017・2018 年度の 2 カ年間で特別養子縁組を検討した 819 件のうち、「特別養子縁組が成立」は 514 件（62.8%）、「特別養子縁組を前提に養育中」は 206 件

（25.2%）で、合計 720 件（88.0%）が特別養子縁組を選択している。「他の児童相談所へつないだ」のは 1 件（0.1%）、「民間あっせん機関へつないだ」のは 8 件

（1.0%）で、合計 9 件（1.1%）が他機関へつないだという結果である。「養育上の問題で養育を中断した」のは特別養子縁組 11 件、普通養子縁組 2 件だった。2017・2018 年度に「特別養子縁組を前提に養育を開始したケース」は 640 件で、0 歳 0 か月が 188 件である。2017・2018 年度の 2 カ年間で普通養子縁組を検討したケース（53 件）のうち、「普通養子縁組が成立」は 30 件（56.6%）、「普通養子縁組を前提に養育中」は 5 件（9.4%）で、合計 35 件（66.0%）が普通養子縁組を選択している。

④ 民間あっせん機関との連携：

養子縁組に関して民間あっせん機関へ事業を委託した経験があるのは 1 割未満である

民間あっせん機関へ事業を委託した経験があるのは 8.7%だった。2017・2018 年度に「民間あっせん機関との連携が必要だと感じた」のは 30 件あり、主な理由は「養親候補者が見つからないため」が多く、次いで「縁組成立前養育の支援が必要なため」

「児童に障害や疾病があるため」の順だった。連携が必要になった主な段階は、「特別養子縁組の検討から養育の開始前」「マッチング時」「縁組成立前養育」だった。

⑤ 特別養子縁組を前提に同居児童の届出が提出された際の対応：

2017・2018 年度に特別養子縁組を前提として、「同居児童の届出」が提出されたのは 277 件あり、「家庭訪問の実施」は 9 割、「2 号措置（児童福祉司指導）の実施」は 5 割だった

「同居児童の届出」が提出された 277 件のうち、「家庭訪問の実施」は 88.1%、「2 号措置（児童福祉司指導）の実施」は 45.5%だった。

⑥ 記録の保管・開示ルール：

養子縁組に関する記録の保管期間は永年保管が 8 割、開示方法及び開示範囲に関するルールを定めているのは 1 割以下だった

養子縁組に関する記録の保管期間は「永年保管」が 78.7%、開示方法のルールを「定めている」のは 7.6%、開示範囲に関するルールを「定めている」のは 7.1%だった。児童への情報開示について、あっせん時に父母に「確認している」のは 30.1%、児童から情報の開示の求めがあった時点で父母に「確認している」のは 31.9%だった。児童から出自に関する情報の開示を求められた経験が「ある」のは 22.9%のみだった。

⑦ 連携が円滑に進む要因・進まない要因：

連携が円滑に進む要因及び進まない要因としては、民間あっせん機関が管内にないことや取組み方が異なること、連携の仕組み・ルールがないことが挙げられており、関係構築・情報共有が求められている

民間あっせん機関が都道府県にない自治体が多く、民間あっせん機関に関する情報や交流する機会がないという回答が多い。民間あっせん機関の質への懸念がある一方で、専門性への期待や協力関係の構築も求められている。情報共有については、養子縁組での児童の養育が開始された場合の早期の連絡や情報提供が望まれている。

第Ⅳ章 調査研究の総括

1. 調査研究のまとめ

本調査研究の結果から、民間あっせん機関と児童相談所の連携における現状と課題については以下のように、まとめることができる。民間あっせん機関及び児童相談所は、機関ごとに養子縁組の成立件数に大きな開きがあり、機関全体に一般化することは困難であるものの、調査から得られた情報をもとに現状の傾向を記載した。なお、本調査結果は、養子縁組あっせん法の施行前の期間を含むことから、回答の中には法の適用対象とならない事例があることに留意が必要である。

(1) 連携の状況

①組織間での連携

養子縁組に関して、児童相談所の91.3%は民間あっせん機関へ事業を委託した経験はなかったが、一部の児童相談所（8.7%）では民間あっせん機関への事業委託（大阪市等）が行われていた。事業委託している例については、自治体が特定の民間あっせん機関と委託契約を締結し、管内の児童相談所と養親希望者のリクルーティングや委託後の支援を連携して行うという取り組みが一部で行われていた。委託を行った経験のある児童相談所からは、養親希望者調査の徹底、児童相談所では取り組みづらい実親支援（24時間対応やSNSを活用した相談等）、成立後の養親へのフォローアップ（支援の継続や集まり、イベント開催等）を積極的に行っていることが民間あっせん機関の強みであると感じていた。

事業委託の他には、管内で養親希望者が見つからない場合の連携に関する複数の民間あっせん機関との間で協定を締結（横須賀市）、民間あっせん機関との連携を促進するための検討会議・情報交換を実施（東京都他）、要保護児童対策地域協議会の枠組みを用いた連携（さめじまボンディングクリニック他）等が実施されていた。要保護児童対策地域協議会での連携は、助産施設として指定を受けた医療機関等が市町村や児童相談所を含む関係機関と、個別の事例における支援方針の検討を行うといった取り組みだった。

民間あっせん機関と児童相談所の情報共有を目的とした共通様式の有無については、「ある」と回答した児童相談所の割合は3.9%と極めて少なかった。

②個別ケースでの連携

2017・2018年度に、民間あっせん機関が「児童相談所との連携が必要だと感じた」件数は61件（回答した民間あっせん機関数13件）あり、児童相談所が「民間あっせん機関との連携が必要だと感じた」件数は30件（回答した児童相談所数156件）だった。それぞれが求めている連携の内容には違いがあるが、1機関あたりの数を踏まえると、必要性を感じた児童相談所は一部に限られ、民間あっせん機関の方が必要性を感じたケースの割合

が多い。その理由としては、民間あっせん機関は児童の一時保護や措置解除、縁組成立前養育の支援の際に、児童相談所とのやり取りが必要となる一方、児童相談所においては自機関で対応が可能であることや、そもそも1児童相談所あたりの取り扱い事例数が少ないこと、民間あっせん機関と関わりを持った経験がないか極めて少ない児童相談所が多いからだと考えられる。児童相談所からは、連携が進まない要因の自由記述において、都道府県内に民間あっせん機関がないという回答が多く見られ、民間あっせん機関との接点が少ないことから、連携に至っていないことが推察される。

(2) 連携の必要性

連携が必要だと感じた主な理由として、民間あっせん機関からは、「児童に障害や疾病があるため」「児童の措置解除のため」「都道府県を超える移動が必要なため」が挙げられ、連携が必要になった主な段階としては「特別養子縁組の検討～養育の開始前まで」「縁組成立前養育」だった。児童相談所からの主な理由の回答は「養親候補者が見つからないため」「児童に障害や疾病があるため」「縁組成立前養育の支援が必要なため」が挙げられ、連携が必要になった主な段階としては「特別養子縁組の検討～養育の開始前まで」「マッチング」「縁組成立前養育」だった。

民間あっせん機関では、児童が一時保護または社会的養護の下にいる場合、広域であっせんを検討する場合や縁組成立前養育の期間中に児童相談所との連携を必要としている。一方、児童相談所は、養子縁組が望ましいと判断したものの管轄内で養親希望者が見つからない場合や、民間あっせん機関があっせんしたケースにおける縁組成立前養育での支援を行う場合に、民間あっせん機関との連携を求めている。

なかでも、民間あっせん機関の養親希望者が児童の養育を開始した際の対応として、市区町村への「同居児童の届出の説明」はほとんどのケースで実施されていたが、「児童福祉法第27条第1項第2号に基づく児童福祉司指導の説明」「児童の居住地の自治体への届出」は対応にばらつきがあり、「児童相談所への養育開始の連絡」「児童相談所への養親の情報提供」は、多くのケースで行われていなかった。なお、「児童の居住地の自治体への届出」は、養子縁組あっせん法第32条で一月以内の届出が規定されているため、法施行後に許可を受けている民間あっせん機関のケースについては、徹底した実施が必要な事項である。

また、「児童福祉法第27条第1項第2号に基づく児童福祉司指導の説明」「児童相談所への養育開始の連絡」「児童相談所への養親の情報提供」の3点については、児童相談所運営指針に「民間あっせん機関が養子縁組のあっせんをした子ども等を把握した場合には、関係機関と連携し、家庭訪問により子どもの状況を確認するとともに、市町村の子育て支援行政や母子保健行政と連携して支援体制を構築するなど、必要に応じて支援を行う」と示されていること並びに養子縁組あっせん法第4条において民間あっせん機関と児童相談所は相互に連携を図りながら協力するように努めなければならないと規定されてい

るものの、対応に差がある状況となっている。養親希望者による養育の開始は支援において重要なタイミングであることから、密な連携が望まれ、個別事例において連携を図るには子どもや養親希望者に関する情報の共有が必須となる。そして、民間あっせん機関と児童相談所による連携した支援が必要と判断した場合には、連携に当たって情報共有することの同意を実親、養親希望者、一定年齢に達した子どもなど共有する情報に係る者から得ておく必要がある。

児童相談所運営指針では、児童福祉司指導を行う場合として「養子縁組希望者であって里親委託を希望しない場合には、養子縁組希望者に対し法第30条第1項に規定する同居児童の届出を行うよう指導するとともに、法第27条第1項第2号の児童福祉司指導を行う等、養育里親の場合と同等の指導体制を採ること」と示されているが、同居児童の届出や民間あっせん機関からの報告を受けた事例において必ずしも採るべき指導体制とまではなっていない。一方で、同居児童の届出や民間あっせん機関からの報告を受けて家庭訪問した児童相談所が、当該養親希望者の家庭や子どもの状況から、支援の必要性を認めて、児童福祉法第27条第1項第2号に基づく児童福祉司指導を行う判断をすることも考えられる。そのため、結果として、児童福祉司指導が行われたり行われなかったりする事例があり、民間あっせん機関の説明において対応に差が生じているものと考えられる。しかしながら、児童福祉司指導が行われる可能性はあることから、指導があり得ることについては養親希望者や実親に説明しておくことが適当と考えられる。

加えて、児童の出自に関する情報について、民間あっせん機関と児童相談所は「父母の氏名」「父母の住所」「父母の生年月日」「父母の出身地」「父母の生育歴」「父母の生活の状況」「父母の関係性」「父母の職業等」「養子縁組の相談の経緯」「児童の出生場所」「児童の出生時の状況」はいずれも概ね8割以上が記録していたが、「父母の病歴（民間あっせん機関94.4%、児童相談所65.5%）」「父母の家族の病歴（民間あっせん機関61.1%、児童相談所41.7%）」「児童から父母へのコンタクトの可否に係る希望（民間あっせん機関44.4%、児童相談所28.0%）」の3項目については対応に差が見られた。

また、「開示方法のルールを定めている（民間あっせん機関50.0%、児童相談所7.6%）」「開示範囲のルールを定めている（民間あっせん機関55.6%、児童相談所7.1%）」「児童への情報開示についてあっせん時に父母への確認をしている（民間あっせん機関76.5%、児童相談所30.1%）」「児童から情報の開示の求めがあった時点での父母への確認をしている（民間あっせん機関58.3%、児童相談所31.9%）」についても対応にばらつきが見られる。児童相談所では、成立件数が少ない自治体があることや、相談支援の開始時点では養子縁組が主たる相談内容ではなかったものの、支援の過程で実親が所在不明となったり養育の意向を無くしたりして養子縁組の方針となった事例においては確認のいとまがなかったり応答しなくなったりと様々な事情があることも影響していると考えられる。

民間あっせん機関と児童相談所で「情報の開示を求められた経験がある」と回答したのはいずれも2割に留まっており、多くの機関が実際に対応した経験がない状況であった。しかしながら、どの事例においても出自に関する相談が将来起こり得ることから、相談があった場合に備えて対応方針や内容を定めておくことが必要と考えられる。そして、相談があったときに実親に関する情報を伝えて良いかどうかを確認することは困難な場合があるため、あっせん段階において、情報開示に関する同意を実親からできる限り丁寧に得ておくことが必要と考えられる。

民間あっせん機関と児童相談所の双方が法令・通知に則って業務を遂行する必要があることは論を俟たないが、細かい言及がない事項については、子どもの最善の利益の実現のための支援をすることを目的として、各機関においては、法の趣旨を踏まえた円滑な連携を進めるための対応体制の検討が急務である。養子縁組あっせん法第4条において、民間あっせん機関と児童相談所は「児童の最善の利益に資する観点から、養子縁組のあっせんに必要な情報を共有すること等により相互に連携を図りながら協力するように努めなければならない」とされており、本調査で明らかとなった連携における課題の整理を行い、連携が必要となった場合の対応方針を予め検討し、具体的な対応内容を策定することがより良い支援の実現のため有用であると考えられる。

(3) 連携における課題

本調査研究からは、組織単位での連携と個別ケースでの連携の状況を把握した。今後、適切な実親支援をした上で、養子縁組を必要とする子どもが永続的な家庭で育つことができるようになるために、民間あっせん機関と児童相談所双方の強みを生かせるような組織単位での連携の推進が一層求められるであろう。しかしながら、現時点では、組織単位の連携を行っている事例はごくわずかであり、個別ケースで対応するにあたって連携が必要とされる場面において課題が多く挙げられたため、本項では、個別ケースでの連携における課題に焦点を当てる。

①民間あっせん機関と児童相談所の信頼関係の構築

インタビュー調査及びアンケート調査結果からは、民間あっせん機関と児童相談所の関係性が希薄であり、信頼関係の構築が重要であることが多くの機関から指摘された。自治体内に民間あっせん機関がない児童相談所は、普段接点を持つ機会がないことから、連携を必要とする機会が少なく、連携の必要性を感じた場合にも、仮に連携を模索したとして民間あっせん機関においてどの程度支援が可能であるか判断できる情報が得られないなどにより、円滑な連携につながっていない可能性がある。連携が必要になる以前から、普段のやりとりがあるなどにより信頼関係ができている機関同士や担当者同士では、円滑な連携の様子が回答されており、相互の十分な情報に基づく信頼は連携を進めていく上での基盤となると言える。

また、複数の機関が連携して支援に当たることが必要なケースの場合に、「共通の理解と支援方針を持って支援をするための話し合いの場が担保されること」「民間あっせん機関と児童相談所がやり取りするための情報の統一様式があること」という意見があった。

②養子縁組の各プロセスでの連携方法

養子縁組の各プロセスで、児童及びその実父母への支援のために連携が必要な状況としては下記が挙げられる。

i)養子縁組の検討段階

- ・民間あっせん機関が児童を養親希望者に委託する前に、一時的な養育が必要となった場合に、児童を適切に養育するための場所が確保できないときの対応。
- ・一時保護を受けている児童について、実父母等が民間あっせん機関による養子縁組あっせんを検討している場合の対応。

上記の他に、民間あっせん機関で養子縁組を検討したケースで、実父母が自ら養育することとなった場合に、必要な支援を行うために市区町村等の関係機関へつなぐ方法や、相談支援の過程で実父母との連絡が途絶えたケースにおいて、市町村も含めた連携を望む意見があった。また、外国にルーツを持つ児童で、母国の親族が養育できる可能性を視野に入れた家族調査が求められる際に、相談を受けた機関では対応が困難な場合において、経験を有する機関との連携を期待する意見があった。

ii)マッチングの段階

- ・養子縁組が望ましい児童に、適切な養親希望者が見つからないケースの対応。特に、児童に障害や疾病がある場合が想定される。
- ・自治体で里親登録を受けている養親希望者で、児童を養育する上でリスクがあることを児童相談所が認識している場合の民間あっせん機関への情報共有。また、民間あっせん機関からの犯歴等の照会への協力⁴。

⁴ 平成 30 年 3 月 9 日付け子家発 0309 第 1 号厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知「養子縁組あっせん事業の許可等の適正な実施について」において、養親希望者等が里親として登録されている場合を除き、本籍地の市町村に対して犯歴情報の照会を行うことが示されている。また、必要に応じて、都道府県に対して児童虐待等の確認を行うことが示されている。

iii) 縁組成立前養育の段階

- ・児童相談所で一時保護または措置を受けている児童について、実父母等が民間あっせん機関での養子縁組あっせんを希望した場合に、児童相談所がどのように一時保護の解除を判断及び調整すべきかの検討。
- ・民間あっせん機関による養子縁組あっせんで、養親希望者が児童の養育を開始したときの対応。具体的には、養子縁組あっせん法で定められている児童の居住地の自治体への養育開始の届出の遵守と、養親希望者に対して同居児童の届出を行うよう支援することに加えて、児童の居住地を管轄する児童相談所への児童の養育開始の連絡・養親希望者情報の共有、民間あっせん機関から養親希望者への児童相談所による家庭訪問・児童福祉司指導に関する説明等連携内容の明確化。
- ・養親希望者による養育が不調となり、児童の保護が必要となったケースの対応。

iv) 養子縁組成立後の支援の段階

- ・養子縁組の成立後に、連携による継続的な相談支援が必要となったケース。

③ 出自を知る権利の保障

民間あっせん機関が許可を取り消されたとき、または許可の更新を受けなかったとき、事業を廃止するときは、厚生労働省令で定められた帳簿を都道府県知事または他の民間あっせん機関に引き継がなければならないとされている。本調査でも他の民間あっせん機関等の記録を保管している民間あっせん機関や自治体が存在した。

現状、各機関で養子縁組の記録として保管している項目に差異があるが、児童の出自を知る権利の観点から、記録すべき基礎的な情報の収集は統一して図られるべきである。養子縁組あっせん法第 33 条では、養子縁組の成立後において、養子・養親及び実父母を支援するために、「その求めに応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うよう努めるものとする」とされており、民間あっせん機関が適切に養子縁組のあっせんに係る業務を行うための指針（平成 29 年厚生労働省告示第 341 号）第七の二において、「出自を知る権利を担保するため、養子となった者が、将来、自らが養子となった経緯等について知ることができるよう、民間あっせん機関は、法第十八条に規定する帳簿を永年で保管しなければならない」とされているところ、法第 18 条に基づき民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律施行規則（平成 29 年厚生労働省令第 125 号。以下、施行規則）第 7 条において「児童に関する情報」などと規定されている帳簿について具体的にどのような内容を記載するかの検討が必要である。

2. 連携における課題への主な対応方針

前述の調査研究のまとめを踏まえると、民間あっせん機関と児童相談所の連携における主な課題に対し、取り得るべき対応方針として、次のような内容が考えられる。

(1) 民間あっせん機関と児童相談所の信頼関係の構築のための取組み

連携が必要なケースがあった際に円滑に支援を行うためには、まず、関係機関の信頼関係を基盤として、共通理解を持って支援を行うことが不可欠である。

本調査では、信頼関係を構築するための具体的な解決策として、「民間あっせん機関と児童相談所のワーカーが直接対面する機会を設けること」「地域ブロックの研修会の開催」等が挙げられ、顔の見える関係性が重要であるとの指摘がなされた。児童相談所からは、民間あっせん機関との連携が必要となるケースが多くても年間数件に留まるなかで、個々の担当者単位での関係構築には限界があること、各民間あっせん機関の養親登録の条件やマッチングの方針、養親希望者研修の内容、業務方法書などの共有を望む声もあり、連携のための会議を行う場合には、そのような情報交換が行われることも期待される。

特に、許可自治体やその近隣の自治体は、日頃からの情報交換や連携のための会議などを通じて、関係構築をしやすい距離にあり、実際に自治体からのアプローチで連携のための検討会議の開催を行っている事例も見られた。養子縁組のあり方に関する意見交換や、必要に応じて相互の強みを生かした事業委託・協定などの組織間の連携の検討も関係構築のためには有用だろう。

一方、民間あっせん機関からは、民間あっせん機関としての関係法令の遵守や事業の質の評価、児童相談所と同じ認識のもとで支援を行いたいという意思表示も必要であることも言及されており、自治体と相互に信頼関係を形成するためには、民間あっせん機関ごとに理念や支援方針の違いはありながらも、全体として専門性の向上を図る取組の認識が共有されるべきだろう。

(2) 養子縁組の各プロセスでの連携

支援に必要な児童や家庭をサポートするためには、質の高い支援だけでなく、専門家たちの中で支援の調整を行わないと問題を悪化させることがあることから、それぞれが別々に対応するのではなくチームとして一致して家族を支援するアプローチが重要だといわれている（テイラー他，2018：35）。

連携が必要とされるケースがあった場合の取り決めを予め行う方法の他に、相互に意見を聞いて支援方針や役割のすり合わせを行いつつ進めるなど、ケースの状況に応じて柔軟に対応する方法もある。いずれの方法においても、児童の支援のために連携が必要な場合には、民間あっせん機関と児童相談所が共通理解に基づき、支援方針を検討し、双方の役割を認識して協力を進めることが連携の鍵となる。特に双方の判断が分かれる場合におい

ては、ケースに関する話し合いの場を設けて、認識のすり合わせを行うことが重要であろう。

支援に関わるすべての機関が児童の権利に関する条約と養子縁組あっせん法第3条の「児童の最善の利益を最大限に考慮すること」「可能な限り日本国内において児童が養育されること」を踏まえて、養子縁組の必要性の検討を十分に行った上で、養子縁組の各プロセスを進めることを決定し、実際に支援するに当たって連携を図るためには、改めて「児童の最善の利益」を関係機関の共通の原則として認識することが重要である。加えて、養子縁組は成立までの段階だけでなく、成立後においても、児童への真実告知や発達段階に応じた助言その他必要な支援を継続的に提供することが必要であることから、長期的に支援を行える体制としておく必要がある。

養子縁組の各プロセスにおける連携においては、「民間あっせん機関と児童相談所の連携時に参考となる手引き（案）」を参照されたい。特に連携が必要とされる場面については、連携モデルを提示する。

3. 出自を知る権利の保障

実父母が養育できない児童にとって、その子どもを幸福に導く条件として、家族に愛され、家族の一員であることを感じる「パーマネンシー（永続性）の感覚」と、大切な人々とのつながりを持ち続けることによる「アイデンティティの確立」の二つがあるという（森，2006：22）。北米やヨーロッパ、アジア等の各国の出自を知る権利を概観した報告によれば、出自を知る権利が法律で保障されているオーストラリアやニュージーランドと日本の大きな違いとしては、第一に法律による明文化と情報公開を申請できる養子の年齢規定の有無、第二に養子のみならず、養親と生み親も同等に開示申請できること及び拒否権が3者にあること、第三に情報公開を申請してからのサポートの厚さであるとされる（森，2006：43,44）。韓国でも、2012年8月に施行された改正養子縁組特例法により、養子縁組当事者による養子縁組情報へのアクセスの保障が定められ、国内養子縁組の活性化および養子縁組の事後管理等のために設置された中央養子縁組院において、児童とその家族情報及び実親を捜すために必要な統合データベースの運用が行われているという（姜，2014：68）。

日本においては、真実告知について逡巡する養親も一定数いると考えられるが、民間あっせん機関や児童相談所に相談するかどうかは養親に委ねられている。また、自身の出自についてアクセスしてきた養子は切実な思いを抱いていると思われるため、心理的な支援や開示後のフォローが十分行われなかったとしたら、養子や養親、あるいは実父母が傷つくことが起こり得る。そのため、中立的な第三者が仲介を行う必要性があることや、すべての当事者のプライバシーに配慮し、保管すべき記録の内容と開示方法を共通の枠組みの中でガイドラインとして整備すべきであるとの指摘もされている（日本財団，2017：16）。

本調査において、養子縁組をした子どもが出自を知る権利を保障するためのガイドラインと言えるレベルで提示することは困難であるものの、調査結果から明らかになった配慮すべき事項や記録すべき項目を盛り込んだ出自情報の収集・保存のための様式例を示す。また、出自情報には実親に関する事柄が含まれるため、情報を開示して良いかどうか意向を確認する欄を設けている。今後、児童の知る権利の保障の明文化、情報開示に関するガイドライン（開示申請ルール、申請受理後の開示内容・開示範囲・開示方法）の策定や事業を廃止した民間あっせん機関の記録の引き継ぎのあり方の検討が望まれる。

(1) 児童の出自を知る権利の重要性

児童が出自を知ることは、児童の権利に関する条約で「できる限りその父母を知」ることが児童の権利として定められており、自らのアイデンティティの確立や心理的安定を確保する上で、自らのルーツを知ることは極めて重要なことである。そのため、民間あっせん機関と児童相談所は、養子縁組での委託を行う際に、養親希望者に対し児童の出自を知る権利の観点から、真実告知の必要性やそのために必要な支援を行う用意があることを伝えるべきである。縁組成立後に告知を躊躇する養親がいる前提で、真実告知が行われているか否かの確認や真実告知を行うべき時期・内容・方法、年齢ごとの伝え方等に関する具体的な助言を行うことが必要である。日本国際社会事業団では、WEB サイトでルーツ探しに関するページを設けて、ルーツ探しの流れ、費用、養子の方がルーツ探しをする前に考えること（「養子の方へ」）などをまとめており、あっせんした機関がルーツ探しに積極的に協力することを明示することも有効であろう。

(2) プライバシーへの配慮

養子縁組のあっせんに関する記録については、養子縁組成立後に当事者である児童・実父・実母・養親が情報提供を求めることが考えられる。養子縁組のあっせんを行う機関は、養子縁組あっせん時に、実父・実母に対して、児童・養親から情報提供を求められた場合に情報提供することへの同意と、どの範囲の情報を提供して良いかを確認しておく必要がある。その際、児童の医療にかかわる情報（障害、既往歴等）は、児童の健康にとって重大な情報であることから、実父母に丁寧に説明をした上で、可能な限り情報提供の同意を得ておくことが重要である。

加えて、養子縁組あっせんから一定期間の経過後に情報提供を求められた場合は、実父母の意向が変化している可能性もあることから、その時点で、実父母に情報提供の同意の確認を行うことが望ましい。しかしながら、それが困難であることも想定し、実父母に対し、一定期間の経過後の情報提供の際にも同意の確認を求めるか、さらなる情報提供を求められた場合に、改めて意向を確認するか、新たな情報提供に協力する意思があるかどうかについて確認した状況を記録しておく必要がある。

実父母から同意が得られた情報は、養子縁組に関する記録とともに、紙とデータベースで永年保管し、聞き取りをした担当者以外でも必要なときに情報提供ができるよう準備を進めておくべきであろう。

(3) 記録の保管期間及び保管方法

養子縁組の記録は民間あっせん機関も児童相談所も永年保管と規定されている。加えて、児童相談所運営指針では、養子縁組あっせん法第 19 条第 1 項の規定により民間あっせん機関から帳簿を引き継いだもの並びに同法第 32 条第 1 項及び第 2 項の規定により報告を受けたものを児童相談所で保存する場合は、永年で保存するよう定められている。

ただし、児童相談所については、児童相談所運営指針において、児童記録票綴ではなく、児童記録票が永年保存とされている。児童記録票のみを保存している児童相談所においては、出自情報の相談に応じる上で、必要な情報が児童記録票に記載されているかどうかの確認が必要である。

また、民間あっせん機関は法令に基づいて情報を保管し、止むを得ず事業の継続が困難になった場合に必要な情報を引き継ぐことができるよう、日頃からケースごとの記録を整理しておく必要がある。

(4) 記録すべき基礎的な情報の明確化

養子縁組のあっせん時に記録する情報は、児童、実父母、養親やその家族にとって重要な情報である。あっせん時には、将来、児童が出自に関する情報へアクセスしてきたことを想定して、児童にどのような情報を残せるかを意識してできるだけ情報を収集し記録に残すことが重要である。

アンケート調査では、児童からの出自に関する情報の開示を求められた経験が「ある」と回答した機関の、開示を求められた情報内容は、「父母の氏名」「父母の住所」「父母の生活の状況」「養子縁組の相談の経緯」「児童の出生時の状況」が多く、特に記録しておくべき情報であると考えられる（詳細は、図表 46・図表 81 を参照）。本調査全体から得られた情報項目の一覧は、図表 82・83・84 の通りである。【参考：情報項目に関する様式集 様式例 1・様式例 2・様式例 3】

(5) 養子への相談支援の方法

養子本人がルーツを知りたいと希望する場合は、SNS やインターネットで知りえた実親に直接連絡するのではなく、あっせんを受けた機関において、どのような情報を知りたいのか整理したうえで、実親へのコンタクトを調整することが望ましい。ルーツ探しは、1 度で終わりではなく、養子にとっても実父母にとっても長期的に続くプロセスであることから、養子縁組あっせんにおける重要な支援として位置付ける必要がある。

ルーツ探しの問い合わせがあった場合の留意点すべき点としては、以下が考えられる。

①問い合わせ・カウンセリング

ルーツ探しの問い合わせがあった場合、養子本人であることを確認し、ソーシャルワーカーによる丁寧なカウンセリングを行う。なぜルーツ探しをしたいのか、どのような情報が欲しいのか、その情報を求めたい理由やきっかけは相談者によって異なるため、相談者が知りたいことに寄り添って、ニーズを見極めることが重要である。その際、相談者が必要としていない情報は、不用意に伝えないようにすることで、混乱を生じさせない配慮を行う。

②リスクの考慮

ルーツ探しには、相談者が得たい情報が得られないケースや面会・連絡を希望してもそれが叶わないケースがあること、養子・養親・実父母・その周囲への心理的影響があることなど、リスクが伴う可能性があることを踏まえて、支援を進める必要がある。ルーツ探しをする際の年齢や時期も、十分に考慮することが重要である。

③支援の開始

相談を受けた機関は、カウンセリングを丁寧に行ったあと、支援できる範囲を伝え、ルーツ探しには一定の時間がかかること、ルーツ探しに伴う費用がかかる場合は、それも伝えた上で、相談者の同意を得て支援を行う。ルーツ探しの過程で、相談者が動揺し、取り乱す可能性もあるため、感情の揺れに寄り添った継続的な支援が大切である。

図表 82 児童に関する情報項目（例示）

基礎情報

個人に関する情報

- ・ 氏名（ふりがな）
- ・ 養子縁組後の氏名
- ・ 性別
- ・ 住所
- ・ 国籍/本籍地
- ・ 出生日時
- ・ 出生場所（病院含む）
- ・ 出生時の状況
- ・ 血液型
- ・ 障害
- ・ 健康状態・既往歴
- ・ 実父母による養子縁組あっせんの申込日
- ・ 児童の委託開始日
- ・ きょうだいの氏名（ふりがな）
- ・ 成育情報をたどるために必要な児童の入所等措置歴（措置施設・里親名、連絡先含む）
- ・ あっせんにかかわった機関名
- * 国際養子縁組の場合、出国日と国籍取得日

図表 83 児童の実父母等に関する情報項目（例示）

（１）基礎情報

①個人に関する情報

- ・ 氏名（ふりがな）
- ・ 生年月日
- ・ 住所
- ・ 国籍/本籍地
- ・ 連絡先
- ・ 職業
- ・ 血液型
- ・ 障害
- ・ 健康状態・既往歴（アレルギー情報、遺伝性疾患、体質等を含む）
- ・ あっせんにかかわった機関名
- ・ 養子縁組の相談の経緯、委託理由

②情報提供等の同意・希望

- ・ 児童への情報開示の同意・不同意
- ・ 児童から情報の開示の求めがあった時点での実父母への確認の希望
- ・ 児童から連絡の可否に係る実父母の希望
- ・ 養親からの連絡の可否に係る実父母の希望（児童に重大な疾患があり実親の協力が必要な場合等も含む）
- ・ 児童が死亡したときの連絡の希望

（２）記録が望まれる情報

①実父母から児童に対する情報

- ・ 児童の命名理由
- ・ 実父母の児童への想い（出産後の気持ちや将来への希望）

②実父母のその他の情報

実父母の関係性、実父母の生育歴（入所等措置歴を含む）、家族構成、生活の状況、学歴、性格、宗教、嗜好（趣味、癖、好きな教科・食べ物、興味・関心、将来の夢）、実父母の飲酒・喫煙、妊娠の経過、児童の出生までの実父母の状況、実父母の身長・体重、祖父母の情報、実父母に病気などなにかあった場合に子どもに知らせたいか

③その他の記録

- ・ 実父母からの児童、養親への手紙の有無
- ・ 児童、実父母等の写真の有無
- ・ その他書類の写しの有無（戸籍謄本、母子健康手帳、出生届、里親委託同意書等）

図表 84 養親希望者に関する情報項目（例示）

基礎情報

個人に関する情報

- ・ 氏名（ふりがな）
- ・ 生年月日
- ・ 住所
- ・ 国籍/本籍地
- ・ 連絡先
- ・ 職業
- ・ 勤務先
- ・ 収入
- ・ 健康状態・既往歴
- ・ 婚姻
- ・ 住居の状況
- ・ 家庭の状況（婚姻の有無を含む）
- ・ 同居の家族（実子の有無含む）
- ・ 養子縁組のあっせんを希望する理由

4. 連携において今後検討が望まれる事項

上記で挙げられた課題の他に、検討委員からは、以下のような意見が出された。

- ・ 民間あっせん機関と児童相談所の連携が進まない要因の一つとして、根拠となる法令が異なること（民間あっせん機関は養子縁組あっせん法及び関連する法令通知に基づき養子縁組の当事者と当該機関との契約により支援、児童相談所は児童福祉法及び関連する法令に基づき一時保護や措置といった行政処分を含めて支援）、委託の対象とする児童の年齢層が異なる（民間あっせん機関が取り扱う事例の多くは0歳児である一方、児童相談所はより年齢の高い児童が多い）傾向にあるため、養親希望者に対する研修の内容や蓄積されたノウハウ、マッチングの視点が異なる可能性があることに留意が必要なこと。
- ・ 民間あっせん機関と児童相談所が信頼関係を構築し、適切な養子縁組を推進するためには、許可自治体による適正なモニタリングと必要な指導が不可欠であり、自治体による審査水準の向上、または全国統一の機関が行うことも長期的に検討されるべきであること。

- ・連携が必要な事例としては、養親希望者が見つからない場合や、縁組成立後に出自情報の開示に関する相談があった際に民間あっせん機関と児童相談所がともに対応する場合が考えられる。自治体の枠組みを越えた全国的な情報集約システムの検討が必要であること。
- ・児童相談所が民間あっせん機関と連携して養親希望者を探す際には、民間あっせん機関によるあっせんには手数料が生じることについて、養親希望者に予め丁寧に説明する必要があること。
- ・養親希望者が養育を中断したケースが少ないながら一定数あることから、年齢要件の緩和や、児童相談所長による特別養子適格の申立及び関係人参加により、そうした事例が今後全国的に蓄積されていく可能性があることを踏まえて、どのような場合に中断にいたったのか、養親希望者の登録、養子縁組里親の認定、マッチング、支援のどの段階に課題があったのか等を分析し、民間あっせん機関や児童相談所の双方で共有できるよう参考となる取り組みや課題点を整理することが重要であること。

第Ⅴ章 情報項目に関する様式集

様式例 1：児童に関する情報項目

様式例 2：児童の実父母等に関する情報項目

様式例 3：養親希望者に関する情報項目

様式例 1

児童に関する情報項目

記入日

年

月

日

記入者

ふりがな					
あっせん時の氏名					
ふりがな					
養子縁組成立後の氏名					
性別	男 ・ 女				
住所	〒				
国籍／本籍地					
出生日時	年 月 日				
出生場所（病院含む）					
出生時の状況					
血液型					
障害					
健康状態・既往歴					
実父母による養子縁組あっせんの申込日	年 月 日				
児童の委託開始日	年 月 日				
きょうだい	関係性				
	ふりがな				
	氏名				
成育情報をたどるために必要な児童の入所等措置歴 （措置施設・里親名、連絡先含む）					
あっせんに関わった機関名					
＊国際養子縁組の場合					
出国日	年 月 日				
国籍取得日	年 月 日				

児童の実父母等に関する情報項目

記入 年 月 日

記入者

以下、記載内容についての児童への情報開示に関して該当するものにチェック。「一部同意」の場合は各項目に対し、同意のあるものについてチェックを行うこと。

実父： ☐すべて同意 ☐一部同意実母： ☐すべて同意 ☐一部同意

項目	実父	同意 あり	実母	同意 あり
ふりがな				
氏名				
生年月日	年 月 日		年 月 日	
住所	〒		〒	
国籍／本籍地				
連絡先				
職業				
血液型				
障害				
健康状態・既往歴 (アレルギー情報・遺伝性疾患・体質等を含む)				
あっせんに関わった機関名				
養子縁組の相談の経緯・委託理由				
児童から情報の開示の求めがあった時点での確認の希望				
児童からの連絡の可否に係る希望				
養親からの連絡の可否に係る希望 (児童に重大な疾患があり実親の協力が必要な場合等も含む)				
児童が死亡したときの連絡の希望				

(裏面)

	項目	実父	同意 あり	実母	同意 あり
記 録 が 望 ま れ る 情 報	児童の命名理由				
	実父母の児童への想い				
	実父母のその他の情報	(例) 実父母の関係性、実父母の生育歴(入所等措置歴を含む)、家族構成、生活の状況、 学歴、性格、宗教、嗜好(趣味、癖、好きな教科・食べ物、興味・関心、将来の夢)、実父 母の飲酒・喫煙等、妊娠の経過、児童の出生までの実父母の状況、実父母の身長・体重、祖 父母の情報、実父母に病気などなにかあった場合子どもに知らせたいか			
	その他の記録	(例) ・実父母からの児童、養親への手紙の有無 ・児童、実父母等の写真の有無 ・その他書類の写しの有無(戸籍謄本、母子健康手帳、出生届、里親委託の同意書)			

養親希望者に関する情報項目

記入日 年 月 日

記入者

基 礎 情 報			養父希望者	養母希望者
	ふりがな			
	氏名			
	生年月日		年 月 日	年 月 日
	住所		〒	
	国籍／本籍地			
	連絡先			
	職業			
	勤務先			
	収入			
	健康状態・既往歴			
	婚姻	婚姻日	年 月 日	
		備考		
住 居 の 状 況	土地		自己所有・借地・その他	敷地面積 m ²
	建物	自己所有・公営住宅・民間貸家・その他（ ）		
		一戸建て（ 階建て） 集合住宅（ 階建ての 階）		
		延べ面積 m ² 居室数（ LDK）		
家 庭 の 状 況	家族関係			
	養育方針			
	養育に対する理解・熱意			

(裏面)

同居の家族	ふりがな				
	氏名				
	生年月日				
	年齢				
	職業等				
	健康状態				
養子縁組のあつせんを希望する理由					
備考					

第Ⅵ章 民間あっせん機関と児童相談所の連携時に参考となる手引き（案）

民間あっせん機関と児童相談所の連携時に 参考となる手引き（案）

目次

I. 本手引きの目的	i
II. 養子縁組の各プロセスにおける連携	ii
1. 養子縁組の検討段階における連携	ii
2. マッチング段階における連携	iv
3. 縁組成立前養育の段階における連携	viii
4. 養子縁組成立後の支援の段階における連携	xi
III. 連携様式集	xii

I. 本手引きの目的

平成 28 年 6 月 3 日に児童福祉法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 63 号）が公布され、「児童を家庭において養育することが困難であり又は適当でない場合にあっては児童が家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育される」よう、特別養子縁組による永続的解決（パーマネンシー保障）や里親による養育を推進することが明確化された。

平成 30 年 4 月 1 日に施行された、民間あっせん機関による養子縁組あっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成 28 年法律第 110 号）（以下「法」という。）第 4 条においては、民間あっせん機関と児童相談所は「児童の最善の利益に資する観点から、養子縁組のあっせんに必要な情報を共有すること等により相互に連携を図りながら協力するように努めなければならない」と規定されている。

また、令和元年 6 月 14 日には、民法等の一部を改正する法律（令和元年法律第 34 号）が公布され、特別養子縁組による養子候補者の上限年齢の引き上げ等により、制度の利用が促進されることを踏まえれば、養子縁組のあっせんに必要な情報を民間あっせん機関と児童相談所との間で共有すること等さまざまな連携方策を取り得ることや、協力する上で新たな課題が生じることが考えられる。児童や家庭へ必要な支援を行うためには、関係機関が支援の協力・調整を行い、チームとして支援を拡充することが重要である。

本手引きは、養子縁組の各プロセスでの民間あっせん機関と児童相談所の連携における課題に焦点をあて、児童・実父母・養親へ可能な限り円滑に支援を行うために、実務で生じている課題への対応方針を提示することを目的として策定した。特に連携が必要とされる場面については、連携モデルと様式例の提示を行う。本手引きでの言及がない課題についても、児童の最善の利益に資することを共通の原則として、関係機関が相互に協力して適切な支援モデルが構築されていくことを期待したい。

なお、本手引きでは児童相談所と民間あっせん機関の連携を前提としているが、児童相談所間、民間あっせん機関間での連携も必要に応じて図られるべきである。

【用語の定義】

- ・実父母：児童の父母（児童の出生により、当該児童の父母となるべき者を含む）
- ・養子：養子縁組によって養子となった者
- ・養親希望者：養子縁組によって養親になることを希望する者
- ・養親：養子縁組によって養親となった者
- ・民間あっせん機関：法第 6 条第 1 項の許可を受けてあっせん事業を行う者

Ⅱ. 養子縁組の各プロセスにおける連携

1. 養子縁組の検討段階における連携

- （１）民間あっせん機関が児童を養親希望者に委託する前に、一時的な養育が必要となった場合に、児童を適切に養育するための場所が確保できないときの対応。
- （２）児童の養育にリスクのある実父母が民間あっせん機関へ相談をした後、自ら養育をすることとなった場合の対応と実父母が失踪した場合の対応。
- （３）一時保護を受けている児童について、実父母等が民間あっせん機関による養子縁組あっせんを検討している場合の対応。

- （１）養子縁組の検討にあたっては、まず、養子縁組あっせんをする前に、子どもが実父母によって育てられる可能性について十分に検討を行い、実父母による養育が困難であることを確認した上であっせんを検討することが前提となる。

民間あっせん機関は、児童の実父母または監護の権利を有するものから児童のための養子縁組のあっせんの申込みがあったときは、「正当な理由がなければ、その申込みに係る契約の締結を拒んではならない」（法第 25 条）とされており、ここでいう「正当な理由」とは、「申込みの内容が法令に違反している場合や、児童について監護権を有していない者からの申込みである場合が該当するもの」とであるとされている（「民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律等の施行について」（平成 29 年 11 月 27 日付け子発 1127 第 1 号厚生労働省子ども家庭局長通知。以下「法施行通知」という。） 第 2 のⅢの 3））。

民間あっせん機関は、児童の一時的な保護が必要となった場合には、乳児院に準じた環境において児童を適切に監護することや児童を 3 ヶ月以上（乳児は 1 ヶ月以上）同居させる場合は、同居児童の届出を行うことが必要である（民間あっせん機関が適切に養子縁組のあっせんに係る業務を行うための指針（平成 29 年厚生労働省告示第 341 号。以下「指針」という。） 第三の二））。

しかしながら、民間あっせん機関が適切に監護することが困難であるときや実父母からの相談に対応することが困難であるときは、実父母に、居住している自治体の児童相談所に児童の養育について相談するよう支援するとともに、民間あっせん機関から児童相談所へ情報提供を行い、対応を協議する必要がある。

児童相談所が検討をした結果、里親・乳児院等で一時保護等の措置を行った場合においても、実父母が民間あっせん機関からの支援の継続を希望する場合には、児童相談所と民間あっせん機関が相互に協力して支援にあたることが望ましい。

- (2) 児童の養育にリスクのある実父母が民間あっせん機関へ相談をした後、自ら養育する意思を固めた場合は、「児童の父母等及びその親族の状況や収入等の養育環境を確認し、児童の安全や健全な育成の観点から支援が必要と認められる場合には、児童相談所、福祉事務所等の関係機関へ連絡するなどの必要な対応を採ること。児童の父母等が養子縁組のあっせんを希望する意思を固めた場合においても、当該児童の父母等に対し、適切な支援が提供されるよう、同様の措置を講ずること。」とされている（指針第二の一）。

また、「児童の父母等が児童を残して失踪した場合等、児童が要保護児童に当たる可能性がある場合には、児童福祉法第 25 条第 1 項の規定に基づき、児童相談所等に通告すること。」が定められており（指針第二の二（3））、そのような通告を受けた児童相談所等の関係機関は民間あっせん機関と密に連絡をとり、相互に協力して支援にあたる等の積極的な対応が求められる。

- (3) 児童相談所は、一時保護中の児童の実父母等が民間あっせん機関による養子縁組あっせんを希望している場合には、当該実父母が契約した民間あっせん機関と相互に連携し養親希望者に児童の発達・養育状況等に関する必要な情報提供や施設での面会・交流を行う。

事例 1：民間あっせん機関と児童相談所が、要保護児童対策地域協議会の枠組みを用いて、連携して支援したケース

妊娠 39 週の未受診、母子手帳未取得の実母が行政窓口にて支援の問い合わせをしたものの、年末だったため電話がつながらず、医療機関である民間あっせん機関に相談が入った。相談時点ですでに子宮口が開いており、そのまま入院し、出産となった。

年始に行政機関が留守番電話を聞いて、関係機関や警察と連絡を取り、その民間あっせん機関が支援中であることを突き止めた。民間あっせん機関と地域の保健師・児童相談所・警察・子育て支援課は、実母の支援のための会議を開催した。実母は、幼少期に児童相談所に守ってもらえなかったという経験を持ち、行政機関への拒否感が強かった。

その後、要保護児童対策地域協議会の枠組みの中で、民間あっせん機関と児童相談所が一緒に支援方針を検討し、最終的には当該民間あっせん機関での特別養子縁組を選択し、成立となった。

2. マッチング段階における連携

- (1) 養子縁組が望ましい児童に、適切な養親希望者が見つからないケースの対応。特に、児童に障害や疾病がある場合が想定される。
- (2) 自治体で里親登録を受けている養親希望者で、児童を養育する上でリスクがあることを児童相談所が認識している場合の民間あっせん機関への情報共有⁵。

- (1) 民間あっせん機関と児童相談所において養親希望者が見つからないケースについて、民間あっせん機関から児童相談所に連携協力を求めた場合、児童相談所は「管内において養親希望者を探すなど、日本国内における養子縁組の可能性の模索に協力する」こと（児童相談所運営指針第4章第3節の8）、また児童相談所からも「民間あっせん機関にあっせんに依頼する」ことが通知されている（法施行通知第2の1の4）。

なかでも、児童に障害や疾病があるケースや外国にルーツを持つ児童等で配慮が必要なケースでは、適切な養親希望者は限られる可能性が高く、他の都道府県の児童相談所や民間あっせん機関と連携して、相互に養親希望者を探すことや情報提供を行うなど、児童の福祉のために積極的に協力することが求められる。養親希望者・児童に係る情報提供については、主な情報を共有する様式を用いて行い、その後電話等で直接聞き取りを行う方法が想定される。養親希望者の情報を他機関へ提供する場合には、事前に当該養親希望者の同意を得る必要がある。【参考：連携様式集 連携様式例①・連携様式例②】

養親希望者が見つからない場合の児童相談所との連携モデルは図表1の通りである。

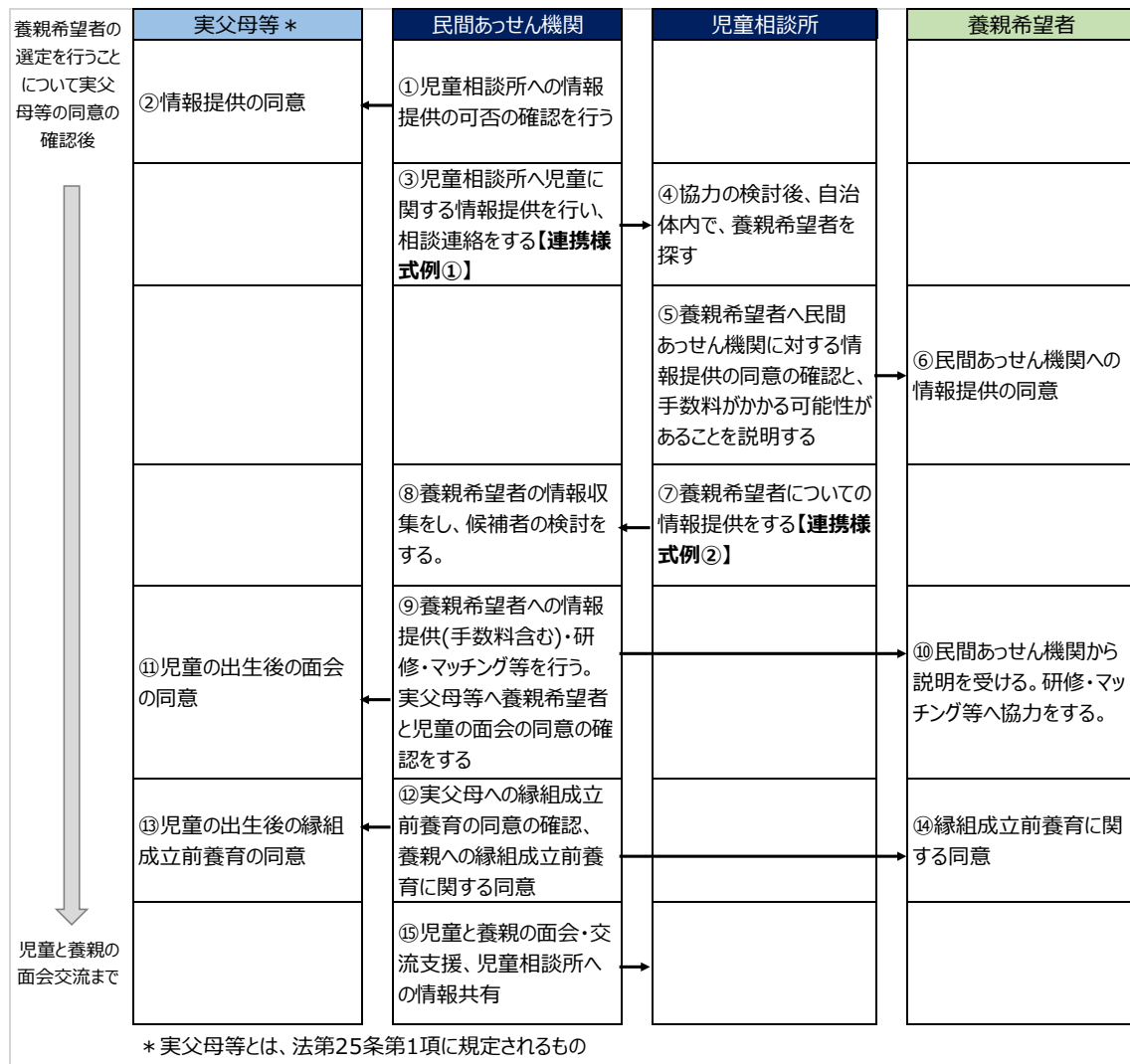
この場合、養親希望者に対して、他の児童相談所や民間あっせん機関間でも委託を希望するか、当該機関へ情報提供してよいかどうか等の意向を、研修などの機会において把握しておくことが考えられる。（図表1において、児童相談所からの依頼の場合には、民間あっせん機関と児童相談所を置き換えて参照する。）

なお、横須賀市児童相談所においては、協定を結ぶ民間あっせん機関が養親希望者研修を行う過程で、横須賀市の児童の委託を受ける希望があった場合、民間あっせん機関が一定の研修を行うことを取り決めしている。加えて、児童相談所管内で養親希望者が見つからなかった場合は、管外の児童相談所に照会して探し、それでも見つからない場合に民間あっせん機関と連携を行うという手順としている（詳細

⁵「養子縁組あっせん事業の許可等の適正な実施について」（平成30年3月9日付け子家発0309第1号厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知）において、民間あっせん機関は養親希望者等が里親として登録されている場合を除き、本籍地の市町村に対して犯歴情報の照会を行うことが示されている。また、必要に応じて、都道府県に対して児童虐待等の確認を行うことが示されている。

は、「養子縁組あっせんにおける民間あっせん機関と児童相談所との連携や情報共有のあり方に関する調査研究報告書」を参照されたい）。

図表 85 民間あっせん機関が養親希望者が見つからない場合の
児童相談所との連携モデル



事例 2：児童相談所が民間あっせん機関に、養親希望者探しを依頼したケース①

児童相談所で登録している里親の中に適切な候補者がいない場合は、民間あっせん機関に電話で問い合わせをすることがある。その際は、電話で児童の月齢や実父母が養育できない理由等、最低限の情報を共有し、養親希望者が見つかった場合は、養親希望者についての情報提供をお願いしている。

児童相談所では養親が見つからなかった場合でも、民間あっせん機関に依頼したことで早期委託につながったケースがあった。

事例 3：児童相談所が民間あっせん機関に、養親希望者探しを依頼したケース②

児童相談所が実母から養子縁組の相談を受けたが、当該自治体では養親希望者が見つからず、児童相談所から民間あっせん機関に相談があった。

児童相談所が民間あっせん機関に児童の情報を伝達し、民間あっせん機関が養親希望者とのマッチングを提案。児童相談所がマッチングを許可した上で民間あっせん機関が養親希望者向けの実習を行った。その後も児童相談所は実母への支援を継続し、民間あっせん機関と情報共有した。養親希望者への児童の委託後は、民間あっせん機関からも児童相談所へ養親家庭での児童の養育状況についての報告書を提出し、児童相談所と情報共有をした。

事例 4：児童相談所が民間あっせん機関に、養子縁組あっせんを依頼したケース③

実母、実父、養親が異なる自治体に居住しており、A 自治体の児童相談所では対応困難であったため、広域で対応することができる民間あっせん機関に依頼があった。ケースを担当している児童相談所と民間あっせん機関が協力して実母への面接や自立支援計画の策定をした。

児童は、当該民間あっせん機関に登録していた遠方に住む養親（B 自治体でも里親登録）に委託することとなり、A 自治体の児童相談所と連携してスムーズな委託につながった。

しかし、児童の委託後に B 自治体の児童相談所へ養育開始の連絡をし、B 自治体へ届出を行ったところ、B 自治体の児童相談所は養親への家庭訪問を実施することなく、養親に問い合わせを重ね、また民間あっせん機関に対して自治体に登録された里親への委託が協議なく行われたことへの指摘があり、B 自治体の児童相談所とは連携できなかった。

A 自治体の児童相談所とは連携が円滑であったが、B 自治体の児童相談所とは連携が難しいと感じたケースであった。

- (2) 民間あっせん機関は、養親希望者が法第 26 条の規定に該当する場合は、養子縁組のあっせんを行ってはならないとされており、「宣誓書」により確認した上で、当該養親希望者の本籍地の市区町村に対して、犯歴情報の照会に加えて、必要に応じて都道府県等に対し、「照会書」により照会を行うなどの確認が必要である。照会を受けた自治体は個人情報保護条例等における第三者提供に関する規定の下、養親希望者に係る児童虐待に関する情報等、必要な情報の提供を行う（児童相談所運営指針第 4 章第 3 節 8（4））。

民間あっせん機関は、マッチングに際して、養親希望者に関する法第 26 条の規定以外の内容に関して、配慮すべき事項を児童相談所に確認したい場合には、児童相談所に照会する前に、予め養親希望者に対して照会することの必要性を説明した上で照会の同意を取っておくことが必要になる。照会を受けた児童相談所は、必要に応じて、当該民間あっせん機関と協議の上、対応する。

3. 縁組成立前養育の段階における連携

- (1) 児童相談所で一時保護または措置を受けている児童について、実父母等が民間あっせん機関での養子縁組あっせんを希望した場合に、児童相談所がどのように一時保護の解除を判断及び調整すべきかの検討。
- (2) 民間あっせん機関による養子縁組あっせんで、養親希望者が児童の養育を開始したときの対応。具体的には、以下の各項目が考えられる。
 - ・ 児童の居住地の都道府県知事への養育開始の届出の遵守（法第 32 条第 3 項）
 - ・ 民間あっせん機関から養親希望者への説明
 - 同居児童の届出（児童福祉法第 30 条第 1 項）
 - 児童相談所による家庭訪問があり、児童福祉司指導等があり得ることの説明
 - ・ 児童の居住地を管轄する児童相談所への児童の養育開始の連絡・養親情報の共有
- (3) 養親希望者による養育が不調となり、児童の保護が必要となったケースの対応。

- (1) 児童相談所で一時保護または措置を受けている児童について、実父母が民間あっせん機関での養子縁組あっせんを希望した場合には、児童相談所は「当該民間あっせん機関があっせんする予定の養親希望者が子どもを適切に養育できることが児童相談所において確認できた場合には、一時保護を解除するとともに、民間あっせん機関と連携して、養子縁組に向けた実親への支援を行うこと」とされている（児童相談所運営指針第 4 章第 3 節 8（5））。

児童相談所と民間あっせん機関において、相互に十分な情報や支援方針の共有が必要である。

- (2) 民間あっせん機関による養子縁組あっせんで、養親希望者が児童の養育を開始したときは、児童の居住地の都道府県知事にその旨を報告しなければならない（法第 32 条第 1 項）。

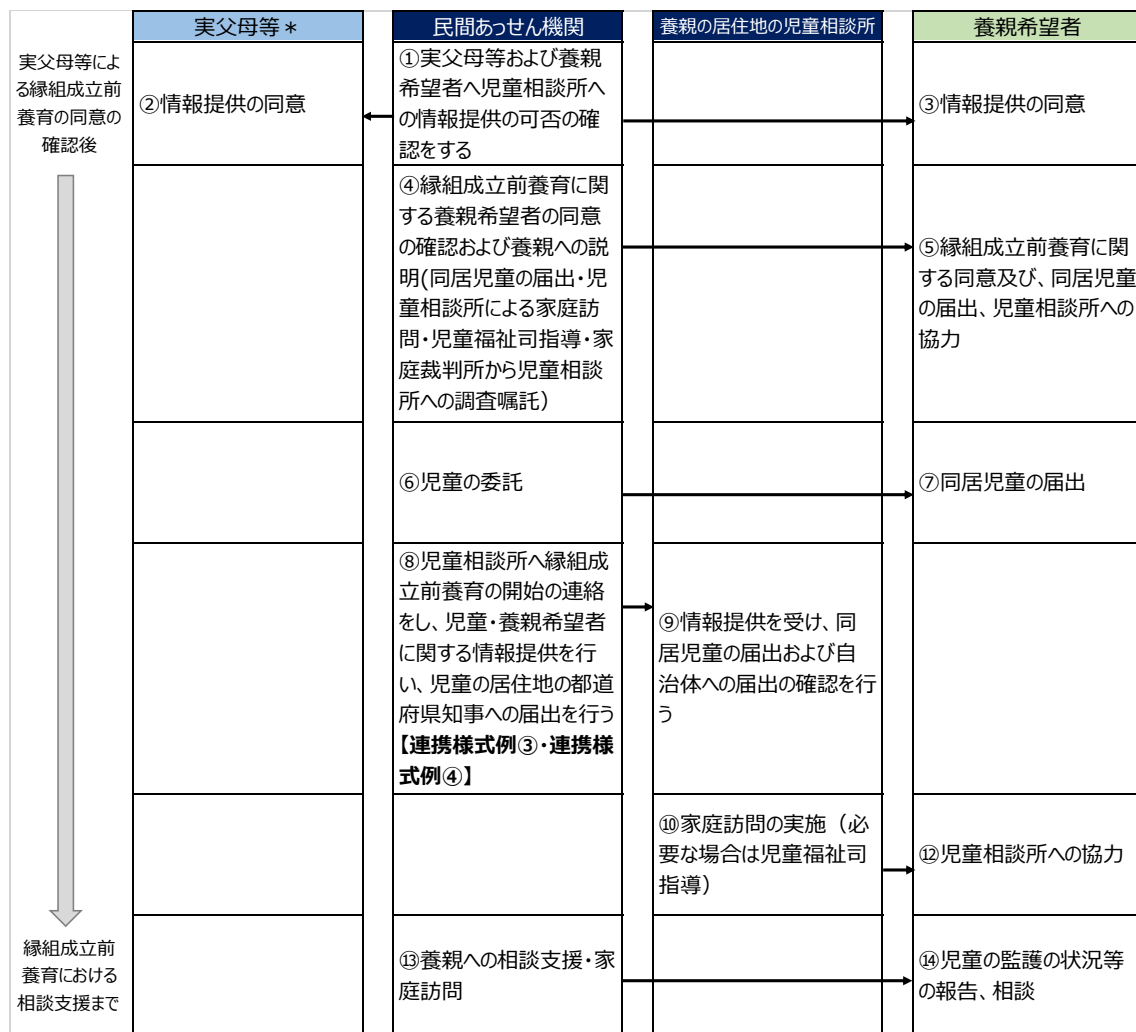
また、養親希望者には、住民基本台帳法の規定に基づく児童の住所の異動に係る届出及び児童福祉法第 30 条第 1 項の規定に基づく届出（同居児童の届出）を行うことについて書面によって同意を得ることが規定されている（法第 29 条第 2 項、民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律施行規則第 14 条（以下「法施行規則」という。））。民間あっせん機関は、この説明を行う際に、児童相談所が縁組成立前養育の期間中に家庭訪問を行い、必要な場合には児童福祉司指導を行う可能性があることも養親希望者に伝え、理解を求めるべきである。

児童相談所は、「民間あっせん機関が養子縁組のあっせんをした子ども等を把握した場合には、関係機関と連携し、家庭訪問により子どもの状況を確認するとともに

に、市区町村の子育て支援行政や母子保健行政と連携して支援体制を構築するなど、必要に応じて支援を行う（児童相談所運営指針第4章第3節の8（6））」とされていることから、児童の適切な養育に必要な支援を行うためには、児童相談所との連携協力は不可欠である。連携にあたり、養親希望者の情報を共有するためには、当該養親希望者の同意を事前に確認する必要がある。共有される情報については、許可自治体への報告と同程度であることが望ましい。【参考：連携様式集 連携様式例③・連携様式例④】

民間あっせん機関のケースで、実父母等による縁組成立前養育の同意の確認後、縁組成立前養育を行う場合の児童相談所との連携モデルは図表2の通りである。

図表 86 民間あっせん機関による養子縁組あっせん
縁組成立前養育を行う場合の児童相談所との連携モデル



* 実父母等とは、法第25条第1項に規定されるもの

事例 5：民間あっせん機関が児童の委託時に、児童相談所と情報共有したケース

民間あっせん機関が児童を養親希望者に委託した時点で、養親希望者の居住地の市にある児童相談所に連絡をし、民間あっせん機関は電話等で児童相談所に対し、養親希望者、児童、実母に関する情報、家族背景や居住地、これまでの経緯などの情報を伝達した。

その後、民間あっせん機関と共に児童と養親希望者が市区町村窓口と同じ建物内にある児童相談所に出向き、同居児童の届出を記入し、その場で児童相談所の担当ケースワーカーは養親希望者への聞き取りを行った。その際に、児童相談所による家庭訪問を約束を取り付け、特別養子縁組成立までに家庭訪問を 2~3 回行うことができ、スムーズな支援ができた。

事例 6：民間あっせん機関が委託後に、児童相談所に連絡があったケース

児童相談所管内で行われた民間あっせん機関による養子縁組の委託に関して、民間あっせん機関から児童相談所へ電話連絡と書面にて養親情報が提供された。そのため、養親希望者に連絡し、支援のための情報収集に努めようとしたが、民間あっせん機関が養親希望者に対して同居児童の届出や児童福祉司指導の説明をしていなかったため、養親希望者からの協力や必要な情報を得ることが困難だった。

- (3) 養親希望者による養育が不調となり、児童の保護が必要となったケースの対応として、「民間あっせん機関は、第 29 条第 5 項の規定により養親希望者に対して縁組成立前養育の中止を求めたときは、養親希望者から児童の引き渡しを受けて、当該児童についての監護の権利を有する者らに引き渡すこと、児童相談所に児童福祉法第 25 条第 1 項の規定による通告を行うことその他の児童の保護のための適切な措置を講ずるものとする」とされている（法第 31 条）。

縁組成立前養育が中止された場合、「監護の権利を有する者」に引き渡すと失踪や虐待などのリスクが生じる可能性を十分考慮すべきであり、必要に応じて児童の引渡し前に監護の権利を有する者（基本的には親権者）が居住する地域の児童相談所と協議する。協議を受けた児童相談所は、当該民間あっせん機関と十分協議したうえでアセスメントすべきである。

民間あっせん機関及び監護の権利を有する者が居住する地域の児童相談所、民間あっせん機関を許可した自治体は、必要に応じて情報の共有を行い援助にあたる。

4. 養子縁組成立後の支援の段階における連携

（１）養子縁組の成立後に、連携による継続的な相談支援が必要であるケース。

（１）養子縁組の成立後に、継続的な相談支援が必要であるケースについては、養子縁組を支援した機関が継続的に相談支援を行う。さらなる支援が必要である場合には、当該養親が居住する地域の児童相談所に協力を求める。協力の求めを受けた児童相談所は、「関係機関と連携を図りながら、４（養子縁組成立後の支援）と同等の支援が行えるよう必要な援助を行う」（児童相談所運営指針第４章第３節８（８）。養親が当事者同士の交流の機会を希望する場合には、援助の機会を提供できるよう模索する。

Ⅲ. 連携様式集

前述の連携モデルにおける活用を想定して次頁以降にその連携様式例を示す。

連携様式例①：養親希望者が見つからない場合の情報共有様式(児童)

連携様式例②：養親希望者が見つからない場合の情報共有様式(養親希望者)

連携様式例③：縁組成立前養育を行う場合の児童相談所への情報提供様式(児童)

連携様式例④：縁組成立前養育を行う場合の児童相談所への情報提供様式(養親希望者)

養親希望者が見つからない場合の情報共有様式（児童）

記入日	年	月	日
記入者			
連絡先			

※民間あっせん機関は、養親希望者等に対し、養子縁組のあっせんに係る児童の父母に関する情報（当該児童との養子縁組を成立させるために必要な手続をとる際に必要な情報を除く。）として、「児童の父母の同意がない情報（児童の監護の状況に関する情報及び児童の心身の健康に関する情報を除く。）」を提供してはならない（民間あっせん機関による養子縁組あっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成28年法律第110号）第34条2項、民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律施行規則第17条）と規定されているため、下線のある項目以外を養親希望者または養親となったものへ提供する場合は実父母等の同意が必要であることに留意が必要である。

児 童 に つ い て	ふりがな		
	氏名	☐ 匿名	
	性別	男 ・ 女	
	生年月日または出産予定日	(生年月日 ・ 出産予定日) 年 月 日	
	妊娠の経過・出生時の状況		
	居住地		
	<u>児童の監護の状況に関する情報</u>		
	<u>児童の心身の健康に関する情報</u>		
実 父 母 に つ い て		実父	実母
	ふりがな		
	氏名	☐ 匿名	☐ 匿名
	生年月日	年 月 日	年 月 日
	居住地		
	経済状況		
	健康状態・既往歴		
	養子縁組のあっせんを必要とする理由		
	養子縁組の検討に至った経緯		

(裏面)

当該児童の父母以外に当該児童の法定代理人又は当該児童についての監護の権利を有する者がある場合

ふりがな	
氏名	
生年月日	年 月 日
住所	

養親希望者が見つからない場合の情報共有様式（養親希望者）

記入日 年 月 日

記入者

連絡先

※最初の情報提供時には、養親希望者に他機関への情報提供の同意を得た上で、「基礎情報」欄を記入して情報共有。その後、検討が進む場合は、「詳細情報」以降の情報項目を開き取って記入する。

基 礎 情 報			養父希望者		養母希望者		
	ふりがな						
	氏名						
	生年月日						
	住所		〒				
	自宅電話						
	携帯電話						
	連絡事項						
詳 細 情 報	職業						
	勤務先						
	本籍地						
	健康状態・既往歴						
	婚姻日		年 月 日				
	不妊治療歴		無・有		年 月 日～ 年 月 日		
	同居の家族	ふりがな					
		氏名					
		続柄					
		生年月日					
		年齢					
		職業等					
		健康状態					
	同居していない親族等の状況						
	申し込みの動機						
	子育ての協力者		有・無				

(裏面)

経済 状 況			養父希望者	養母希望者
	収入			
	支出	全体		
		うち家賃		
		ローン		
	資産	動産（預金）		
		不動産		
経済状況の今後の見通し				
住 居 の 状 況	土地		自己所有・借地・その他	敷地面積 m ²
	建物	自己所有・公営住宅・民間貸家・その他（ ）		
		一戸建て（ 階建て）	集合住宅（ 階建ての 階）	
		延べ面積 m ²	居室数（ LDK）	
地 域 の 状 況	教育機関等		保育園・保育所	幼稚園
			小学校	中学校
	地域の環境			
	地域との社会的関係			
考 え 方	養育に関する考え方			
法定研修を修了した年月日			年 月 日	
備考				

縁組成立前養育を行う場合の児童相談所への情報提供様式（児童）

記入日 年 月 日

記入者

連絡先

※民間あっせん機関は、養親希望者等に対し、養子縁組のあっせんに係る児童の父母に関する情報（当該児童との養子縁組を成立させるために必要な手続をとる際に必要な情報を除く。）として、「児童の父母の同意がない情報（児童の監護の状況に関する情報及び児童の心身の健康に関する情報を除く。）」を提供してはならない（民間あっせん機関による養子縁組あっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成28年法律第110号）第34条2項、民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律施行規則第17条）と規定されているため、下線のある項目以外を養親希望者または養親となったものへ提供する場合は実父母等の同意が必要であることに留意が必要である。

児 童 に つ い て	ふりがな		
	氏名		
	性別	男	女
	生年月日	年	月 日
	出生の届出の有無	有	無
	本籍地		
	<u>児童の監護の状況に関する情報</u>		
	<u>児童の心身の健康に関する情報</u>		
子 ど も の 親 権 者 に つ い て		実父	実母
	ふりがな		
	氏名	☐ 匿名	☐ 匿名
	健康状態（既往歴）		
	養子縁組のあっせんを希望する理由		
	養子縁組のあっせんを希望するに至った経緯		

当該児童の父母以外に当該児童の法定代理人又は当該児童についての監護の権利を有する者がある場合

ふりがな	
氏名	
生年月日	年 月 日
住所	

縁組成立前養育を行う場合の児童相談所への情報提供様式（養親希望者）

記入日 年 月 日

記入者

連絡先

基 礎 情 報		養父希望者	養母希望者
	ふりがな		
	氏名		
	生年月日	年 月 日	年 月 日
	職業		
	勤務先		
	住所	〒	
	本籍地		
	自宅電話		
	携帯電話		
	収入		
	健康状態・既往歴		
住 居 の 状 況	土地	自己所有・借地・その他	敷地面積 m ²
	建物	自己所有・公営住宅・民間貸家・その他（ ）	
		一戸建て（ 階建て） 集合住宅（ 階建ての 階）	
		延べ面積 m ² 居室数（ LDK）	
家 庭 の 状 況	家族関係		
	養育方針		
	養育に対する理解・熱意		

(裏面)

同居の家族	ふりがな				
	氏名				
	氏名				
	生年月日				
	年齢				
	職業等				
	健康状態				
同居していない親族等の状況					
養子縁組のあっせんを希望する理由					
養親希望者研修を修了した年月日		年 月 日			
児童福祉法第6条第4第2号に規定する 養子縁組里親である場合はその旨 及びその登録をした都道府県名					
児童の養育を開始した日		年 月 日			
養親への説明の状況		同居児童の届出の説明		未 ・ 済	
		児童相談所による家庭訪問・児童福祉司指導の説明		未 ・ 済	
		家庭裁判所から児童相談所への調査嘱託の説明		未 ・ 済	
養親による同居児童の届出(予定)日		年 月 日	※同居開始日から3ヶ月以内(乳児は1ヶ月以内)		
児童の居住地の都道府県知事への届出(予定)日		年 月 日	※児童の養育を開始した日から1ヶ月以内		
備考					

第Ⅶ章 資料編

1. アンケート調査票

2019 年度子ども・子育て支援推進調査研究事業
児童相談所と民間あっせん機関の連携・情報共有に関する調査（民間あっせん機関用）

◇調査へのご協力をお願い◇

この調査票は、全国の民間あっせん機関の方々に、児童相談所との連携・情報共有に関する現状や連携のニーズ・課題等についてお伺いするものです。

ご回答の際は、あてはまる選択肢の番号を○（マル）で囲んでいただくか、具体的な数値、用語等をご記入ください。数値を記入する設問で、該当なしは「0（ゼロ）」を、わからない場合は「-」をご記入ください。特に断りのない場合は、2019年（令和元年）10月1日時点の状況についてご記入をお願いします。

回答結果を公表する際は、統計的に処理した上で、回答者が特定されないよう加工します。

回答終了後、2019年10月31日（木）までに同封の返信用封筒に入れて、郵便ポストに投函してください。

◆貴機関の概要◆

Q1 貴機関の名称及び許可を受けた自治体をご記載ください。

名称（法人格を含む） _____
 許可を受けた自治体 _____

Q2 この調査票のご回答内容について、調査事務局より照会させていただくことがあります。その場合のご担当者名とご連絡先をご記載ください。

ご担当者名 _____
 電話番号 _____ メールアドレス _____

Q3 貴機関の養子縁組あっせん事業の開始年月と許可取得年月をご記載ください。

あっせん事業開始（西暦） _____ 年 _____ 月 許可取得（西暦） _____ 年 _____ 月

Q4 貴機関の職員体制についてご記入ください。相談員のうち、重複して資格を有する場合は、左側を優先して回答し、合計は職員の実人員数に合うようにしてください。

職員数																							
事務職		相談員																弁護士		その他		常勤 合計	非常勤 合計
		社会福祉士		児童福祉司任用資格保持者		医師		保健師		助産師		看護師		心理職		その他							
常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤		
専任	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
兼任	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人

Q5 2017年度から2018年度（2017年4月1日～2019年3月31日）までの2か年間に於ける、養子縁組の成立件数をご記入ください。

特別養子縁組成立件数 _____ 件 普通養子縁組成立件数 _____ 件
うち、許可を受けている自治体以外の養親へ児童を委託した件数 _____ 件

Q6 2017年度から2018年度までの2か年間で、養子縁組あっせんにおいて養親希望者等から受領した金額のうち、最高額と最低額をご記入ください。

最高額 _____ 円 最低額 _____ 円

◆貴機関の相談・あっせんの実績◆

Q7 2017年度から2018年度までの2か年間で、寄せられた妊娠相談の件数をご記入ください。

妊娠相談 _____ 件

Q8 2017年度から2018年度までの2か年間で特別養子縁組を検討したケースのうち、以下の件数をご記入ください。

特別養子縁組を検討 _____ 件
うち、特別養子縁組が成立 _____ 件 特別養子縁組を前提に養育中 _____ 件
児童の父母等が養育中 _____ 件 他の民間あっせん機関へつないだ _____ 件
児童相談所へつないだ _____ 件 途中で音信不通 _____ 件
その他 _____ 件（具体的に： _____ ）

Q8-1 特別養子縁組を検討したケースのうち、養育上の問題で養親が養育を中断した件数をご記入下さい。

養育上の問題で養親が養育を中断 _____ 件

Q9 2017年度から2018年度までの2か年間に特別養子縁組を前提に児童の養育を開始したケースにおける、養育開始時の児童の年齢は何歳ですか。

	0か月	1-6か月	7-12か月	1-2歳	3-5歳	6歳以上
養育を開始した児童の人数	人	人	人	人	人	人
うち、許可を受けている自治体以外の養親が養育を開始した児童の人数	人	人	人	人	人	人

Q10 2017年度から2018年度までの2か年間で普通養子縁組を検討したケースのうち、以下の件数をご記入ください。

普通養子縁組を検討 _____ 件
うち、普通養子縁組が成立 _____ 件 普通養子縁組を前提に養育中 _____ 件
児童の父母等が養育中 _____ 件 他の民間あっせん機関へつないだ _____ 件
児童相談所へつないだ _____ 件 途中で音信不通 _____ 件
その他 _____ 件（具体的に： _____ ）

Q10-1 普通養子縁組を検討したケースのうち、養育上の問題で養親が養育を中断した件数をご記入下さい。

養育上の問題で養親が養育を中断 _____ 件

Q11 2017年度から2018年度までの2か年間に普通養子縁組を前提に児童の養育を開始したケースにおける、養育開始時の児童の年齢は何歳ですか。

	0～5歳	6～10歳	11～15歳	16～20歳	21歳以上
養育を開始した児童の人数	人	人	人	人	人
うち、許可を受けている自治体以外の養親が養育を開始した児童の人数	人	人	人	人	人

Q12 2017年度から2018年度までの2か年間での新規登録のための養親希望者研修の参加者のうち、以下の件数をご記入ください。

養親希望者研修に参加 _____ 件
うち、養親登録済み _____ 件 養親登録の審査待ち _____ 件
登録を希望しなかった _____ 件 登録を希望したが登録に至らなかった _____ 件

Q13 2019年10月1日時点で、児童の委託を待っている養親登録件数をご記入ください。

合計 _____ 件
うち、自治体の里親登録数 _____ 件

◆児童相談所との連携の状況 (1) 組織間での連携◆

Q14 貴機関では、これまでに養子縁組に関して自治体から事業を受託した経験はありますか。(○は1つ)

1. ある (具体的な事業内容: _____)
2. ない

Q15 貴機関では、養子縁組に関して組織単位での連携を円滑に進める上で、自治体との間で以下の取組みを行ったことがありますか。(○はいくつでも)

1. 協定の締結 →Q15-1もご回答ください
2. 連携の進め方に関する基本方針の合意
3. 連携時の費用分担に関する合意
4. 要保護児童対策地域協議会での支援検討
5. その他(具体的に: _____)

Q15-1 「1. 協定の締結」と回答した方は、協定の相手先の機関名をご記入ください。また、差し支えない範囲で、アンケート事務局へ電子メール(添付ファイル)で協定をお送りいただくか、協定の文面のコピーを返送用封筒に同封してください。

相手先機関名 _____

Q16 組織単位での連携を円滑に進める上で、児童相談所との情報共有を目的として使用している共通様式はありますか。(○は1つ)

1. ある →Q16-1もご回答ください
2. ない

Q16-1 「1. ある」と回答した方は、共通様式の名称をご記入ください。また、差し支えない範囲で、調査事務局へ電子メール(添付ファイル)で共通様式をお送りいただくか、共通様式のコピーを返送用封筒に同封してください。

共通様式名 _____

◆児童相談所との特別養子縁組における連携の状況（２）個別ケースでの連携◆

※本調査における「個別ケースでの連携」とは、「事業の委託関係にある児童相談所との連携」を除いた連携事例を指します。なお、「連携」とは、父母等に児童相談所を紹介したケースは含みますが、自治体への法定の事後報告は含みません。

Q17 2017年度から2018年度までの2か年間にあった特別養子縁組を検討したケースの中で、父母等に児童相談所を紹介した（相談を促した）ケースは何件ありましたか。

児童相談所を紹介したケース _____ 件

Q18 2017年度から2018年度までの2か年間にあった特別養子縁組を検討したケースの中で、父母等に児童相談所を紹介したケースを除いて児童相談所との連携が必要だと感じたケースは何件ありましたか。

連携が必要だと感じた _____ 件

うち、連携して円滑に支援ができたケース _____ 件

連携したが円滑に支援ができなかったケース _____ 件

結果的に連携に至らなかったケース _____ 件

Q18-1 「連携が必要だと感じた」ケースがあったと回答した方にお聞きします。児童相談所との連携が必要だったのは、どのような理由でしたか。（○はいくつでも）

- | | |
|---------------------|---------------------------|
| 1. 児童の一時保護解除のため | 2. 児童の措置解除のため |
| 3. 養親候補者が見つからないため | 4. 都道府県を越える移動が必要なため |
| 5. 児童に障害や疾病があるため | 6. 児童の父母等に障害や疾病があるため |
| 7. 海外の法制度に関わるため | 8. 養親の養育開始前の児童の養育場所の確保のため |
| 9. 縁組成立前養育の支援が必要なため | 10. 養子縁組成立後の支援が必要なため |
| 11. その他（具体的に：_____） | |

Q18-2 「連携が必要だと感じた」ケースがあったと回答した方にお聞きします。どのような段階で連携が必要になりましたか。（○はいくつでも）

1. 特別養子縁組の検討～児童の養育の開始前まで
2. マッチング時
3. 縁組成立前養育
4. 養子縁組成立後
5. その他（具体的に：_____）

Q19 2017年度から2018年度までの2か年間に特別養子縁組を前提に児童の養育を開始したケースのうち、以下の件数をご記入ください。

特別養子縁組を前提に児童の養育を開始したケース _____ 件

うち、養親に同居児童の届出について説明したケース _____ 件

養親に児童福祉法27条1項2号措置について説明したケース _____ 件

児童(養親)の居住地の自治体へ養育開始の届出をしたケース _____ 件

児童(養親)の居住地を管轄する児童相談所へ養育開始の連絡をしたケース _____ 件

児童(養親)の居住地を管轄する児童相談所へ養親に関する情報提供をしたケース _____ 件

Q20 Q18で「連携して円滑に支援ができたケース」、「連携したが円滑に支援ができなかったケース」、「結果的に連携に至らなかったケース」があったと回答した方は、それぞれの代表的なケース（1つ）における特別養子縁組の検討から成立後の支援における連携内容とポイントを教えてください。（それぞれのプロセスについて、選択肢に○をつけた上で、具体的内容・ポイントを記載）

【1. 連携して円滑に支援ができたケース】

プロセス	支援対象	選択肢(○はいくつでも)	具体的内容・ポイント
特別養子縁組の検討 ～ 児童の養育開始前	父母	1. 相談支援 2. 支援方針の検討 3. 養子縁組に関する説明 4. 意思確認(事前同意・出生後の同意の確認を含む) 5. その他	
	養親	1. 普及啓発・リクルート活動 2. 養子縁組に関する説明・情報提供 3. 研修（基礎研修・登録前研修）の実施 4. 養親希望者の適性の確認（家庭調査を含む） 5. 認定・登録 6. 登録後の研修(更新研修を含む) 7. その他	
	児童	1. 児童を養育する場所の確保(施設措置等を含む) 2. 児童の一時保護または施設措置等の解除 3. その他	
マッチング時	父母	1. 相談支援 2. 養親候補者に関する情報提供	
	養親	1. 養親候補者の検討・打診 2. 家庭状況の確認 3. 児童との引き合わせ・交流 4. その他	
縁組成立前 養育	児童	1. 相談支援 2. その他	
	父母	1. 相談支援 2. 縁組成立前養育への同意の確認 3. その他 4. 連携したケースはない	
	養親	1. 同居児童の届け出 2. 縁組成立前養育の支援（家庭訪問も含む） 3. 特別養子縁組の手続きの支援 4. その他	
養子 縁組成立後	父母	1. 相談支援 2. 成立後の児童との交流支援 3. その他	
	養親	1. 成立後の相談支援（成立から6か月未満） 2. 成立後の相談支援（成立から6か月以降） 3. 真実告知に関する支援（研修等） 4. その他	
	児童	1. 相談支援 2. 出自に関する情報提供等の支援 3. その他	

【2. 連携したが円滑に支援ができなかったケース】

プロセス	支援対象	選択肢(○はいくつでも)	具体的内容・ポイント
特別養子縁組の検討 ～ 児童の養育開始前	父母	1. 相談支援 2. 支援方針の検討 3. 養子縁組に関する説明 4. 意思確認(事前同意・出生後の同意の確認を含む) 5. その他	
	養親	1. 普及啓発・リクルート活動 2. 養子縁組に関する説明・情報提供 3. 研修(基礎研修・登録前研修)の実施 4. 養親希望者の適性の確認(家庭調査を含む) 5. 認定・登録 6. 登録後の研修(更新研修を含む) 7. その他	
	児童	1. 児童を養育する場所の確保(施設措置等を含む) 2. 児童の一時保護または施設措置等の解除 3. その他	
マッチング時	父母	1. 相談支援 2. 養親候補者に関する情報提供	
	養親	1. 養親候補者の検討・打診 2. 家庭状況の確認 3. 児童との引き合わせ・交流 4. その他	
縁組成立前 養育	児童	1. 相談支援 2. その他	
	父母	1. 相談支援 2. 縁組成立前養育への同意の確認 3. その他 4. 連携したケースはない	
	養親	1. 同居児童の届け出 2. 縁組成立前養育の支援(家庭訪問も含む) 3. 特別養子縁組の手続きの支援 4. その他	
養子 縁組成立後	父母	1. 相談支援 2. 成立後の児童との交流支援 3. その他	
	養親	1. 成立後の相談支援(成立から6か月未満) 2. 成立後の相談支援(成立から6か月以降) 3. 真実告知に関する支援(研修等) 4. その他	
	児童	1. 相談支援 2. 出自に関する情報提供等の支援 3. その他	

【3. 結果的に連携に至らなかったケース】

プロセス	支援対象	選択肢(○はいくつでも)	具体的内容・ポイント
特別養子縁組の検討 ～ 児童の養育開始前	父母	1. 相談支援 2. 支援方針の検討 3. 養子縁組に関する説明 4. 意思確認(事前同意・出生後の同意の確認を含む) 5. その他	
	養親	1. 普及啓発・リクルート活動 2. 養子縁組に関する説明・情報提供 3. 研修(基礎研修・登録前研修)の実施 4. 養親希望者の適性の確認(家庭調査を含む) 5. 認定・登録 6. 登録後の研修(更新研修を含む) 7. その他	
	児童	1. 児童を養育する場所の確保(施設措置等を含む) 2. 児童の一時保護または施設措置等の解除 3. その他	
マッチング時	父母	1. 相談支援 2. 養親候補者に関する情報提供	
	養親	1. 養親候補者の検討・打診 2. 家庭状況の確認 3. 児童との引き合わせ・交流 4. その他	
縁組成立前 養育	児童	1. 相談支援 2. その他	
	父母	1. 相談支援 2. 縁組成立前養育への同意の確認 3. その他 4. 連携したケースはない	
	養親	1. 同居児童の届け出 2. 縁組成立前養育の支援(家庭訪問も含む) 3. 特別養子縁組の手続きの支援 4. その他	
養子 縁組成立後	父母	1. 相談支援 2. 成立後の児童との交流支援 3. その他	
	養親	1. 成立後の相談支援(成立から6か月未満) 2. 成立後の相談支援(成立から6か月以降) 3. 真実告知に関する支援(研修等) 4. その他	
	児童	1. 相談支援 2. 出自に関する情報提供等の支援 3. その他	

Q20-1 連携したケースがある方のうち、連携時に用いた様式・書式等があれば、調査事務局へ電子メール(添付ファイル)でお送りいただくか、返送用封筒にコピーを同封してください。

◆児童の出自に関する情報提供等について

Q21 事業を廃止（停止・休止も含む）した他の民間あっせん機関等の養子縁組に関する記録（帳簿を含む）を保管していますか。（○は1つ）

1. 保管している →Q21-1・Q21-2もご回答ください 2. 保管していない

Q21-1 「1. 保管している」と回答した方にお聞きます。団体数とケース数をそれぞれご回答ください。

団体数 _____ 件 ケース数 _____ 件

Q21-2 「1. 保管している」と回答した方にお聞きます。保管していることをホームページ等で周知していますか。（○は1つ）

1. 周知している 2. 周知していない

Q22 養子縁組に関する記録の保管期間はどれくらいですか。（○は1つ）

1. 永年保管 2. 期間を定めている → _____ 年間
3. 特に定めていない

Q23 養子縁組の記録に関して、当事者（父母・児童・養親）から情報提供等の希望があった場合の開示方法に関するルールを定めていますか。（○は1つ）

1. 定めている 2. 定めていない

Q23-1 「1. 定めている」と回答した方のうち、当該ルールについて具体的に分かる資料等があれば、調査事務局へ電子メール（添付ファイル）でお送りいただくか、返送用封筒にコピーを同封して下さい。

Q24 養子縁組の記録に関して、当事者（父母・児童・養親）から情報提供等の希望があった場合の開示範囲に関するルールを定めていますか。（○は1つ）

1. 定めている 2. 定めていない

Q24-1 「1. 定めている」と回答した方のうち、当該ルールについて具体的に分かる資料等があれば、調査事務局へ電子メール（添付ファイル）でお送りいただくか、返送用封筒にコピーを同封して下さい。

Q25 児童の出自に関する情報について、基本的にどのような情報を記録していますか。（○はいくつでも）

- | | | |
|----------------------|-------------------------|---------------------------|
| 1. 父母の氏名 | 2. 父母の住所 | 3. 父母の生年月日 |
| 4. 父母の出身地 | 5. 父母の生育歴 | 6. 父母の生活の状況 |
| 7. 父母の病歴（アレルギー情報を含む） | 8. 父母の家族の病歴（アレルギー情報を含む） | |
| 9. 父母の関係性 | 10. 父母の職業等 | 11. 養子縁組の相談の経緯 |
| 12. 児童の出生場所 | 13. 児童の出生時の状況 | 14. 児童から父母へのコンタクトの可否に係る希望 |
| 15. その他（具体的に： | | ） |

か。(○は1つ)

1. 確認している

2. 確認していない

不同意の確認をしていますか。(○は1つ)

1. 確認している

2. 確認していない

Q28 児童から、出自に関する情報の開示を求められたことはありますか。(○は1つ)

1. ある

→Q28-1もご回答ください

2. ない

たことがある場合、どのような内容の開示を求められましたか。(○はいいくつでも)

1. 父母の氏名

2. 父母の住所

3. 父母の生年月日

4. 父母の出身地

5. 父母の生育歴

6. 父母の生活の状況

7. 父母の病歴（アレルギー情報を含む）

8. 父母の家族の病歴（アレルギー情報を含む）

9. 父母の関係性

10. 父母の職業等

11. 養子縁組の相談の経緯

12. 児童の出生場所

13. 児童の出生時の状況

14. 児童から父母へのコンタクトの可否に係る希望

15. その他（具体的に：

)

◆連携における期待と課題◆

さい。（自由に記載）

＜連携が円滑に進む要因＞

＜連携が円滑に進まない要因＞

載)

これでアンケートは終了です。同封の返信用封筒（名前や住所の記載は不要です）に入れて、2019年10月31日（木）までに郵便ポストに投函してください。ご協力ありがとうございました。

2019 年度子ども・子育て支援推進調査研究事業
児童相談所と民間あっせん機関の連携・情報共有に関する調査（児童相談所用）

◇調査へのご協力をお願い◇

この調査票は、全国の児童相談所の方々に、民間あっせん機関との連携・情報共有に関する現状や連携のニーズ・課題等についてお伺いするものです。

ご回答の際は、あてはまる選択肢の番号を○（マル）で囲んでいただくか、具体的な数値、用語等をご記入ください。数値を記入する設問で、該当なしは「0（ゼロ）」を、わからない場合は「－」をご記入ください。特に断りのない場合は、2019年（令和元年）10月1日時点の状況についてご記入をお願いします。

回答結果を公表する際は、統計的に処理した上で、回答者が特定されないよう加工します。

回答終了後、2019年10月31日（木）までに同封の返信用封筒に入れて、郵便ポストに投函してください。

◆貴所の概要◆

Q1 貴所の名称及び貴自治体名をご記載ください。

名称 _____
貴自治体名 _____ 都・道・府・県・市

Q2 この調査票のご回答内容について、調査事務局より照会させていただくことがあります。その場合のご担当者名とご連絡先をご記載ください。

ご担当者名 _____
電話番号 _____ メールアドレス _____

Q3 貴所の職員体制のうち、里親担当者の人数についてご記入ください。

里親担当者数 _____ 人
うち、常勤の里親担当者数 _____ 人（うち、専任：____人・兼任：____人）
非常勤の里親担当者数 _____ 人（うち、専任：____人・兼任：____人）

Q3-1 「里親担当者」とは別に、専任の養子縁組里親担当者がある場合は人数をご記入ください。

養子縁組里親担当者数 _____ 人（常勤：____人・非常勤：____人）

Q4 2017年度から2018年度（2017年4月1日～2019年3月31日）までの2か年間における、養子縁組の成立件数をご記入ください。

特別養子縁組成立件数 _____ 件 普通養子縁組成立件数 _____ 件
うち、貴自治体に登録する里親以外へ児童を委託した件数 _____ 件

◆貴所の相談・あっせんの実績◆

Q5 2017年度から2018年度までの2か年間で特別養子縁組を検討したケースのうち、以下の件数をご記入ください。

特別養子縁組を検討 _____ 件

うち、特別養子縁組が成立 _____ 件 特別養子縁組を前提に養育中 _____ 件

児童の父母等が養育中 _____ 件 民間あっせん機関へつないだ _____ 件

他の児童相談所へつないだ _____ 件 途中で音信不通 _____ 件

その他 _____ 件（具体的に： _____ ）

Q5-1 特別養子縁組を検討したケースのうち、養育上の問題で養親が養育を中断した件数をご記入ください。

養育上の問題で養親が養育を中断 _____ 件

Q6 2017年度から2018年度までの2か年間に特別養子縁組を前提に児童の養育を開始したケースにおける、養育開始時の児童の年齢は何歳ですか。

	0か月	1-6か月	7-12か月	1-2歳	3-5歳	6歳以上
養育を開始した児童の人数	人	人	人	人	人	人
うち、貴自治体に登録する里親以外に委託した児童の人数	人	人	人	人	人	人

Q7 2017年度から2018年度までの2か年間で普通養子縁組を検討したケースのうち、以下の件数をご記入ください。

普通養子縁組を検討 _____ 件

うち、普通養子縁組が成立 _____ 件 普通養子縁組を前提に養育中 _____ 件

児童の父母等が養育中 _____ 件 民間あっせん機関へつないだ _____ 件

他の児童相談所へつないだ _____ 件 途中で音信不通 _____ 件

その他 _____ 件（具体的に： _____ ）

Q7-1 普通養子縁組を検討したケースのうち、養育上の問題で養親が養育を中断した件数をご記入ください。

養育上の問題で養親が養育を中断 _____ 件

Q8 2017年度から2018年度までの2か年間に普通養子縁組を前提に児童の養育を開始したケースにおける、養育開始時の児童の年齢は何歳ですか。

	0～5歳	6～10歳	11～15歳	16～20歳	21歳以上
養育を開始した児童の人数	人	人	人	人	人
うち、貴自治体に登録する里親以外に委託した児童の人数	人	人	人	人	人

Q9 2017年度から2018年度までの2か年間での新規登録のための養子縁組里親研修（養子縁組里親登録を希望する者で養育里親研修と一体での研修を受けた者を含む）の参加者のうち、以下の件数をご記入ください。

養子縁組里親研修に参加 _____ 件

うち、養子縁組里親登録済み _____ 件

養子縁組里親登録の審査待ち _____ 件

養子縁組里親希望者が登録申請しなかった _____ 件

養子縁組里親希望者が登録申請したが登録に至らなかった _____ 件

Q10 2019年10月1日時点で、児童の委託を待っている養子縁組里親登録数をご記入ください。

合計 _____ 件

◆民間あっせん機関との連携の状況（１）組織間での連携◆

Q11 貴所または貴自治体では、これまでに養子縁組に関して民間あっせん機関へ事業を委託した経験はありますか。（○は1つ）

1. ある （具体的な事業内容： _____ ）
2. ない

Q12 貴所または貴自治体では、養子縁組に関して組織単位での連携を円滑に進める上で、民間あっせん機関との間で以下の取組みを行ったことがありますか。（○はいくつでも）

1. 協定の締結 →Q12-1もご回答ください
2. 連携の進め方に関する基本方針の合意
3. 連携時の費用分担に関する合意
4. 要保護児童対策地域協議会での支援検討
5. その他（具体的に： _____ ）

Q12-1 「1. 協定の締結」と回答した方は、協定の相手先の機関名をご記入ください。また、差し支えない範囲で、調査事務局へ電子メール（添付ファイル）で協定をお送りいただくか、協定の文面のコピーを返送用封筒に同封してください。

相手先機関名 _____

Q13 組織単位での連携を円滑に進める上で、民間あっせん機関との情報共有を目的として使用している共通様式はありますか。（○は1つ）

1. ある →Q13-1もご回答ください
2. ない

Q13-1 「1. ある」と回答した方は、共通様式の名称をご記入ください。また、差し支えない範囲で、調査事務局へ電子メール（添付ファイル）で共通様式をお送りいただくか、共通様式のコピーを返送用封筒に同封してください。

共通様式名 _____

◆民間あっせん機関との特別養子縁組における連携の状況（２）個別ケースでの連携◆

※本調査における「個別ケースでの連携」とは、「事業の委託関係にある民間あっせん機関との連携」を除いた連携事例を指します。なお、「連携」とは、父母等に民間あっせん機関を紹介したケースは含みますが、民間あっせん機関から自治体への法定の事後報告は含みません。

Q14 2017年度から2018年度までの2か年間にあった特別養子縁組を検討したケースの中で、父母等に民間あっせん機関を紹介した（相談を促した）ケースは何件ありましたか。

民間あっせん機関を紹介したケース _____ 件

Q15 2017年度から2018年度までの2か年間にあった特別養子縁組を検討したケースの中で、父母等に民間あっせん機関を紹介したケースを除いて民間あっせん機関との連携が必要だと感じたケースは何件ありましたか。

連携が必要だと感じた _____ 件

うち、連携して円滑に支援ができたケース _____ 件

連携したが円滑に支援ができなかったケース _____ 件

結果的に連携に至らなかったケース _____ 件

Q15-1 「連携が必要だと感じた」ケースがあったと回答した方にお聞きします。民間あっせん機関との連携が必要だったのは、どのような理由でしたか。（○はいくつでも）

- | | |
|----------------------|---------------------------|
| 1. 児童の一時保護解除のため | 2. 児童の措置解除のため |
| 3. 養親候補者が見つからないため | 4. 都道府県を越える移動が必要なため |
| 5. 児童に障害や疾病があるため | 6. 児童の父母等に障害や疾病があるため |
| 7. 海外の法制度に関わるため | 8. 養親の養育開始前の児童の養育場所の確保のため |
| 9. 縁組成立前養育の支援が必要なため | 10. 養子縁組成立後の支援が必要なため |
| 11. その他（具体的に： _____） | |

Q15-2 「連携が必要だと感じた」ケースがあったと回答した方にお聞きします。どのような段階で連携が必要になりましたか。（○はいくつでも）

1. 特別養子縁組の検討～児童の養育の開始前まで
2. マッチング時
3. 縁組成立前養育
4. 養子縁組成立後
5. その他（具体的に： _____）

Q16 2017年度から2018年度までの2か年間に特別養子縁組を前提として同居児童の届出が提出されたケースは何件ありましたか。

特別養子縁組を前提として同居児童の届出が提出されたケース _____ 件

うち、児童福祉法27条1項2号措置をしたケース _____ 件

家庭訪問を行ったケース _____ 件

Q17 Q15で「連携して円滑に支援ができたケース」、「連携したが円滑に支援ができなかったケース」、「結果的に連携に至らなかったケース」があったと回答した方は、それぞれの代表的なケース（1つ）における特別養子縁組の検討から成立後の支援における連携内容とポイントを教えてください。（それぞれのプロセスについて、選択肢に○をつけた上で、具体的内容・ポイントを記載）

【1. 連携して円滑に支援ができたケース】

プロセス	支援対象	選択肢(○はいくつでも)	具体的内容・ポイント
特別養子縁組の検討 ～ 児童の養育開始前	父母	1. 相談支援 2. 支援方針の検討 3. 養子縁組に関する説明 4. 意思確認(事前同意・出生後の同意の確認を含む) 5. その他	
	養親	1. 普及啓発・リクルート活動 2. 養子縁組に関する説明・情報提供 3. 研修（基礎研修・登録前研修）の実施 4. 養親希望者の適性の確認（家庭調査を含む） 5. 認定・登録 6. 登録後の研修(更新研修を含む) 7. その他	
	児童	1. 児童を養育する場所の確保(施設措置等を含む) 2. 児童の一時保護または施設措置等の解除 3. その他	
マッチング時	父母	1. 相談支援 2. 養親候補者に関する情報提供	
	養親	1. 養親候補者の検討・打診 2. 家庭状況の確認 3. 児童との引き合わせ・交流 4. その他	
縁組成立前 養育	児童	1. 相談支援 2. その他	
	父母	1. 相談支援 2. 縁組成立前養育への同意の確認 3. その他 4. 連携したケースはない	
	養親	1. 同居児童の届け出 2. 縁組成立前養育の支援（家庭訪問も含む） 3. 特別養子縁組の手続きの支援 4. その他	
養子 縁組成立後	父母	1. 相談支援 2. 成立後の児童との交流支援 3. その他	
	養親	1. 成立後の相談支援（成立から6か月未満） 2. 成立後の相談支援（成立から6か月以降） 3. 真実告知に関する支援（研修等） 4. その他	
	児童	1. 相談支援 2. 出自に関する情報提供等の支援 3. その他	

【2. 連携したが円滑に支援ができなかったケース】

プロセス	支援対象	選択肢(○はいくつでも)	具体的内容・ポイント
特別養子縁組の検討 ～ 児童の養育開始前	父母	1. 相談支援 2. 支援方針の検討 3. 養子縁組に関する説明 4. 意思確認(事前同意・出生後の同意の確認を含む) 5. その他	
	養親	1. 普及啓発・リクルート活動 2. 養子縁組に関する説明・情報提供 3. 研修(基礎研修・登録前研修)の実施 4. 養親希望者の適性の確認(家庭調査を含む) 5. 認定・登録 6. 登録後の研修(更新研修を含む) 7. その他	
	児童	1. 児童を養育する場所の確保(施設措置等を含む) 2. 児童の一時保護または施設措置等の解除 3. その他	
マッチング時	父母	1. 相談支援 2. 養親候補者に関する情報提供	
	養親	1. 養親候補者の検討・打診 2. 家庭状況の確認 3. 児童との引き合わせ・交流 4. その他	
縁組成立前 養育	児童	1. 相談支援 2. その他	
	父母	1. 相談支援 2. 縁組成立前養育への同意の確認 3. その他 4. 連携したケースはない	
	養親	1. 同居児童の届け出 2. 縁組成立前養育の支援(家庭訪問も含む) 3. 特別養子縁組の手続きの支援 4. その他	
養子 縁組成立後	父母	1. 相談支援 2. 成立後の児童との交流支援 3. その他	
	養親	1. 成立後の相談支援(成立から6か月未満) 2. 成立後の相談支援(成立から6か月以降) 3. 真実告知に関する支援(研修等) 4. その他	
	児童	1. 相談支援 2. 出自に関する情報提供等の支援 3. その他	

【3. 結果的に連携に至らなかったケース】

プロセス	支援対象	選択肢(○はいくつでも)	具体的内容・ポイント
特別養子縁組の検討 ～ 児童の養育開始前	父母	1. 相談支援 2. 支援方針の検討 3. 養子縁組に関する説明 4. 意思確認(事前同意・出生後の同意の確認を含む) 5. その他	
	養親	1. 普及啓発・リクルート活動 2. 養子縁組に関する説明・情報提供 3. 研修(基礎研修・登録前研修)の実施 4. 養親希望者の適性の確認(家庭調査を含む) 5. 認定・登録 6. 登録後の研修(更新研修を含む) 7. その他	
	児童	1. 児童を養育する場所の確保(施設措置等を含む) 2. 児童の一時保護または施設措置等の解除 3. その他	
マッチング時	父母	1. 相談支援 2. 養親候補者に関する情報提供	
	養親	1. 養親候補者の検討・打診 2. 家庭状況の確認 3. 児童との引き合わせ・交流 4. その他	
縁組成立前 養育	児童	1. 相談支援 2. その他	
	父母	1. 相談支援 2. 縁組成立前養育への同意の確認 3. その他 4. 連携したケースはない	
	養親	1. 同居児童の届け出 2. 縁組成立前養育の支援(家庭訪問も含む) 3. 特別養子縁組の手続きの支援 4. その他	
養子 縁組成立後	父母	1. 相談支援 2. 成立後の児童との交流支援 3. その他	
	養親	1. 成立後の相談支援(成立から6か月未満) 2. 成立後の相談支援(成立から6か月以降) 3. 真実告知に関する支援(研修等) 4. その他	
	児童	1. 相談支援 2. 出自に関する情報提供等の支援 3. その他	

Q17-1 連携したケースがある方のうち、連携時に用いた様式・書式等があれば、調査事務局へ電子メール(添付ファイル)でお送りいただくか、返送用封筒にコピーを同封してください。

◆児童の出自に関する情報提供等について◆

Q18 養子縁組に関する記録の保管期間はどれくらいですか。（○は1つ）

1. 永年保管 2. 期間を定めている → _____ 年間
3. 特に定めていない

Q19 養子縁組の記録に関して、当事者（父母・児童・養親）から情報提供等の希望があった場合の開示方法に関するルールを定めていますか。（○は1つ）

1. 定めている 2. 定めていない

Q19-1 「1. 定めている」と回答した方のうち、当該ルールについて具体的に分かる資料等があれば、調査事務局へ電子メール（添付ファイル）でお送りいただくか、返送用封筒にコピーを同封して下さい。

Q20 養子縁組の記録に関して、当事者（父母・児童・養親）から情報提供等の希望があった場合の開示範囲に関するルールを定めていますか。（○は1つ）

1. 定めている 2. 定めていない

Q20-1 「1. 定めている」と回答した方のうち、当該ルールについて具体的に分かる資料等があれば、調査事務局へ電子メール（添付ファイル）でお送りいただくか、返送用封筒にコピーを同封して下さい。

Q21 児童の出自に関する情報について、基本的にどのような情報を記録していますか。（○はいくつでも）

1. 父母の氏名 2. 父母の住所 3. 父母の生年月日
4. 父母の出身地 5. 父母の生育歴 6. 父母の生活の状況
7. 父母の病歴（アレルギー情報を含む） 8. 父母の家族の病歴（アレルギー情報を含む）
9. 父母の関係性 10. 父母の職業等 11. 養子縁組の相談の経緯
12. 児童の出生場所 13. 児童の出生時の状況 14. 児童から父母へのコンタクトの可否に係る希望
15. その他（具体的に： _____ ）

Q22 父母の情報を児童に開示することについて、あっせん時に、父母に同意・不同意の確認をしていますか。（○は1つ）

1. 確認している 2. 確認していない

Q23 父母の情報を児童に開示することについて、児童から情報の開示の求めがあった時点で、父母に同意・不同意の確認をしていますか。（○は1つ）

1. 確認している 2. 確認していない

Q24 児童から、出自に関する情報の開示を求められたことはありますか。（○は1つ）

1. ある

→Q24-1もご回答ください

2. ない

Q24-1 「1.ある」と回答した方にお聞きます。児童から、特定の情報を指定して、情報の開示を求められたことがある場合、どのような内容の開示を求められましたか。（○はいくつでも）

1. 父母の氏名

2. 父母の住所

3. 父母の生年月日

4. 父母の出身地

5. 父母の生育歴

6. 父母の生活の状況

7. 父母の病歴（アレルギー情報を含む）

8. 父母の家族の病歴（アレルギー情報を含む）

9. 父母の関係性

10. 父母の職業等

11. 養子縁組の相談の経緯

12. 児童の出生場所

13. 児童の出生時の状況

14. 児童から父母へのコンタクトの可否に係る希望

15. その他（具体的に：

）

◆連携における期待と課題◆

Q25 民間あっせん機関との連携が円滑に進む要因、連携が円滑に進まない要因として考えられることを教えてください。（自由に記載）

<連携が円滑に進む要因>

<連携が円滑に進まない要因>

Q26 民間あっせん機関との連携のあり方について、今後期待することがあれば自由にご記載ください。（自由に記載）

これでアンケートは終了です。同封の返信用封筒（名前や住所の記載は不要です）に入れて、2019年10月31日（木）までに郵便ポストに投函してください。ご協力ありがとうございました。

2. 参考文献

- ・姜恩和（2014）「2012 年養子縁組特例法にみる韓国の養子制度の現状と課題—未婚母とその子どもの処遇を中心に—」
- ・厚生労働省（2016）「特別養子縁組に関する調査結果」
- ・ジュリー・テイラー, ジュン・ソウバーン著, 西郷泰之訳『子育て困難家庭のための多職種協働ガイド：地域での専門職連携教育(IPE)の進め方』明石書店, 2018
- ・東京都福祉保健局（2019）第2回専門部会「資料3 養子縁組民間あっせん事業者の状況」
- ・日本国際社会事業団「養子の方へ」
- ・日本財団（2017）「養子縁組の記録とアクセス支援に関する報告書」
- ・森和子（2006）「養子の出自を知る権利の保障についての一察 — オーストラリア・ニュージーランドにおける実践から — 」『文京学院大学人間学部研究紀要』vol.8, No.1, 21-51
- ・森和子（2018）「養子のアイデンティティ形成に関する研究の動向と展望 — 「真実告知」と「ルーツ探し」に着目して— 」『文京学院大学人間学部研究紀要』vol.19, 197-209
- ・横須賀市児童相談所（2019）「特別養子縁組を前提とした新生児委託マニュアル第3版」

令和元年度（2019 年度）厚生労働省子ども家庭局
子ども・子育て支援推進調査研究事業

養子縁組あっせんにおける民間あっせん機関と児童相談所との
連携や情報共有のあり方に関する調査研究 報告書
令和2（2020）年3月

株式会社 HITOTOWA
HITOTOWA こども総研
